



2021-2022 ヨーロッパ短期海外研修

研究レポート

一橋大学経済学部

～ 目次 ～

1. ヨーゼフ・ボイスと宇沢弘文の視点から考えるサステイナブルな社会
(岩崎友哉)
2. 移民政策においてドイツが抱える問題と、それに対する新たな視点
(小野田美晴)
3. 欧州の持続可能な消費と生産のパラドックス：欧州におけるファストファッション業界の多国籍企業がもたらす影響とは？
(佐藤遙香)
4. 幸福度を上げるために何が求められるか.
(西村隆佑)
5. CLD児とその親の経験や語りから考える言語教育のあり方
(金子友香)
6. ドイツと日本の障害者雇用制度について
(塩谷理絵)
7. なぜスペインの失業率は景気の変動に過剰反応しているのか？
(グエン クイン チャン)
8. 新型コロナウィルス流行期の労働市場の比較：アメリカ合衆国、フランス、そして日本における就業
(上田志美)
9. スマートシティ政策における日本の課題と欧州の取り組み (草田開地)
10. フィンランドの教育はなぜ賛美されるのか？—基礎学校に注目—
(古川陽大)

ヨーゼフ・ボイスと宇沢弘文の視点から考える

サステイナブルな社会

A sustainable society from the perspectives of
Joseph Beuys and Hirofumi Uzawa

2年・経済学部 岩崎友哉

1. 序論

2021年は前年からの新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大を受けて、これまで顕在的ないしは潜在的に存在した多くの問題が、はっきりと目に見える形で表面化し、私たちは日常生活や仕事、コミュニケーションのあり方などの根本的なことについて考え直す必要に迫られた。また昨今では、Black Lives Matter 運動や Fridays For Future 運動などの草の根的な市民運動が世界中で活発化している。私たちは現在、突如訪れたコロナ禍と、それと並行して起こっている世界的な市民運動、そして活発化している SDGs 実現に向けた政府や企業の動きの中にいる。気候変動や経済格差、人種差別、自然環境破壊などが既存の体制やルールの弊害として発生してきた問題であり、世界に山積するこうした問題を根本的に解決するためには、一つ一つの問題に対症療法的に対処するのではなくて、社会を支配する体制や価値観を大きく変える必要性を、私たちは少なからず感じているのではないだろうか。

本稿では既存の社会経済システムを根底から大きく変える必要があるとの視点に立ち、地球環境の持続可能性と人間生活・人間性の持続可能性という二つの持続可能性を実現しうる未来の社会のあり方を模索する。それにあたり、ドイツの芸術家ヨーゼフ・ボイスと日本の経済学者宇沢弘文がそれぞれ提唱し

た、「社会彫刻」と「社会的共通資本」の概念を導入する。この二人は全く異なる分野で活躍し功績を挙げてきたが、実は両者の間には大きな共通点がある。しかし、現在までその共通性に注目されたことはなかった。本稿では、ボイスと宇沢の問題意識・活動・未来像などを紐解くとともに、両者の共通性に光を当て、それらを一本の糸として撚り合わせる作業を通して、既存の経済社会システムに代わる、持続可能な社会像を提示する。

2. ヨーゼフ・ボイス

2-1 導入

ヨーゼフ・ボイスは今から約 100 年前の 1921 年にドイツのクレーフェルトで生まれ、青年期までオランダ国境近くのクレーヴェで過ごした。第二次世界大戦では空軍の通信兵として従事し、ソ連国境付近で追撃を受け瀕死状態に陥ったものの、現地のタタール人によって動物・家畜の脂肪で傷を手当てされたり、フェルトで体を温められたりして助けられ一命を取り止めたと本人は語っている。終戦後、芸術家を目指しデュッセルドルフ芸術アカデミーで学び、50 年代後半から本格的にアーティスト活動を開始し、1961 年には同校の教授となつた。

ボイスは教授に着任後、フルクサスと呼ばれる芸術潮流に合流した。フルクサスとは、多国籍の人々で構成され、グループの集団が曖昧で、パフォーマンスに重点に置き、作家と一般の人の壁を取り払うなど、既存の芸術の枠組みを超えた芸術潮流である（塩見、2005、p.18）。この頃からボイス自身も、自身の身体を晒し観客を巻き込む「アクション」や、同じ作品が複数生産される「マルチプル」や、展示空間それ自体を造形の対象とする「インスタレーション」といった、芸術の枠組みにとらわれない活動を本格化させた。ボイスは脂肪とフェルトという 2 つの素材をよく用いたことから「脂肪とフェルトのアーティスト」とも呼ばれた（山本、1992、p.62）。

2-2 キーワード

ボイスは「社会彫刻」「拡張された芸術概念」「すべての人は芸術家である」といった概念や言葉を残した。芸術には何かを生み出す創造力が必要であるが、創造力は本来、すべての人間に先天的に備わっているものであるとボイスは考えた。また彼は社会全体を一つの芸術作品と捉え、それを「社会彫刻」と名付けた。人々が自身の創造力を働かせて、社会彫刻の制作に関わるとき、人々は立派な芸術家なのである。だからこそ、この「芸術」活動には「皆が参加できるし、参加しなければならない」と彼は語る（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）。

2-3 問題意識

ボイスは社会と芸術の両方に問題を感じていた。

社会に関しては、彼は1987年のセミナー公演記録『オルタナティヴへのよびかけ』において、「我々はこの自然構造の容赦ない略奪に基づく経済システムを実践しながら、ひたすらその気質を絶滅させつつある。西独の私的資本主義の経済システムが、その点で東独の国家資本主義のそれと根本的に区別がないことは、きわめて明確に確認されなければならない」と語る（針生、1992、p.77）。人間は近代社会の中で自らの能力とスケールを超えて、適正なエネルギー生産と消費の調和から逸脱し続けている。資本主義であれ、社会主義であれ、既存の経済システムは、彼にとっては「貨幣」と「権力」によって人間を阻害し抑圧する社会システムでしかなく、いずれの社会体制においても、人間は自己の労働力を切り売りする以外に道のない常民の状態におかれているのである（若江、2013、p.94）。また彼は「今、民主主義がない。官僚政治に教育されて自由な人間にはなれない。」「選挙で社会改革をしようとしてもカネを取り巻く力によって阻止されてしまう。」「問題は国による経済活動の悪用だ。」（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）などと、権力によって正常に機能していない現状の社会システムを鋭く批判する。以上のように彼は現状の経済システムと社会システムを批判した上で、「資本主義と共産主義という二つのシステムがうまれ、両極化してきたわけですが、その二つのシステムのあとに第三レベルが来る……。人間と自然の問題を解決するにはどうし

ても第三のレヴェルが必要なのです」「私がやりたいのは精神性に反することのない別の経済秩序の発生を促すことです。」（ウェイヤース、1983、p.89）

「新しい経済システムを立ち上げ、別の金融体系を作る。」（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）などと述べ、従来とは異なる経済社会システムの必要性とその構想について語る。

芸術に関しては、既存のモダンアートが一向に古い芸術の文脈から出ようとせず、余暇の慰めになっている点を批判する。20世紀の芸術家は、あくまで伝統的な芸術観を前提として芸術活動を行っており、いわば「芸術のための芸術」だったのである。彼が主眼としたのは、芸術の社会的作用であって、ボイスの出現は、芸術が壁に飾られるためのものから、個人が所有することの不可能な、「社会的普遍芸術」へと転換されたことを意味している（若江、2013、p.41）。つまり、ボイスは、創造力を發揮されたすべてのものが芸術であり、こうした意味での芸術は、社会全体にあまねく存在し得るとして、芸術を再定義したと言える。彼が定義する芸術（「拡張された芸術概念」）は自身の創造力を發揮することで誰もが参画でき、こうした状況を指して「すべての人は芸術家である」という言葉を残した。

以上のようにボイスは社会と芸術の両方に対して問題点を見出し、新たな社会や芸術のあり方への転換の必要性を感じていた。そして彼はこれらの問題を、芸術の領域を社会にまで拡大することによって解決しようとしたのである。

2-4 解決手法

ボイスは芸術を人々の意識改革の手段とし、社会改革を芸術家の創造活動の目標とした（若江、2013、p.122）。彼は「われわれは、物理的な現実、表面的なあらわれという面でのみ考えるように慣らされてしまっている」として、人々が目に見える現実のみに基づいて思考していると指摘する。その上で、「もし私が他の知覚、あるいは認識の器官でもって、もっと別のものをとらえることができれば、それらもまた現実の一部となるんだ。で、これを追求するのが私の真の意図、いや、私のつとめですらあるように思う。」（高島、

1983、p.44) と、自分自身が人々と異なる知覚で物事を捉えることが使命であると語る。また、ある固定した状況についてはその内部にいる状態では語れず、一番良いのはその枠の外に出てみることであると言う。ボイス自身が別領域に身を置き、そこで知覚した物事を皆に提示すれば、彼らを挑発できるかもしれない。すると人々は困惑し、ありとあらゆる質問を彼に投げかける。最終的には自分たちの立脚点がそもそも誤りであったと人々に気づかせることができると彼は考えていた(高島、1983、p.44)。彼は戦争で負った心的外傷による後遺症の療養期間を振り返って、「芸術家とは時代の精神的な傷を示し、また救済の役割を率先して果たすものだと悟った」と言う(若江、2013、p.113)。こうした思いがあったからこそ、ボイスの作品には一般人から見ればショッキングな題名や発言が伴う。例えば、サリドマイド薬害問題発生後には、「サリドマイド児は現代最高の作曲家である」と発言した。この発言の背景には、サリドマイド薬害問題に何の関心も持たない人に対して問題について考える機会を与えるというボイスの意図があった(若江、2013、p.31)。つまりボイスは人々を作品によって挑発したのである。私たちが置かれた現在の環境を、作品を通して照射し、私たちが現在を反省的に志向すること(山本、1992、p.64)を企図しているのだ。彼は、「私はいつも人々に考えさせるよう制作してきた」(若江、1983、p.25)「触発される。なにかが起きる。なにかが挑発される。挑発というのは、よく知られているように、なにかを呼び起こすことだ。いろんなプロセスを動かす。しかも、ぼくにとっていちばん大切なこと、つまり社会芸術にたいして効果のあるプロセスを、だ。(エンデ、2002、p.160)」と語る。ボイスが自身の作品を、人々を挑発し、考えさせ、社会という芸術作品への行動を呼び起こす手段と考えていたことがこの発言からうかがえる。

ここでボイスが自らの意図をどのように作品に込めたのかを理解するために、彼の作品を2点ほど見ていく。

1点目は、1965年に行われた『死んだウサギに絵を説明するためには』という作品である。これはかなりショッキングな題名であるが、その題名の通り、自然界で理想的な協働社会を営む蜜蜂の生産物である蜂蜜と、人間界の金銭的価値の象徴である金箔という正反対の物質を顔に塗ったボイスと、死んだ兎が共演する異形の「アクション」（パフォーマンス作品。ボイスの「アクション」は動物を巻き込んだものや、自然保護活動など多岐にわたる。）である。金箔が示唆する硬直化した思考に起因する自由なコミュニケーションの不在すなわち過去の芸術への死の宣告と、復活と豊穣の象徴である兎による再生のイメージが重層的に喚起される。熱に敏感に反応する滋養豊富な蜂蜜は創造性の寓意であるが、現代の経済システムに拘束された人間は創造性を発揮することができないことを示唆している（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）。



『死んだウサギに絵を説明するためには』
（出典：Wiki∞.org）

2点目は1974年に行われた「アクション」『私はアメリカが好き、アメリカは私が好き』という作品である。これはニューヨークのJFK空港からフェルトに包まれ、サイレンで危機の警鐘を鳴らし続ける救急車で、ボイスが金網で仕切られた画廊へと運ばれ、そこでコヨーテと1週間共同生活を営むというものである。大量の藁と経済紙WSJの束が、自然と文化の際を超えて寝床や排泄物吸収剤として等価であるように、動物の代表コヨーテと人間の代表ボ

イスは対等に交流する。アメリカにおける「被迫害者＝先住民」の象徴であるコヨーテとの共同生活という挑発的アクションは地上に棲む者たちの平等性を極限まで訴え、人類による差別、抑圧、弾圧、迫害、搾取の歴史を告発したのである（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）



『私はアメリカが好き、アメリカは私が好き』

以上の二作品から分かるように、ボイスのアクションは極めて特異なもので、一見すると全く意味不明で、不気味なものである。しかし同時に、「ボイスは何を伝えたいのだろうか。」という問い合わせ自然と生起し、周囲の観客同士での話し合いが始まるだろう。これこそがまさにボイスが望んでいたことであり、彼が「私が試みていることは鑑賞される作品ではなく、作品を通して何故それが成立しているのか、それがいかに社会と係わりをもっているのか——そういう何故という問い合わせ起こさせることであったのです。（朝日新聞、1984）」と語る所以である。

2-5 実践

ボイスは自身が生んだ「社会彫刻」という概念を行動に移し、美的領域を超えてさまざまな面に適用し、自ら「拡張された芸術概念」を体現した。つまり、彼は狭義の芸術活動にとどまらず、「自身の創造力を發揮した活動」という意味での芸術活動を行なった。1971年には、教授を務めるデュッセルドル

フ芸術アカデミーにて「基本的人権に反する入学許可数の制限は、公平に解決すべき」として、学生らとともにアカデミー事務局を占拠した（アップリンク、2019）。その後大学側との対立を深め、1974年には自由国際大学（FIU）をボイス自ら設立した。また76年と79年には欧州議会選挙に立候補している。それまで作品によって間接的に近代合理主義以前の価値観や叡智に目を向けさせてきたボイスは、現実の政治や産業社会が、破滅への速度をますます速めたのを目の当たりにして、社会制度の改革へ直接行動を起こしたのである（若江、2013、p.42）。79年にはエコロジー運動、反原発・反核運動、学生運動、フェミニズム運動を背景に結成された政党「緑の党」に参加した（アップリンク、2019）。

2-6 小括

以上のように、ボイスはアクションやマルチプル、インсталレーションなどの形式を取る作品を通して、従来沈黙していた作品そのものに超越的な語り部の役割を与えた。既存の体制やシステムに回収されてしまうがために他のいかなる方法によっても非力だった思想表現を、自身の芸術作品によって最大限に高めることを実践したのである（山本、1992、p.61）。それだけではなく彼は教育や環境、人権問題にも関心を寄せ、実際に大学を設立したり、作品を通してエコロジー運動に取り組んだりしたことは先述の通りである。

しかし、ここで重要なことは、ボイスは芸術創造の片手間に政治活動をしたのでも、芸術家をやめて政治家になろうとしたのでもなく、芸術活動の一環として避けられない政治活動をしたということである（針生、1992、p.72）。彼は現代の資本主義社会が、人間の創造性と自己決定をどれほど蝕み、抑圧しているかを深く洞察し、それを芸術の創造性を取り戻すことによって社会を変革しようとした（針生、1992、p.75）。彼は自身のドキュメンタリー映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』の中で、「芸術家ボイスと教育者ボイスの違いは？」という質問に対して、「全くない。まさにそれこそがいちばんの要点だ。」と答える。つまり彼にとっては理想の社会実現のために意志を持って自身の創造性を發揮する行為全てが芸術であり、一般的に「芸術」とされる活動

も、芸術とみなされることの少ない政治や教育も、創造性を發揮することが求められるという点で芸術なのである。

貨幣経済や権力に管理された社会を創造性によって作り直そうというボイスの試みは、現実社会に積極的に関わり人々との対話を通じて社会変革をもたらそうとするソーシャリー・エンゲイジド・アートの登場など、現代の美術界にも影響を与え続けている。

3. 宇沢弘文

3-1 導入

宇沢弘文はボイスと同じく今から約 100 年前の 1928 年に鳥取県米子市に生まれた。旧制一高を経て東大数学科を卒業後、経済学に転身し、1963 年に渡米。二部門成長モデルを構築するなど数理経済学の分野において功績を残した。40 歳の時に帰国すると、公害問題や建物や道路の乱立を目の当たりにし、日本の統計的・表面的「豊かさ」と、実質的・人間的「貧しさ」との対照に衝撃を受け、それまでとは異なる手法で、人間を中心に据えた経済について考えた。

3-2 キーワード

帰国後の宇沢は「社会的共通資本」という概念を提唱し、この社会的共通資本を人々が社会的に管理することが、持続可能で豊かな社会の構築を可能にすると考えた。

まず社会的共通資本の定義を確認する。

「社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、優れた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然環境、社会的インフラストラクチャー、および制度資本を意味する。もっとも広い意味における環境を経済学的な概念として捉えるものである。社会的共通資本は、たとえ私有ないし私的管理が認められているような稀少資源から構成され

ていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。その具体的な構成は先駆的あるいは論理的基準にしたがって決められるものではなく、その時々の自然的、歴史的、文化的、社会的、経済的、技術的諸要因に依存して、政治的なプロセスを経て決められる。

言い換えると、社会的共通資本は分権的市場経済制度が円滑に機能し、実質的所得分配が衡平かつ安定的となるような制度的諸条件を整備しようとするものである。したがって、社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって大きく左右されなければならない。社会的共通資本の各部門は、それぞれの分野における職業的専門家によって、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。

大気、山、森林、川、海、水、土壌などの自然環境、道路、公共的交通機関、上下水道、電力・ガスなどの社会的インフラストラクチャー、教育、司法、金融制度など制度資本が社会的共通資本の重要な構成要素である。これらの社会的共通資本はいずれも、一人一人の人間的尊厳を守り、魂の自立を支え、市民の基本的権利を最大限に維持し、産業の発展と経済循環の安定化をはかるために、不可欠な役割をはたす。持続可能な経済発展を具体化するための制度的諸条件を具体的な形で表現したものである。（山川、2015、p.196）」

ここで重要なことは、社会的共通資本の具体的な構成内容は、「先駆的あるいは論理的基準にしたがって決められるものではなく、その時々の自然的、歴史的、文化的、社会的、経済的、技術的諸要因に依存して、政治的なプロセスを経て決められる」ということである。つまり、社会的共通資本の思想は、市民の基本的生活に関わる財貨・サービスのうち、必要度が高く代替性が低いようなものを公的ないし社会的メカニズムによって供給しようとするものだが、どのような財貨・サービスをどのように管理するかについては、その時々の市

民の基本的権利の内容についての社会的コンセンサスに基づいて考察されるべきものであるということだ。

続いてこのような社会的共通資本の維持・管理についてだが、社会的共通資本の建設及び公共財的なサービスの供給は、原則として「政府」の手に委ねられていると考えられてきた。しかし、私的な経済組織によって建設されるなり、運営されるなりして、「政府」は単に監査的な役割を果たすほうが効率的である場合も少なくない（宇沢、1994、p.246）。彼によると社会的共通資本は、それぞれの分野の職業的専門家が専門的知見に基づき、かつ職業的規律にしたがって管理・運営するものである（大塚、2015、p.199）。社会的共通資本の管理、運営は決して政府によって規定された基準やルール、あるいは市場的基準にしたがって行われるのではないと彼が明言している点は特筆すべきである。社会的共通資本はフィデュシアリー（fiduciary）の原則に基づいて、その管理運営が信託される。フィデュシアリーの原則とは、社会的共通資本を管理する社会的組織は、専門的、職業的倫理に基づいて管理運営を行い、決して利潤的ないしは営利的動機によって支配されることがあってはならないというものである。政府の役割としては、様々な社会的共通資本の管理運営がフィデュシアリーの原則に忠実に行われているかを確かめ、それら相互間の財政的バランスを保つことであって、統治機構としての国家ではなく、市民の基本的権利の充足を確認する役割を果たすのである（大塚、2015、p.199）。

ただし宇沢はあくまでも社会的共通資本を社会的に管理しようとしたわけであって、社会主义や共産主義のように、ありとあらゆるものを作り出していくことを求めたわけではない。彼は著書の中で社会的共通資本は社会的に管理するべきであると主張した後に、「しかし、他の財・サービスにかんしては、できるだけ、市場機構を通じて、分権的配分機構の利点を活用し、もっとも効率的な資源配分を実現できるように図らなければならないことはいうまでもない。」（宇沢、1994、p.222）と語る。

3-3 問題意識

宇沢が社会的共通資本の思想にたどり着いた背景には、日本に帰国後に目の当たりにした日本人の生活の実質的貧しさがある。「自然環境の破壊に伴う公害問題、社会资本の不足に起因する都市問題にはじまって、土地、医療、交通、教育制度の生み出した弊害が高度成長とともに拡大化され、国民の実質的生活水準を著しく低めるものとなってきている。」とした上で、「このような現象の背景には、市場機構の乱用と、市場経済的指標に重点をおいた高度成長政策があげられよう」と語る。さらに「医療、土地、交通など、もともと私的な利潤追求の対象とすべきではない財・サービスにかんしても市場機構的な制度が導入されてきたということが、事態をいっそう深刻なものとし」たとする（宇沢、1995、p.213）。

宇沢は日本における経済的パフォーマンスと実質的生活の乖離を指摘しつつ、それだけではなく、社会主義や資本主義の内在的矛盾を指摘する。社会主義に関しては、その中央集権的な計画経済が国家権力の肥大化と恣意的な権力行使によって十全に機能しなかったとし、根本的な問題として、計画経済が個々人の内発的動機と必然的に矛盾する点を指摘する。資本主義に関しては、所得と富の分配の不平等・不公平が改善されることはなく、利潤動機と投機的動機によって人々の生き方は歪み、社会における倫理的規制をも無効にする傾向が見られるようになったとする（大塚、2015、p.199）。

3-4 解決手法

以上のように、社会主義と資本主義がともにその制度自体に内在的矛盾を抱えていることが分かった今、市民的自由が最大限に保証され、人間的尊厳と職業的倫理が守られ、しかも安定的かつ調和的な経済発展が実現するような理想的な経済制度として、宇沢はソーシャル・ウェブレンの「制度主義」の考え方を挙げる。「制度主義の経済制度は、経済発展の段階に応じて、また社会意識の変革に対応して常に変化する。生産と労働の関係が倫理的、社会的、文化的条件を規定するというマルクス主義的な思考の枠組みを超えると同時に、倫理的、社会的、文化的、自然的諸条件から独立したものとして最適な経済制度を求めようとする新古典派経済学の立場を否定するものである」と彼は言う（大

塚、2015、p.199）。そしてそのような、制度を重視し、事実と密着した理論の展開を試みる制度主義に基づいて、宇沢は、社会的共通資本とそれを管理・運営する社会的組織が存在する社会が理想であるとする。つまり彼にとっては理想の経済制度である制度主義を具現化したものが、社会的共通資本の社会的管理が実装された社会なのである。

ここで注目すべき点は、彼が制度主義を「理想の経済制度」としつつも、それが実現された社会のあり方は多様であるということだ。なぜなら、それぞれの国や地域の多様な倫理的、社会的、文化的、自然的な条件が交錯した結果として、社会的共通資本の具体的要素が決定し、社会全体のあり方も規定されるからである。この点が既存の経済社会システムである社会主义や資本主義と異なる点であると言える。社会主义や資本主義であれば、そのシステムが理想とする社会のあり方は演繹的に一つに定まる。一方で宇沢は、「（時代や地域によって変化しうる）社会的共通資本が整備された社会」を理想としているがために、その社会の内実が一意に定まることはない。そしてまた社会主义や資本主義はその理想が実現する可能性があるのに対し、制度主義においてはある意味ではその理想が実現する可能性は無い。というのも、人々の境遇や心境が常に変化していくものである以上、現実にどのような政策が取られていたり、どのような社会的共通資本の管理がなされてたりするかということと、社会的コンセンサスとして理解されていることとの間には常に乖離が存在するからである（宇沢、1994、p.177）。以上のように、変化しうる状態を理想状態として想定する点は既存の主義主張とは根本的に異なる点として特筆すべきである。そして制度主義を具現化した、社会的共通資本の管理が実装された社会では、人々の実質的生活を不間にして上から方針を押し付けるのではなく、時代や地域に応じて理想状態を設定するため、真に人間の生活を中心に据えた経済が実現すると言える。

宇沢が理想とした社会的共通資本の社会的管理が実現している例として、ドイツのシュタットベルケによる事業が挙げられる。ドイツの電力小売自由化は1998年から開始され、現在小売事業には900社以上が参入している。シュタットベルケは自治体が地域に特化して経営する都市公社であり、2016年12月

の時点で 1458 社のシュタットベルケが存在している。シュタットベルケは地方自治体が主体となって、エネルギー供給から、上下水道、街の清掃、地域交通に至るまで様々な社会的サービスを展開する。事業形態に関しては、地元自治体 100%出資のものから民間企業と共同で運営するものまで多種多様である。主幹事業であるエネルギー事業に関しては、コーディネレーションを活用して熱電供給を行っている。自治体が地域に根差した事業展開を行っているため、売電収入等の利益を地元に還元することが可能である（山本、2018）。このようにシュタットベルケでは、エネルギーを中心とした社会的共通資本を、利潤的動機に動かされない形で社会的に管理する形態が実現しており、宇沢の理想とした社会が具現化していると言える。

4. 共通点と未来像

ここまでヨーゼフ・ボイスと宇沢弘文の経歴、軸となる概念、問題意識等について考えた。活躍分野が芸術と経済学という全く関係のない分野ということもあり、この二人が比較されることとは従来ほぼなかった。しかし両者の考えを整理してみると、二人の共通点が浮かび上がった。本章ではそれらを照らし合わせることで、両者の思想を重層的・多角的に深化させ、未来の社会像を提示する。

4-1 共通点

第一の共通点は活動時期である。ボイスが彼の代名詞である脂肪やフェルトを使用した作品を作り始めたのは彼が 37 歳の 1960 年のことである。それから彼は 1984 年に亡くなるまで精力的に活動を続けた。一方、宇沢が理論経済学者ケネス・アローに招かれてスタンフォード大学に着任したのは宇沢が 28 歳の 1956 年。68 年にシカゴ大学から東京大学に移籍し、74 年に出版した『自動車の社会的費用』（岩波新書）はベストセラーとなった。つまり両者とも 1960 年代から 80 年代にかけて活躍した。

1960 年代はベトナム反戦運動や核廃絶運動、学生運動などが発生し、戦後の世界各国の経済成長に伴う人間性や自然環境の破壊が露呈したり、社会主义

が台頭し資本主義との対立を深めたりした時期である。こうした混沌とした時代背景が両者の問題意識に影響を及ぼしたことは想像に難くない。実際、ボイスは自然環境破壊や人間性の破壊が起こっている事実に対して作品を通して反応したし、宇沢もベトナム反戦運動に巻き込まれることを避けて日本に帰国後、公害問題への関心を高めた。

第二に、第一に挙げたような時代背景を受けて、両者が資本主義と社会主義をともに批判し、第三の道の必要性を認識した点である。第二章で見たように、ボイスは資本主義と社会主義がともに自然環境を略奪する点と、貨幣と権力で人間を抑圧する点で批判しており、第三のレヴェルが必要であると言う。また宇沢は資本主義と社会主義が内在的矛盾を抱えていることを理論的に導き、新たなシステムとして制度主義と、それを具現化した社会的共通資本の実装を説く。ボイスは従来の経済体制が誤りをいわば直感的に、彼自身の感覚で訴えた。一方で宇沢は従来の経済体制を理論的に分析し、それらの前提が現実を全く反映しておらず極めて限定的な状況しか想定していないことを説明することで誤りを指摘した。資本主義や社会主義へのアプローチに関して言えば、両者は正反対である（一方は直感によって、他方は理論によってアプローチした）が、最終的にいずれの体制も誤りとした点で両者は共通する。

第三に、第二のように資本主義と社会主義に対する批判を行い、それらに代わる新体制を構想するにあたり、両者が草の根的な市民の行動を重視した点である。ボイスは児童文学作家ミヒヤエル・エンデ（1929-1995）との対談の中で、社会変革の一歩が踏み出されるために私たちは何ができるのかという質問に対し、「そういうことについて話し、考え、感じ、欲することだ。動かすしかないわけだ。」と語る（エンデ、2002、p.113）。また「いくら幅を広げて長々とこの哲学を論じあっても具体的な結果は生まれません。今こそ私たちは何かをしなくてはならないのです。世界を変えるために諸々のシステムを変革しなくてはならない。この方針に沿って動くすべての考え方は互いに手を組み、公の場で仕事をしなくてはなりません。（ウェイヤース、1983、p.85）」と言い、形而上のことでなく、実際に手を動かすことの必要性を訴える。第二章で見たように、ボイスはすべての人に先天的に創造

力が備わっており、人々はそれを發揮して社会という一つの彫刻作品を作り上げなければならないと主張した。しかし、単に未来について思いを馳せたり、こんな社会だったらと夢想したりするだけでは不十分である。皆が考え、語り、実行し、社会を足元から自身の創造力で変えなければならないと彼は考えたのである。

一方で宇沢は、第三章で見た社会的共通資本の定義からも分かるように、自分たちの基本的人権や実質的に豊かな暮らしを守るために誰もが必要とする自然資本、社会的インフラストラクチャー、制度資本については、市場の取引に委ねるのでも、政府の官僚的な管理に任せるとのではなくて、自分たちで社会的に管理しなければならないと語る。「社会的に」とは、先述したように、それぞれの社会的共通資本を職業的専門家が国民ないしは地域住民からフィデュシアリー、つまり信託を受けて、利潤的動機から独立して当該資本を管理することである。以上のようにボイス、宇沢ともに、既存の体制を超えて新たな社会を築くために「私たちが」行動を起こす必要性を訴えた。

第四に、第三であげたような社会改革に必要不可欠な草の根的行動を起こすための第一歩として、人々の意識改革や概念の再定義といった、物質ではなく精神面の変化を求めた点である。ボイスは金と国家が支配的なこの社会体制を変革するためには、概念の革命から始めなければならないと主張する。具体的には、「資本」は本来人間の能力であり、「通貨」は本来その権利証書であり、「労働」は本来他者への寄与である（針生、1992、p.77）と彼は再定義した。また彼は「まずその人各自の考え方から始めねばなりません。（中略）人々に指令を出す最高本部のようなものに頼るのはあまり役に立たない。（ウェイヤース、1983、p.92）」「人々の創造性の最初の生産物は思考だ。だから思考は彫刻であり、この世界に作用する（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』、2019）」として、各々の考え方や思考の改革から始めなければならないと主張する。第三の共通点で挙げたように、私たち自身による草の根的活動をボイスは求めていたが、その方法論として、唯物論とは逆に、意識や概念を組み替えることによって、合法的、非暴力的に社会体制の根本的変革を成し遂げることを目指したのである。

一方で宇沢は、今までにない「社会的共通資本」という新しい概念を提唱することで人々の思考や認識そのものを変化させることに成功した。人間性を失わずに豊かな社会を実現するために必要ではあるが、従来の経済学では見落とされていた要素に対して、「社会的共通資本」と名付けることで、人々がそれらの存在を明瞭に認識することが可能となった。

第五に、両者ともにそれぞれの専門分野にとどまらず、実際の社会に関わり、問題意識を抱える分野の解決に尽力した点である。ボイスが教育や環境問題、政治的活動に关心を抱き行動を起こしたのは上記の通りである。宇沢もまた、経済学の領域にとどまることなく、日本に帰国後、公害問題に取り組み被害の現場を何度も訪ねた。また成田市三里塚への新空港建設に伴って発生した、土地収容に関する政府と住民間の闘争（三里塚問題）においては政府と地域住民の間に立ち、解決を試みた。ボイスは「沈黙から抜け出るためには、理論を振り回すだけでは足りない。私はその次に考えが腕に、つまり肉体に伝わっていかなければならないと思っている。（中山、1992、p.38）」と述べたが、ボイスも宇沢も、精緻な思考を持ちつつも、それだけにとどまらず、実際の社会を自身で改革した（ボイスの言葉で言えば、1人の「芸術家」として「社会を彫刻」していた）と言える。

以上のように、一見何の共通点もないように感じられるドイツの芸術家ヨーゼフ・ボイスと日本の経済学者宇沢弘文は、活動時期、問題関心、解決手法など、その思想の根幹的な部分で多くが共通している。このことは両者の思想をより解像度高く理解することを可能にするとともに、全く関係のない分野からほぼ同じ問題意識と解決手法と理想像が提示されたことで両者の主張の正当性を相互に強化することにもつながると思われる。

4-2 未来像

前節で見たようにボイスと宇沢は根本的な思想が共通する。ボイスは社会を一つの彫刻作品と見立て、誰もが芸術家となり、自身の創造力を發揮することで、その彫刻の製作に参加することができるし、参加しなければならないとした。一方で宇沢は人々が豊かな生活を営む社会的装置としての自然資本、社会

的インフラストラクチャー、制度資本からなる社会的共通資本は、人々が社会的に管理しなければならないとした。本節では、両者の主張の整合的な解釈を試みることを通し、持続可能な社会像を提示する。

ボイスは人々が自身の創造力を発揮することを一貫して要求してきたが、先述のエンデとの対談の中で、エンデが「では、どの方向に解き放たれるべきなのか、と。創造力というのは、能力であって、目標ではない。」と述べる（エンデ、2002、p.66）。つまり、創造力だけがあっても、目指すべき世界像がなければ意味がなく、それをボイスは提出していないとエンデは指摘する。それに対してボイスは、「ぼくたちがこんなふうに（現在の社会のあり方を）描けるのなら、ほかのみんなも結局おなじように描けるってことの、まさに証明じゃないかな？」と言い、彼とエンデが現在の社会について話し合い、合意形成できているのだから、誰もが同じように、合意を形成することができると言える。その上で、『だったら、もうなにも先取りする必要はなく、ただ、ほかの人たちとこの問題について話しあえばいいだけさ。そうすると、ほかの人が「ああ、そういうふうに私も考えた、あるいは感じた」と言うのを、ぼくたちは確認することになるわけだ。（中略）ぼくたちがこう考えるからといって、ほかの人たちには考えられない、と思っちゃいけないんだ。ぼくたちにだけできるのだから、ぼくたちは特別なんだとか、ぼくたちはすっごく頭がいいんだとか、思っちゃいけない。』（エンデ、2002、p.66）と述べる。つまり、必要なことは、実現すべき世界像をボイスが人々に提示することではなく、人々が現在の世界や理想について真摯に話し合うことであると主張する。

また、対談の中で、「真理はいろいろあるんじゃなくて、たったひとつだからね。」と言い、いくつも真理がある（ように見える）のは「多くの誤りや、多くの発端や、多くの玉虫色の試みのせい」であるとする（エンデ、2002、p.34）。つまり、資本主義や社会主義を超えた第三のレヴェルには、皆が自由になり、考え、自己決定することで、誰もが到達できるのであって、その第三のレヴェル像は唯一の真理であるから、各個人ごとに異なるものではないのである。

では、社会主義や資本主義を超えた唯一の真理である第三のレヴェルは一体どのようなものなのか。ボイスとの交際の深かったラウリン・ウェイヤース（1941年オランダ生まれ。アーティスト。ボイスとの交流を1968年からボイスが亡くなるまで行う。）に対し、ボイスは、「（社会彫刻という）理念は、21世紀という環境が重視される時代において、ようやく実を結ぶだろう」と語る（四方、2021、p.152）。翻って21世紀の今の世界について考えると、自然環境破壊、貨幣至上主義の蔓延、国家間・国家内での経済格差拡大、人種差別、人間性の破壊など、ボイスが自身の創造力を用いて解決を試みた問題が、普段の生活の中でも如実に感じ取れるほど著しくなっている。つまり彼は、こうした地球環境の持続可能性や人間生活・人間性の持続可能性を脅かす問題が解決された社会が第三のレヴェルであり、自身もその実現に向けて創造力を発揮していたと言える。さらにこうした社会は既存の経済体制の中では実現不可能であり、現在の経済や自然科学の枠組みの中でいかなる提案をしても、所詮は体制に回収されるだけで、何の意味も持たないことを先の対談の中で強調している（エンデ、2002、p.202）。

ボイスがいわば帰納法的に導いた第三のレヴェルは、それだけではボイスの直感に基づくもので、理論的裏付けがない。そこでボイスの第三のレヴェルに理論的裏付けを与えたのが、問題意識や基本的な解決手法においてボイスと共通する宇沢が提唱した、制度主義、ひいては社会的共通資本の概念である。宇沢は日本に帰国後、その悲惨な状況に衝撃を受け、人間を中心に据えた経済を構想したが、ボイスと同様、資本主義と社会主義が誤っていることや、自然環境や人間性の回復に重きを置いたことは先述の通りである。ただしボイスと異なる点は、現在の社会経済システムは「直感に反する」だけで終わらずに、その理由やあるべき社会像を理論的に導いた点である。各人が自身の創造力を発揮し得る場で発揮しなければならないというボイスの言葉は、それぞれの職業的専門家が信託を受けて利潤的動機に基づくことなしに社会的共通資本を管理しなければならないという宇沢の言葉と重なる。

両者は似たような問題意識と解決策を抱いていたが、その実践にあたって、ボイスは人々を自身の作品で挑発することで、人々に思考を促し、行動を喚起

するというアプローチをとった。一方で宇沢は経済学的な分析を行い、説得力のある客観的な理論を構築するというアプローチをとった。この違いは、ボイスと宇沢が、自身の創造力を最も発揮できる分野が、ボイスにとっては芸術であり、宇沢にとっては経済学であるということに起因すると捉えられる。

社会彫刻を社会全体と捉えると、社会的共通資本はいわば社会彫刻の骨組みである。「豊かさ」をもたらすものは各人によって異なる。ある人は金銭的に富むことが豊かだと感じるかもしれない。またある人は自然の中で牧歌的に暮らすことが豊かだと感じるかもしれない。しかし、豊かさについてのどのような定義においても、社会的共通資本の定義上、社会的共通資本は必要不可欠なものであり、その時代その地域のすべての人が自身の思う「豊かな生活」を営むために求めるものである。したがって、社会的共通資本を社会的に管理しなければならないという宇沢の思想は、ある特定の価値観を、それを望まない人にも押し付けるようなファシズム的思想では断じてない。

社会的共通資本の社会的管理の実装は、従来存在しなかった産業の創出とも捉えられる（若江、1983、p.27）。繰り返しにはなるが、社会的共通資本はそれを職業的専門家が管理せねばならず、しかも利潤的動機に基づいてはならず、自身の創造力を発揮しなければならない。社会彫刻の骨組みとしての社会的共通資本の管理は、人々に新たな職場を与える契機となり、そこから生まれる結果や影響は共益的なものであって（若江、1983、p.27）、地球環境の持続可能性と人間生活・人間性の持続可能性の維持に寄与する。

社会的共通資本の具体的な内容は、それぞれの地域や国の社会的、文化的、歴史的、精神的諸条件によって決定し、一意に定められないと第三章で書いた。ボイスにとっても実は社会彫刻の細部や具体的な姿は変化するものであった。それはボイスが作品にしばしば「脂肪」や「蜂蜜」といった可塑性、つまり熱によって変化する性質を持つ素材を好んで使用したことからうかがえる。また、ボイスが脂肪とともに好んで使用した「フェルト」については、エネルギーを溜めるもの・音の伝導を遮るものとして使用されている。社会の変容可能性と、それが人間の持つ創造力というエネルギーによってもたらされることをボイスはその作品に使用する素材によって示唆する。

私たちは自身の創造力を發揮し、社会という彫刻の細部を作り替えなければならぬ。また社会的共通資本の内容と現実世界のあり方には、先述の通り、常に乖離が存在するため、現実世界における社会的共通資本のあり方を社会的コンセンサスが得られる方向へ変化させ続けなければならない（社会彫刻の作り替えを不断に行わなければならぬ）。

地球環境と人間生活の持続可能性を回復し得るのは、20世紀末に崩壊した社会主义でも、現在の世界を牛耳っている資本主義でもない。それを実現するのは、ボイスが社会彫刻と言い、宇沢が制度主義・社会的共通資本と言った社会である。理想状態を演繹的に導くのではなく、地域や時代に応じた変化を求める点で、既存の経済社会システムとは根本的に異なるこの社会は、私たちが自ら考え、自ら決定し、自ら行動することを要求する。現状に不満を抱えながらも、もっともらしい理由をつけて現状に安住する方が楽かも知れない。しかし、今行動を起こさなければ、自然環境の破壊は進み、人々は利己的になり、人間性は退廃し、我々を含めたこの地球ごと失われてしまう。地球環境を守るためにだけでなく、私たち自身や将来世代が豊かな生活を営むためにも、我々は理想の社会について考え、現状の問題点をあぶり出し、周囲の人と議論し、社会彫刻の骨組みとなる社会的共通資本の具体的要素について合意を形成し、それを各人が芸術家として創造力を發揮しがら社会的に管理するシステムを構築するところから始めなければならない。

新型コロナウイルスの感染拡大により、幸か不幸か、現在の社会の問題点や矛盾が一気に噴出した今、私たちは時代の分岐点に立っている。ポスト人新世に向けて自然と人間が持続可能な社会を築くのか、それともこの地球ごと破滅に追い込むのか。ボイスの挑発に私たちは今どう反応するか。宇沢はそのヒントを私たちに与えてくれている。

参考文献

- ・アンドレス・ファイエル 映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』2019。
- ・宇沢弘文『宇沢弘文著作集——新しい経済学を求めてI』岩波書店, 1994。
- ・宇沢弘文『宇沢弘文著作集——新しい経済学を求めてVI』岩波書店, 1995。

- ・宇沢弘文『宇沢弘文著作集——新しい経済学を求めてVIII』岩波書店, 1994。
- ・宇沢弘文『宇沢弘文著作集——新しい経済学を求めてXII』岩波書店, 1995。
- ・宇沢弘文『宇沢弘文の経済学 社会的共通資本の論理』日本経済新聞出版, 2012。
- ・宇沢弘文『宇沢弘文 傑作論文全ファイル』東洋経済新報社, 2016。
- ・ミヒヤエル・エンデ『芸術と政治をめぐる対話』岩波書店, 2002。
- ・大塚信一『宇沢弘文のメッセージ』集英社, 2015。
- ・柄谷行人,田中康夫,平川克美『現代思想 2015年3月臨時増刊号 総特集◎宇沢弘文-人間のための経済』青土社, 2015。
- ・河内秀子「ヨーゼフ・ボイスの遺したものとは何か?」『美術手帖』2021年6月号、美術出版社、2021。
- ・ゲオルク・ヤッペ「拡張された芸術概念 ヨーゼフ・ボイスについて」『美術手帖』1992年4月号、美術出版社、1992。
- ・佐々木実『資本主義と戦った男 宇沢弘文と経済学の世界』講談社, 2019。
- ・塩見允枝子『フルクサスとは何か』フィルムアート社, 2005。
- ・四方幸子「未来へと接続されるボイス」『美術手帖』2021年6月号、美術出版社 2021。
- ・高島平吾「アンソロジー|幻現の行為者」『美術手帖』1983年4月号、美術出版社、1983。
- ・中沢新一「ボイス、パイク、自然」『美術手帖』1983年8月号、美術出版社、1983。
- ・針生一郎「ボイスとパイクの間で」『美術手帖』1983年8月号、美術出版社、1983。
- ・針生一郎「革命の芸術家ボイスの横顔」『美術手帖』1992年4月号、美術出版社、1992。
- ・美術手帖編集部『現代アート事典 モダンからコンテンポラリーまで……世界と日本の現代美術用語集』美術出版社, 2009。
- ・水野俊「ヨーゼフ・ボイス研究の現在」『美術手帖』2021年6月号、美術出版社、2021。

- ・山本和弘「スワンの涙 ボイス解釈の手がかりとしての動物とエコロジー」『美術手帖』1992年4月号、美術出版社、1992。
- ・山本尚司「ドイツのシュタットベルケから日本は何を学ぶべきか」『IEEJ』2018年3月、<https://eneken.ieej.or.jp/data/7847.pdf>（2021年12月20日最終アクセス）
- ・山本浩貴『現代美術史-欧米、日本、トランスナショナル』中央公論新社、2019.
- ・若江漢字『ヨーゼフ・ボイスの足型』みすず書房、2013。
- ・若江漢字「社会彫刻の意味するもの」『美術手帖』1983年4月号、美術出版社、1983。
- ・ローレイエン・ウェイヤース「[BEUYSvsDALAILAMA]レポート」『美術手帖』1983年4月号、美術出版社、1983。
- ・ヨーゼフ・ボイス「死んだうさぎに写真を説明する方法 – (Joseph Beuys)」『Wiki∞.org』
<https://wikioo.org/ja/paintings.php?refarticle=8XYCLZ&titlepainting=How%20to%20Explain%20Pictures%20to%20a%20Dead%20Hare&artistname=Joseph%20Beuys>（2021年12月20日最終アクセス）
- ・ヨーゼフ・ボイス「20世紀美術の革命家ヨーゼフ・ボイスと社会彫刻」『あなたの知らないアートの世界』
http://shiranaiart.blogspot.com/2014/03/blog-post_23.html（2021年12月20日最終アクセス）
- ・『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』（映画『ヨーゼフ・ボイスは挑発する』劇場用パンフレット）アップリンク、2019。
- ・Lemke, Harald “The extended art of eating: Joseph Beuys’ unknown gastosophy” 2007.
<http://hdl.handle.net//2433/108252>
(Accessed on December 15, 2021)
- ・Sullivan, Marin R. *Sculptural materiality in the age of conceptualism : international experiments in Italy*. London: Routledge, 2017.

移民政策においてドイツが抱える問題と、 それに対する新たな視点

A problem Germany has in accepting immigrants
and a new perspective to deal with this

2年・経済学部 小野田美陽

1. 序論

私はドイツに住んでいたとき時、様々な人種の人を見た。子供の頃のことだったので、なぜ様々な人種の人が1つの国にいるのか疑問に思っていた。中学生くらいになって彼らが移民や難民であることを知った。その頃からドイツの移民政策について関心を持つようになり、ドイツの移民政策が抱える問題をテーマに選んだ。このレポートでは、ドイツの移民問題を、労働・雇用における視点から捉え、カナダの移民政策を比較し、ドイツの移民問題に対し、何が示唆されるのかについて考察する。ドイツでは、少子高齢化対策として移民を積極的に受け入れているが、問題点がある。その問題の解決策を、ドイツと同じく高齢化率が高く、出生率が低く、かつ少子高齢化政策として積極的に移民を受け入れているカナダを参考にして考える。

2. ドイツの人口減少における移民政策

まず、ドイツの少子高齢化の現状についてだ。図1中の緑のグラフからわかるように、1990年代から人口の自然減少が進んでいる（伊佐、2017）。さらに、図2のように、1990年代から生産年齢人口の割合も減少している（GraghtoChart、2021）。ドイツは人口減少に伴う労働者不足を

解消するため、移民政策を積極的に行ってきました。実際、図1の赤いグラフと青いグラフから、移民の流入が人口を支えていることがわかる。



図1. ドイツの人口推移
(出典: 伊佐、2017)

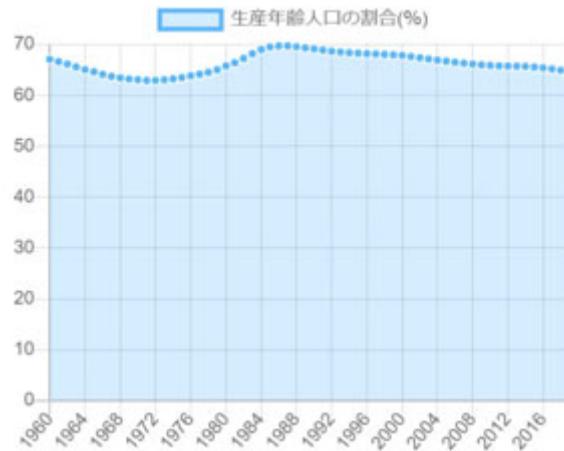


図2. ドイツの生産年齢人口の割合の推移
(出典: GraghToChart, 2021)

3. ドイツの移民政策の問題点

ドイツの移民受け入れには、問題点がある。それは移民の職種にある。図3からは、工業や商業、輸送、飲食、宿泊サービスの分野で移民労働者が占める割合が高くなっていることがわかる。また、図4から、上記の分野で働く移民が、ドイツの移民労働者全体の約半数を占めていることが読み取れる。

しかし、ドイツで労働者不足なのは特にエンジニア関連、情報技術関連、医療などの分野であり（内田、2010）、移民の受け入れが、本来の目

的である労働者不足の解決につながっていない。これが、ドイツの抱える問題である。

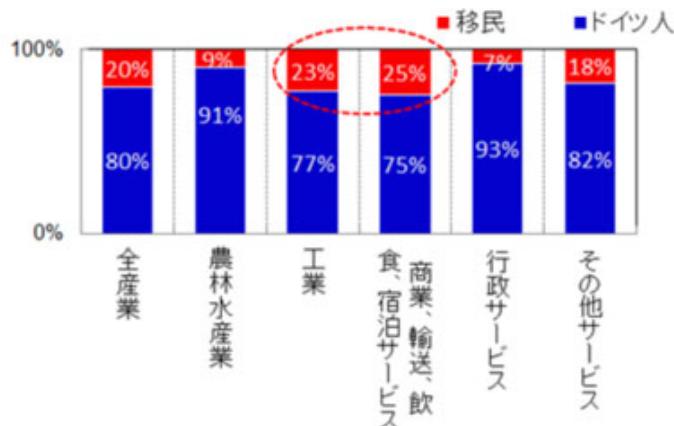


図 3. 移民の産業別構成
(出典：伊佐、2017)

産業	外国人被用者数 (人)	被用者全体に占める 外国人被用者の割合 (%)
農業、林業及び漁業	27,252	12.5
鉱業及び探石業	21,883	4.0
製造業	496,750	7.8
建設業	105,765	6.7
卸売・小売業・自動車修理業	241,707	6.0
運輸・保管業	119,356	8.5
宿泊・飲食サービス業	177,536	21.4
情報・通信業	44,330	5.4
金融・保険業	26,003	2.6
経済サービス業 (うち派遣労働者)	302,468 (64,430)	8.9 (12.1)
公務、国防	39,096	2.3
教育	56,352	5.3
保健衛生、福祉事業	142,320	4.2
その他のサービス業	77,812	7.2
分類不能	366	11.4
産業計	1,878,995	6.9

図 4. ドイツの移民の産業別被用者数及びその全体に対する割合
(出典：厚生労働省大臣官房国際課、2010)

4. カナダの移民政策

ドイツの抱える問題の解決策を考えるため、カナダの移民政策を取り上げる。カナダを比較対象に挙げた理由は、ドイツと同じく高齢化率が高

く、出生率が低く、かつ少子高齢化政策として積極的に移民を受け入れているからだ。高齢化率はドイツが 21.56%、カナダが 17.65%（グローバルノート、2020）、出生率はドイツが 1.54、カナダが 1.47（グローバルノート、2021）である。高齢化率が高い国は日本やフランス、出生率が低い国はイタリアやスペインなど、他の国にも当てはまる（グローバルノート、2020；同上、2021）。

	rate of aging	birth rate
Germany	21.56% (6 / 194)	1.54 (167 / 202)
Canada	17.65% (31 / 194)	1.47 (178 / 202)
Japan	28.40% (1 / 194)	
France	20.05% (11 / 194)	
Italy		1.27 (191 / 202)
Spain		1.24 (194 / 202)

図 5. 各国の高齢化率（高い順の順位／調査した国数）
 ・出生率（低い順の順位／調査した国数）
 （出典：グローバルノート（2019: 2020）をもとに筆者が作成）

しかし、これらの国は労働者不足への対応として、移民政策より出生率を上げる政策を積極的に行っており、移民を受け入れていても、違法移民が多かったりと（労働政策研究・研修機構、2006、161 頁）、積極的な移民政策を行なっていない。これらの国は、ドイツとの相違点が多いため、ドイツと似た政策を行なっているカナダと比較する。

さて、カナダの移民政策の軸は明確であり、それは若く技能が高い人材を優先的に受け入れることである（井出、2014、6 頁）。例えば、ポイント制が取り入れられている（安田、2019）。ポイント制とは、年齢、学歴、職業経験、語学力、雇用の保証、適応性の 6 つのカテゴリーがスコア化され、その合計点で永住可能かを審査する制度である。少子化による若い人口の減少対策として、年齢のカテゴリーで 21 歳から 49 歳に高い配点を与えている。また、高度人材の誘致として、マスター保持者や大学卒業者などに、高い学歴程高いポイントが与えられている（安田、

2019）。さらに、「グローバル・タレント・ストリーム」という制度を設け、高い能力を持つ人材に、申請から2週間で就労許可が下りるようにした（Stewart, 2020）。

「ドイツの移民政策の問題点」で述べたように、ドイツの移民の多くは、エンジニア分野、IT、医療といった、人手不足が深刻な場所で働いていない。そして、これらの分野は、高技能な人材を求める。

したがって、カナダのように高技能人材を誘致するということが、ドイツの移民問題に対する一つの解決策だろう。そして、その点において、「ポイント制度」は有効な政策だと考えられる。

5. ドイツとカナダの相違点

しかし、ポイント制度を用いて高技能人材を誘致することに対し、3つ考慮しなければいけない点がある。

まず、カナダは、移民の職業にかかわらず、高技能な移民を受け入れているということだ。前述したようにドイツでの人手不足の分野はエンジニア、情報技術関連、医師などの高技能な分野であった。したがって、これらのような特定の分野に従事する人材を呼び込むためには、分野ごとにポイントの基準を設け、人手不足の顕著な分野とそうでない分野で移民の数を調整する必要があるだろう。

2つ目は言語についてだ。カナダの公用語は英語であり、かつフランス語も公用語となっている地域があるなど（Government of Canada, 2021）、外国人にとっては移住や仕事がしやすい環境だ。それに比べ、ドイツに移住・就職するためにはドイツ語が欠かせない。高度人材を誘致するにあたって言語の壁は大きい。言語の壁が要因となって、移住先に英語が公用語であるアメリカやカナダを選ぶ人が多いことは十分に考えられるからだ。ドイツでは、「統合コース」という移民むけのドイツ語教育プログラムが用意されているが、€643.5という高い授業料や教師の質の低下が問題視されている（廣松・古石、2014、35頁）。そこで私は、ドイツ語習得に対する特典の導入を提案する。ドイツ語習得のモチベーションになると考えら

れるからだ。特典というのは、例えば、一定の水準にドイツ語が達すれば、永住権や国籍の習得に有利になる、といったものだ。英語ができれば、移住先に英語圏を選んでしまうため、高度人材を誘致する上で、このようなモチベーションは欠かせないと思う。

3つ目は移民の境遇についてだ。カナダの移民の多くはフィリピン人、インド人、中国人など、高技能の移民が多い（The Canadian Magazine of Immigration、2016）。例えばインド人はIT技能者が多い（新田、2014、5頁）。一方でドイツの移民の多くはトルコや東欧からの移民や難民など、低技能な人ややむをえず母国を離れた人が多い（伊佐、2017）。

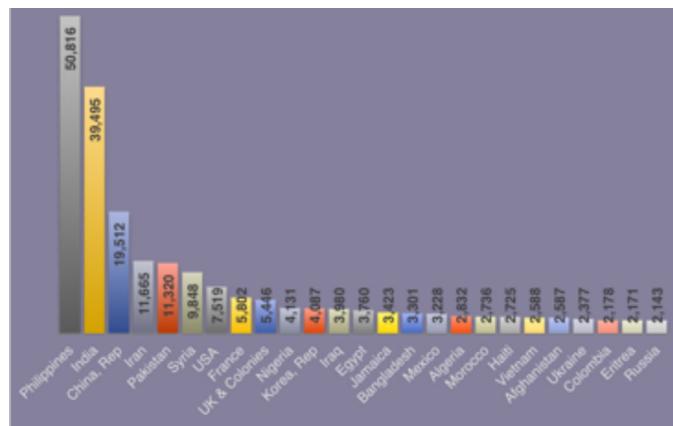


図 6. カナダの移民の出身国
(出典： The Canadian Magazine of Immigration, 2016)

	出身国	外国人数(千人)	比率
1	トルコ	2,797	15%
2	ポーランド	1,868	10%
3	ロシア	1,223	7%
4	カザフスタン	969	5%
5	イタリア	861	5%
6	ルーマニア	788	4%
7	シリア	521	3%
8	ギリシャ	443	2%
9	クロアチア	441	2%
10	セルビア	288	2%
11	オーストリア	280	2%
12	ウクライナ	272	1%
13	ボスニア・ヘルツェゴビナ	248	1%
14	ハンガリー	246	1%
15	ブルガリア	238	1%
-	中東欧4か国合計	3,140	17%
	合計	18,576	

図 7. ドイツの移民の出身国
(出典： 伊佐、2017)

これは、地理的要因と移民受け入れのスタンスが関係していると思う。カナダはアメリカ大陸の最北にあり、海に囲まれているため、移住するには飛行機か船というコストがかかる移動手段しかないこともあり、難民や低所得の人々が渡るには難しい。かつカナダ政府の移民政策は、高度人材の永住者を増やすと言う強固な姿勢をとっている（大岡、2012、1頁）。それに対し、ドイツはヨーロッパ大陸に位置するため、東欧や中東から鉄道や徒歩で入ってくる移民も多い。また、ドイツ政府は少子高齢化対策だけでなく、歴史的背景から人道的な意味でも移民を受け入れている。したがって、カナダと同様に高度人材のみを受け入れることは難しい。未熟練の移民が、ドイツで人材不足しているエンジニア関連、情報技術関連、医療の人材になるような育成プログラムが必要だと思う。

6. 上記の提案を施行するにあたって直面する課題と、それに対する新たな観点

ところで、今までマクロな視点でドイツの抱える問題を考えてきた。そこで、次に個人というミクロな観点から、この問題を考えていく。個人というアクターを考えることは、移民政策を本質的に行う上で、重要になってくるからだ。ここでいう個人とは、移民と受け入れ国の人々の両方を指す。

個人について考える際、心理的な要因を考慮することが不可欠だと言えるだろう。特に、移民の、受け入れ国に対する「統合か共創か」という問題は大きな問題だ。この問題は、しばしば衝突や差別を生む。移民については、彼らの多くが自分たちの文化を失いたくない。一方、ドイツ人については、犯罪の増加の不安から、移民のコミュニティに対し、反対する人が多い（日本国際交流センター、2016、35頁）。

この複雑な問題は、日本にも当てはまる。ドイツと同じく、日本も少子高齢化によって労働者不足に悩まされており、移民の数が増加するにつれて、似たような問題を抱えている（横内、2017、170-3）。それにもかかわらず、移民問題に対する取り組みは他国と比べて少ない（Gooddo、

2021）。ドイツは多く検討する必要がある点はあるが積極的に取り組んでいる点で、ドイツは日本のロールモデルだと言える。

しかし一方で、日本では問題視されているものの、ドイツの移民問題の現状の改善に活かせると考えられる点がある。その根本には、移民を、いつか永住者となることを前提に受け入れるか、それとも一時的な移民して受け入れるか、という違いがある。ドイツでは、移民を、最終的に永住者になるとを考えているが、日本はそのような考え方をしていない。大半の日本の移民は、最長でも5年しか滞在が許されていない（Gooddo、2021）。この違いには、移民の定義の違いがあると考えた。日本は、外国人を労働者と捉え、上記のような心理的な側面を重視していない傾向があり、多くの移民の厳しい生活環境の原因の一つとなっている（Gooddo、2021）。この点で日本はマクロ的な観点が強いと言える。一方で、ドイツでは移民を個人として見る傾向が強いと考えた。極右政党「ドイツのための選択肢」が勢力を伸ばしていたり、6割近くのドイツ国民が、ドイツの移民政策に対し不満を持っている（エアクレーエン、2018）、ドイツでは「統合か共創か」という心理的な問題が重視されていると考察できるからだ。この点で、ドイツではミクロ的な視点が強いと言える。

したがって、マクロ的な視点が強い日本で行われている短期的な滞在を取り入れることで、労働力という側面と個人という心理的側面を分けて考え、ミクロとマクロ、どちらの視点も持つことは、ミクロな視点が強いドイツの移民問題を改善できるのではと考察した。

7. 結論

ドイツでは、少子高齢化に付随する人手不足を解消する手段として移民を積極的に受け入れているが、多くの移民が人手不足の深刻な分野で就職していないという問題があった。

そこでドイツと似たような政策をとっているカナダと比較し、人手不足の分野に従事する労働者を集めるためポイント制を導入することが、問題

の解決策となるのではと考えた。しかし、それを施行するにあたって3つの障壁が考えられるため、それぞれに対し、解決策を提案した。

しかし、上記の解決策はマクロな視点からしか語られていない。その解決策の実施を本質的に考えるには、同時に個人というミクロな視点について考慮する必要があると述べた。ここで、日本は移民に対する政策が不十分であるため、ドイツは日本にとってロールモデルであると言える。一方で、日本はマクロな視点が強く、ドイツはミクロな視点が強いという違いがある。よって、日本で問題視されている、原則、移民は短期滞在しか許可されないという制度は、反対にドイツでは生きるのではないかと考えた。短期滞在許可も重視することは、ドイツにとって、マクロな需要とミクロな需要の両方を満たすことを可能にするだろう。移民政策の施行に欠かせないミクロな需要が達成されることで、マクロな需要である、労働者不足解決のための移民政策が、より円滑に進むと結論づける。

参考文献

- ・伊佐紫「ドイツで増大する難民と経済への影響」『住友商事グローバルリサーチ』2017年11月28日、
<https://www.scgr.co.jp/report/survey/2017112829422/>
(2021年7月12日最終アクセス)。
- ・井出和貴子「カナダ：移民受け入れ先進国が直面する問題」『大和総研』
2014年11月19日、
https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20141119_009154.pdf (2021年7月19日最終アクセス)。
- ・内田由起子「移民問題とドイツの課題」『NewsDigest』2010年10月27日、
<http://www.newsdigest.de/newsde/news/featured/3074-840/>
(2021年7月12日最終アクセス)。

- ・エアクレーン「焦点：ドイツの新移民法、メルケル首相の『大きな賭け』」

『REUTERS』2018年9月25日、<https://jp.reuters.com/article/germany-economy-immigration-law-idJPKCN1M503K>（2021年12月17日最終アクセス）。

- ・大岡栄美「カナダにおける移民政策の再構築」『移民政策研究第4号』2012年http://www.iminseisaku.org/top/pdf/journal/004/004_002.pdf（2021年8月18日最終アクセス）。

- ・大岡頼光「フランスは少子化対策の財源をどう確保したか」『中京大学現代

社会学部紀要』第10巻、2017年3月、

https://www.chukyou.ac.jp/educate/gendaisyakai/kiyou/2017/2017_1002_03ohoka.pdf（2021年12月17日最終アクセス）。

- ・春日梓「ドイツでの移民・難民の受け入れ体制と仕組み」『D R I V E』2018年1月25日、<https://drive.media/posts/19179>（2021年8月18日最終アクセス）。

- ・グローバルノート「世界の高齢化率（高齢者人口比率）国別ランキング・推

移」『GLOBAL NOTE』2020年7月28日、
<https://www.globalnote.jp/post-3770.html>（2021年7月19日最終アクセス）。

- ・グローバルノート「世界の合計特需出生率 国別ランキング・推移」『GLOBAL

NOTE』2021年5月20日、<https://www.globalnote.jp/post-3758.html>（2021年7月19日最終アクセス）。

- ・厚生労働省大臣官房国際課「ドイツ」『世界の厚生労働』2010年、
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to069~078.pdf>（2021年9月13日最終アクセス）。
- ・新田堯之「インド：世界最大の移民送出国」『移民レポート7』

2014年11月20日、

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20141120_009161.pdf (2021年12月17日最終アクセス)。

- ・日本国際交流センター「ドイツの移民・難民政策の新たな挑戦」

『2016 ドイツ現地調査報告』2017年4月5日

<file:///Users/miharuonoda/Downloads/final.pdf> (2021年12月17日最終アクセス)。

- ・廣松淳平・古石篤子「ドイツにおける移民政策「統合コース」の検証」

『慶應義塾大学学術情報リポジトリ』2014年1月、

<KO90003002-2013-003-0001.pdf> (2021年7月26日最終アクセス)。

- ・安田修「カナダ永住権」『海外移住情報』2019年、

<http://www.interq.or.jp/tokyo/ystation/cavisa.html>

(2021年7月19日最終アクセス)。

- ・横内政人「労働人口減少下の日本における望ましい外国人労働政策」

『香川大学経済政策研究』第15号、2019年3月、

<https://www.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no15/yokouchi.pdf>

(2021年12月17日最終アクセス)。

- ・吉川洋「人口減少、イノベーションと経済成長」2015年10月、

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/15p017.pdf>

(2021年7月12日最終アクセス)。

- ・労働政策研究・研修機構「イタリアにおける外国人労働者受け入れ制度と社

会統合」『労働政策研究報告書 No. 59』2006年5月19日、

https://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/documents/059_02-4.pdf

(2021年12月17日最終アクセス)。

- ・Amy Feldman, "If the US won't welcome immigrant entrepreneurs, Canada stands

ready to do so", *Forbes*, June 3, 2021,

- <https://www.forbes.com/sites/amyfeldman/2021/06/03/if-the-us-wont-welcome-immigrant-entrepreneurs-canada-stands-ready-to-do-so/?sh=3c7257c0647f> (accessed by July 19, 2021).
- Dane Stewat, “The Global Talent Stream”, *Moving2 Canada*, 2020,
<https://moving2canada.com/global-tal> (accessed by July 24, 2021).
 - E. Wesley F. Peterson, “The role of population in economic growth”, October 17,
2017, <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2158244017736094> (accessed by July 12, 2021).
 - Government of Canada, “Official languages and bilingualism”, *Canada.ca*, December 15, 2021,
<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/official-languages-bilingualism.html> (accessed by December 17, 2021).
 - GD Freak! 「ドイツの GDP と人口の推移」『GD Freak!』2020 年 12 月 18 日、
<https://jp.gdfreak.com/public/detail/sp010001000119900076/6>
(2021 年 7 月 12 日最終アクセス)。
 - Gooddo 「日本は移民大国？人口の減少と外国人労働者」『Gooddo』2020 年 8 月 21 日、
<https://gooddo.jp/magazine/inequality/immigration/11215/>
(2021 年 12 月 17 日最終アクセス)。
 - GraphToChart 「グラフで見るドイツの生産年齢人口の割合は高い？低い？」『GraphToChart』2021 年 7 月 22 日、
<https://graphtochart.com/population/germany-age15to64.php>
(2021 年 12 月 16 日最終アクセス)。
 - The Canadian Magazine of Immigration, “Canada: Immigration by Source Country 2015”, *The Canadian Magazine of Immigration*, April 5, 2016,

<https://canadaimmigrants.com/canada-immigration-by-source-country-2015/>
(accessed by December 16, 2021).

欧洲の持続可能な消費と生産のパラドックス：

欧洲におけるファストファッショニ業界の多国籍企業が

もたらす影響とは？

EU's Fast Fashion Industry

2年・経済学部 佐藤遙香

はじめに

欧洲は、持続可能性や気候変動に関する話題の中心的存在として認識されてきた。持続可能性の優等生と言われている欧洲だが、そうとは言い切れない側面がある。それが顕著に現れているのが、多国籍企業による繊維産業である。そこで、このレポートでは、欧洲における消費と生産活動がどの程度まで持続可能であるか、また、欧洲で持続可能性と経済成長は両立されているのかをファストファッショニにおいて例証する。

持続可能性といった理念の陰で、グローバリゼーションや多国籍企業により、持続可能でない消費と生産が推進されている現状はさまざまな国で見られる現象であると言える。今回は、欧洲の持続可能性における政策の理念と現実間のパラドックスを分析し、同時になぜこれが特に欧洲で顕著なのかを説明する。具体的にこの論文では、ファストファッショニ産業を扱い、その分野における欧洲を代表する多国籍企業が、いかに世界市場の消費や生産のあり方が持続可能でないかを論ずる。その際、環境と貧困問題が重要な問題としてあがつたため、そこをスピルオーバー効果として検証する。

第1章 欧州における消費と生産の持続可能性と経済成長のパラドックス

世界的に欧州が持続可能性という理念を牽引してきたという指摘をよく目にするようになって久しい。しかし同時に、欧州の多くの多国籍企業は持続可能性に配慮のない生産活動を行い、さまざまな負の影響を及ぼしているという研究結果も出ている。グローバル化により、共通の理念として国際的に消費の持続可能性が追求されている一方で、持続可能性が欠如した企業の経済活動を優先している社会経済構造が依然として存在している。このようなパラドックスは、特に欧州において顕在化していると考える。

本章では、そのような矛盾した社会経済構造をパラドックスとして、理念と現実に分けて分析する。まずは、欧州における持続可能性の追求という理念を、持続可能な消費と生産（SCP: Sustainable Consumption and Production）というアジェンダに関するEUの政策を通じて分析する。（1.1）そのような理念と矛盾する現実として、グローバリゼーションに伴う多国籍企業の台頭や欧州の消費文化が、どのように繊維産業における多国籍企業の経済活動に現れ、途上国に影響を与えるか論じる。（1.2）

1.1 理念：持続可能性に対する欧州の政策・SDG12「持続可能な消費と生産（SCP）」

欧州の持続可能な消費と生産に関する取り組みを分析するためには、消費や生産に関係ある欧州の環境政策、特に欧州グリーンディール政策やSDG12を理解する必要がある。SDG12は「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」ことを掲げている¹。持続可能性というアジェンダにおいて、EUは持続可能性の追求と経済成長を両立しうる目標として認識している²。このような施行は、EU委員会が実施している欧州グリーンディールに示されている。欧州グリーンディールは、2050年までに温室効果ガスの純排出をなくすことを主軸としている。具体的には、経済成長と資源利用が切り離され、近代的で資源効率の高

¹ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン.“目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する”. Global Compact Network Japan.

<https://www.ungcjp.org/sdgs/goals/goal12.html>, (参照 2022-3-25).

² 羽場 久美子. 『EU(欧州連合)を知るための63章 (エリア・スタディーズ124)』. 明石書店, 2013.

い競争力のある経済を持った公平で豊かな社会への変革を目的としている。その点において EU は、持続可能性に向けた進歩を最大限に支援するために、グローバルリーダーとして積極的な役割を果たそうとしている。実際、持続可能な開発は欧州条約³に盛り込まれており、持続可能性は「欧州政策の中心」となっている⁴。また、欧州グリーンディールの包括的な成長理念は、EU を世界初のカーボンニュートラルな地域にすることを目指している。ゆえに政策立案において、EU 委員会は基本的に、持続可能性と経済成長を互換性のある両立しうるものと認識しており、経済と環境の好循環をつくっていく産業政策を試みている。

この欧州グリーンディールは、EU 委員会が国連の SDGs を追求する際の政策の中心として機能しているが、とりわけ SDG12 「持続可能な生産と消費」とは切っても切れない関係にある。国連環境計画の経済部門ディレクターであるシーラ・アガーワル＝カーン氏は、「汚染、気候変動、生物多様性の損失といった地球における危機は、持続不可能な消費と生産によって引き起こされている。」と主張している。消費と生産の持続可能性と環境社会問題の関係性は、一般に、国連の「持続可能な開発目標 12：持続可能な生産と消費」においても定義されており、解決すべき課題として国際的な認識を得ている。

この SDG12 は特に、「企業による持続可能な実践と持続可能性報告の採用、政策立案者による持続可能な調達方法の推進と非効率な化石燃料補助金の合理化、消費者の環境に配慮したライフスタイルなどの行動」を求めている⁴。また、欧州が「経済成長や生活水準の向上を、資源の使用や環境への悪影響から切り離す」ためには、「経済における物質の循環性を高め、資源採取の必要性と、埋立地や焼却地に送られる廃棄物の量を減らすことが必要である」とされている⁵。

³ (第 3 条 (5))

⁴ Eurostat. (2021). SDG 12 - Responsible consumption and production - Statistics Explained. Retrieved August 1, 2021.

⁵ 同上

具体的には、EU の文脈における SDG12 は、以下の 3 つの分野の発展に焦点を当てている。「環境への影響を経済成長から切り離すこと、グリーン経済、廃棄物の発生と管理」⁶。

1.2 現実：グローバリゼーションによる消費文化と多国籍企業の台頭

1.2.1 欧州における消費文化

前述した欧州政策の中心である欧州グリーンディールに内包されている SDG12 の 3 つの目標理念は一般に、使い捨て消費や大量生産大量消費からの脱退を意味している。

そのような理念に反して、欧州をはじめとした 先進国には、消費主義的消費文化というものが存在する。20 世紀末に欧米社会に定着した「消費主義的消費文化」は、具体的には、便利な製品、サービスの大量消費を目指すことに特徴がある。イメージとしては、アメリカ的な消費文化と呼ばれるものと類似している⁷。文化と評される以上、GDP などの単なる経済学的な価値に留まらないある種の精神的特徴、具体的には現代社会に生きる人々の生活態度を反映したものとして捉えられている。その生活態度とは、「消費主義」(consumerism)に基づくものである。間々田 孝夫によると、消費主義とは、「消費という行為が、欲望や憧れの対象となり、快楽、自己実現、優越性の確認といった意味をもつようになり、その水準を上昇させることが積極的に追求されるようになった時の意識や行動のあり方」のことである⁸。

加えて、近年の消費主義の特徴として、グローバリゼーションにより多国籍企業が国際分業・合理化手段を駆使して低価格化が追求されていることもあげられる。内閣府の経済白書によると、グローバリゼーションとは、「資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結び

⁶ 同上

⁷ 間々田 孝夫. 「「第三の消費文化」の概念とその意義」『応用社会学研究』2011, No.5321.

⁸ 同上

つきが深まること」である⁹。このような移動の自由をより容易に享受できる先進国を起因に、生産と消費が世界経済を牽引するようになり、消費主義的消費文化はさらに加速した。供給量の増加、それに伴う低価格化によって、消費財の入手は容易になり、同時に複数の消費財を所用することが広く行われるようになる。その場合、消費者の消費財に対する効用はそれ以前と比較して小さくなり、商品の寿命がつくるまで消費するといった態度は希薄になる。むしろ「使い捨て」という考え方で消費態度が移行するのである。

以上の流れで大量生産・大量消費に基づいた消費文化が実現され、消費量が莫大なものになり、消費と生産を通じた資源枯渇や環境汚染、生態系の破壊など、環境への影響は無視できないほど大きくなつた。同様に、グローバル化したサプライチェーンのもと成り立つ今の消費の在り方が、生産者側である途上国側に負の影響を及ぼす事例が多く見られる¹⁰。

一方で、欧州では、このような消費の環境や社会に対する負の影響を回避した消費を目指す新たな消費文化も生まれた。具体的には、環境問題に配慮するグリーンコンシューマー (green consumer) や南北問題や動物愛護への配慮を含んだエシカルコンサンプション (ethical consumption) という形で、広く論じられてきた。これらは、破壊性、反社会性を免れた消費文化として主に欧州において広がりを見せている。そのため、欧州では新たな消費文化が生まれているということも事実であるため、持続可能な消費・生産の実現に最も近い地域であるという指摘もある¹¹。

1.2.2 多国籍企業におけるグローバリゼーションの影響：底辺への競争と直接投資

⁹ 内閣府.“第1節 日本経済とグローバル化: 1 グローバル化の意味”. 内閣府.
<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je04/04-00301.html>, (参照 2022-3-20).

¹⁰ 寺島 拓幸. 消費主義と環境配慮：買い物好きは環境問題に関心があるか?. 文京学院大学人間学部研究紀要, 2010, Vol.12, pp.211 ~ 222p.

¹¹ 間々田 孝夫. 「「第三の消費文化」の概念とその意義」『応用社会学研究』2011, No 5321.

欧州が掲げる持続可能な消費と生産に関する政策や理念実現を妨げている欧州経済の要因として、底辺への競争と直接投資に特徴付けられる多国籍企業がある。

グローバリゼーションの中で、多国籍企業は世界的な経済統合を促進する重要な役割を果たしており、国際経済に深遠な影響を与えている。多国籍企業とは、設立した国を超えて生産活動を行っている企業のことであり、その海外進出は、ホスト国企業との比較所有権の優位性、および自国と外国の比較立地能力に依存する¹²。グローバリゼーションにおいて多国籍企業は、現代の企業の主力であり、世界市場において総合的な国力と競争力の重要な要素でもある。そのため、多国籍企業は国際貿易を大きく促進させた。

欧州をはじめとした先進国で多く見られる多国籍企業は、海外直接投資(Foreign Direct Investment: FDI)などを通じて、貿易障壁を越え、経済資源の最適な配分や効率化を測るようになった。OECDによると、FDIとは、ある経済圏に居住する投資家が、他の経済圏に居住する企業に対して永続的な利益を確立し、重要な影響力を行使する国境を越えた投資のことである。FDIは、経済間の安定的かつ長期的なつながりを生み出すことから、国際的な経済統合の重要な要素となっている。また、FDIは国家間の技術移転のための重要な経路であり、海外市場へのアクセスを通じて国際貿易を促進し、経済発展のための重要な手段となり得る¹³。

それと同時に、グローバリゼーションを実現するためには、貿易や金融の自由化、低税率（または無税率）、強力な財政政策といった新自由主義的な政策を採用する必要があった。新自由主義では、自由市場、市場で決定される価格、貿易・金融の自由化、民営化、消費者の選択などが強調されている。経済における新自由主義とは、個人の経済的自由を最大化することで、国家の介入を最小限に抑えることを支持する経済理論および思想である。特に、発展途上国の政府は、FDIが自国経済の発展のために必要であると考えており、その

¹² Dunning J.H and Robson.P 1995. *Multinationals and the European Community*.

¹³ OECD iLibrary | Foreign direct investment (FDI). (2021). Retrieved August 18, 2021, from Oecd-ilibrary.org website: https://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/foreign-direct-investment-fdi/indicator-group/english_9a523b18-en

ために新自由主義的な政策を実施し、多くのインセンティブを設けている。特に、税におけるインセンティブが多い。

つまりは、多国籍企業が自国に拠点を置くことを期待しているのだが、多くの場合それは、労働者や労働条件を犠牲にして多国籍企業を誘致することでインセンティブを設けている。市場がより統合され、グローバリゼーションし、国境を越えたモノやサービスの流れに対する規制が急速に撤廃されていく中で、FDIのインセンティブはしばしば賃金、労働条件、雇用、社会保障に壊滅的な影響を与えており、グローバリゼーションの最も直接的な結果は、「『底辺への競争』そのもの、つまり、雇用や投資をめぐるグローバルな競争の結果として生じる、労働・社会・環境条件の低下」である¹⁴。このような底辺への競争は、主に多国籍企業の手段である。労働力の安価な国に生産拠点を移し、そういう国から商品を輸入することで、委託先の労働条件は多国籍企業から常に圧力を受けて構造が生まれる。

加えて、国際的な規範や政策の結果、商品、サービス、資本の貿易が自由になり、低賃金での開発が可能となった背景には、底辺への競争が政府によって推進されていることがある。法律に関しては、多国籍企業への課税が、従業員の賃金や労働条件を根本的に犠牲にしてきたといえる。特に、欧州における多国籍企業への課税は、先進国を優遇していると批判してきた。例えば、2021年の6月、G7の財務大臣らは、国際課税の最低法人税を少なくとも15%にすることに合意した。しかし、ロイターによると、貧困撲滅を訴えるロビー団体からは、「途上国を犠牲にして先進国を優遇する制度だ」と批判されている。多国籍企業の母国である先進国では税収が増えるが、多国籍企業が進出している途上国では多額の税収は期待できないからだ¹⁵。つまり、経済成長のために多国籍企業を優遇する自由市場の法律が、欧州にも存在するわけである。

第2章 欧州の多国籍企業とファストファッション産業

¹⁴ Brecher, J. & Costello, T. (2000). *Global Village or Global Pillage*. Massachusetts: South End Press.

¹⁵ Thomas, L. (2021, June 7). What now for the G7 tax deal on multinationals? Retrieved August 21, 2021, from JP website: <https://jp.reuters.com/article/global-tax-snapshot-idCNL5N2NP2MH>

2.1 欧州とファストファッション産業の関連性

持続可能な消費と生産（SCP）という概念が、欧州政策の一つの柱となっている欧州の多国籍企業が、その陰で発展途上国の社会と環境を搾取しているかもしれないという議論は、ファストファッショング界で多く見られる。また、世界で 2 番目の環境汚染産業とも揶揄されるファストファッショング界における持続可能性に関する議論も活発である。ファストファッショングにおける多国籍企業が生産過程でアウトソーシングをする場合、その目的は安価な人的資本や資材にあり、それが致命的な労働災害を引き起こしている。そのファストファッショング界の世界市場を牽引しているのが、欧州の多国籍企業である。下図 1 からもわかるように、スペインのインディテックス（Zara）とスウェーデンの H&M(ヘネス・アンド・マウリツ社)が業界トップである。また「Statista」によると、世界のアパレル市場のなかで最大規模なのが EU28 カ国（2017 年英國離脱前）、世界のアパレルの主要な輸入国が EU である。（下図 2、3）

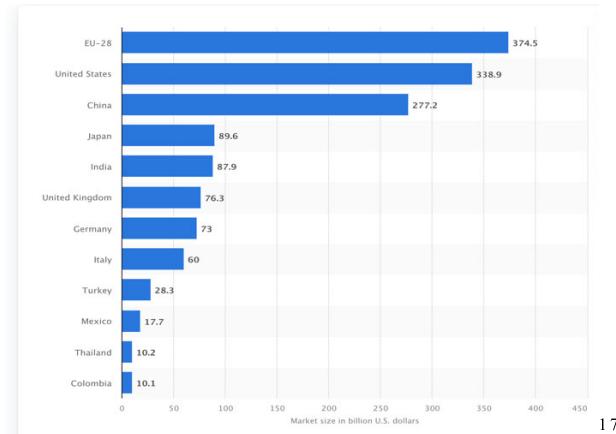
企業名（主なブランド名）	国と地域	決算期	売上高 (兆円)	売上高 (Billions of dollar)	前期比 (%) (現地通貨 ベース)
インディテックス (ZARA)	スペイン	2021年 1月	2.63	24.80	-27.9
H&M	スウェーデン	2020年 11月	2.39	22.48	-19.6
ファーストリテイリング (ユニクロ)	日本	2020年 8月	2.01	18.91	-12.3
Gap	米国	2021年 1月	1.47	13.80	-15.8
L'ブランズ	米国	2021年 1月	1.26	11.85	-8.3
PVH(Calvin Klein,Tommy Hilfiger)	米国	2021年 1月	0.76	7.13	-28.0
ラルフローレン	米国	2020年 3月	0.65	6.16	-2.4
ネクスト	英国	2021年 1月	0.52	4.94	-17.2
アメリカンイーグルアウトフィッター	米国	2021年 1月	0.40	3.76	-12.7
アバクロンビー&フィッチ	米国	2021年 1月	0.33	3.13	-13.7
エスプリ	香港	2020年 6月	0.13	1.19	-21.1

(注)各社のアニュアルレポートより作成。2021年2月26日時点の為替レートで算出 (\$1=¥106.24)

16

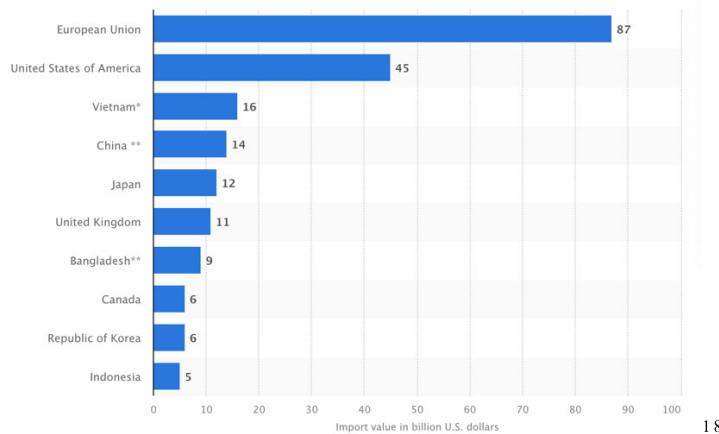
(図 1) ファストファッショング界の企業ランキング

¹⁶ Fast Retailing (2021). Industry Ranking | FAST RETAILING CO., LTD. Retrieved August 25, 2021, from Fastretailing.com website: <https://www.fastretailing.com/eng/ir/direction/position.html>



17

(図 2) 2017 年のアパレル産業の市場規模ランキング (10 億米ドル)



18

(図 3) 2020 年のアパレルの世界有数の輸入国 (10 億米ドル)

以上から、世界的に見ても欧州においてファストファッション産業は経済的に重要な位置づけにあると言える。実際それは、経済だけでなく、政策面においてでも露呈している。

¹⁷ Statista. (2017). Apparel market size by region worldwide 2017 | Statista. Retrieved March 22, 2022, from Statista website:

<https://www.statista.com/statistics/279735/global-apparel-market-size-by-region/>

¹⁸ Statista. (2020). Leading apparel importers by value worldwide 2020 | Statista. Retrieved March 22, 2022, from Statista website:

<https://www.statista.com/statistics/1198349/apparel-leading-importers-worldwide-by-value/>

2.2 欧州政策とファストファッションの関連性

グローバリゼーションは、欧洲における消費主義的消費文化と非持続可能性に拍車をかけた主要な要因である。グローバル化した市場の豊富な消費の選択肢を維持するために、使い捨ての消費主義は自然と拡大した。その結果、大量消費への需要が高まり、多国籍企業は持続不可能な消費と生産を行うようになった。具体的には、多国籍企業が海外にアウトソーシングすることで、スピルオーバー効果が発生している。

*Europe sustainable development report 2020*によると、欧洲からの持続不可能なサプライチェーンと貿易関連のスピルオーバーは、他国の SDGs 達成能力を損なうとしている。*2020 International Spillover Index*によると、欧洲諸国は域外に大きな負の国際的なスピルオーバー効果を生み出し、世界の他の地域に環境、社会、経済面で深刻な影響を与えていている。また、同レポートの実施要領（Executive Summary）では、唯一の具体例（事例）として、欧洲への衣料品、繊維製品、皮革製品の輸入が、37件の致命的な労働災害と毎年 21,000 件の非致命的な事故に関連していることを指摘されている。加えて、欧洲の政策では、SDGsへの統合的なアプローチは、「国内の優先事項」（コロナ禍）、「外交と開発協力」、「負のスピルオーバー効果」という 3 つの大きな分野に焦点を当てる必要があるとしている。以上のことからわかる通り、欧洲がもたらす国際的なスピルオーバー効果は欧洲の政策面において注目されていると示唆できるだろう。

一方で、多国籍企業は、グローバリゼーションに伴い、多くの国々で重要な役割を果たして来たのは事実であり、近年の世界的な FDI の高まりを受け、その重要性はますます高まっている。国際貿易は、欧洲や海外で非常に多くの雇用を生み出しているからだ。世界全体で約 2 億 9,300 万人の雇用（その多くは中国とインド、バングラデッシュ）と年間で推定 3 兆 4,500 億米ドルの賃金が分配されている¹⁹。EU 自体では、海外の消費を満たす商品を生産するため

¹⁹ EUR-Lex - 12012M/TXT - EN - EUR-Lex. (2012). Retrieved August 5, 2021, from Europa.eu website: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A12012M%2FTXT>

に 5400 万人分の雇用が発生しており、世界的には EU の消費を満たすために 6200 万人分の雇用が発生している。（図 4）しかし、劣悪な労働条件や持続不可能なサプライチェーンは、社会的にも環境面においても悪影響を及ぼすため、対策を講じる必要がある。

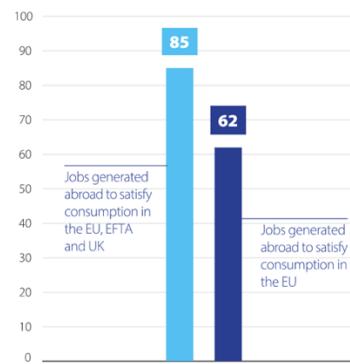
環境問題に関して繊維産業は、大量の温室効果ガス排出と汚染を排出し、大量の廃棄物を生成している。現在、世界は毎年約 800 億着の新しい衣類を消費しており、これは、20 年前よりも 400% 多くなっている。消費財の量の増加に伴い、消費者は早いペースで衣類を捨てるようになったため、「ファストファッション」と呼ばれている²²。また、ファストファッション産業のサプライチェーンは断片化・多層化されており、透明性に欠けているという指摘もある。

人権などの社会問題に関して、欧州における繊維の消費は欧州域外で雇用を生み出しているが、女性や子供を含む劣悪な労働条件が依然として問題であるとしばしば指摘される。実際、サプライチェーン全体で年間 375 件の死亡事故と 21,000 件の非死亡事故につながっている²⁰。アンドリュー・モーガンによると、ファストファッション業界の途上国の労働者は世界で最も賃金の低い労働者の一人であり、縫製労働者の約 85% が女性である²¹。縫製産業の人的要因は無視できないほど大きく、多くの開発途上国で、安価な労働力の搾取と特に女性の人権の侵害が一貫して見られる。

²⁰ SDSN and IEEP, 2020. *The 2020 Europe Sustainable Development Report: Meeting the Sustainable Development Goals in the face of the COVID-19 pandemic*. Sustainable Development Solutions Network and Institute for European Environmental Policy: Paris and Brussels

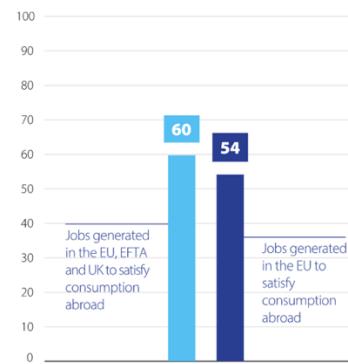
²¹ アンドリュー・モーガン『ザ・トゥルー・コスト——ファストファッショング 真の代償』2015 年

Figure 1.9 | Jobs generated abroad in producing goods that satisfy consumption in European countries (per million people)



Source: Results updated for 2015, based on Alsamawi et al, 2014; Lenzen et al, 2013

Figure 1.10 | Jobs generated in Europe in producing goods that satisfy consumption abroad (per million people)



Source: Results updated for 2015, based on Alsamawi et al, 2014; Lenzen et al, 2013

22

(図 4) 欧州地域内外における雇用の創出

²² SDSN and IEEP, 2020. *The 2020 Europe Sustainable Development Report: Meeting the Sustainable Development Goals in the face of the COVID-19 pandemic*. Sustainable Development Solutions Network and Institute for European Environmental Policy: Paris and Brussels

第3章 スピルオーバー効果とは

本章では、第一章で説明した欧州の繊維産業における消費と生産活動の持続可能性と経済成長のパラドックスが、実際に与えている途上国への影響について見ていく。

途上国に与える影響を測定するために、マクロ経済学用語である「スピルオーバー効果」を用いて論じる。まず、スピルオーバー効果とは何か説明する。(3.1) その後、欧州のファストファッショング企業が途上国に与えるスピルオーバー効果について、具体的な事例やデータを用いて例証する。(3.2)

3.1 スピルオーバー効果とは

国際的なスピルオーバー効果とは、ある国の行動が、市場価格に反映されず、消費者や生産者の行動によって「内部化」されない利益を生み出したり、コストを他国に課したりする場合に生じる他の経済圏への影響のことである。波及効果とも呼ばれる。このような利益やコストは、正の外部性または負の外部性と呼ばれることがある²³。つまり、スピルオーバー効果とは、ある国で起きた一見無関係な出来事が、他の国の経済に与える影響のことを指す。ポジティブなスピルオーバー効果もあるが、一般的には、地震や株式市場の危機、その他のマクロイベントなど、国内の出来事が世界の他の地域に与えるネガティブなスピルオーバー効果のことを指す²⁴。

「Europe Sustainable development report 2020」によると、国際的なスピルオーバー効果とは、環境及び社会、経済・金融・ガバナンス関連、そして安全保障の3つのカテゴリーに分類することができる²⁵。本レポートでは1の環境及び社会に触れる。1は以下のように定義づけられている。

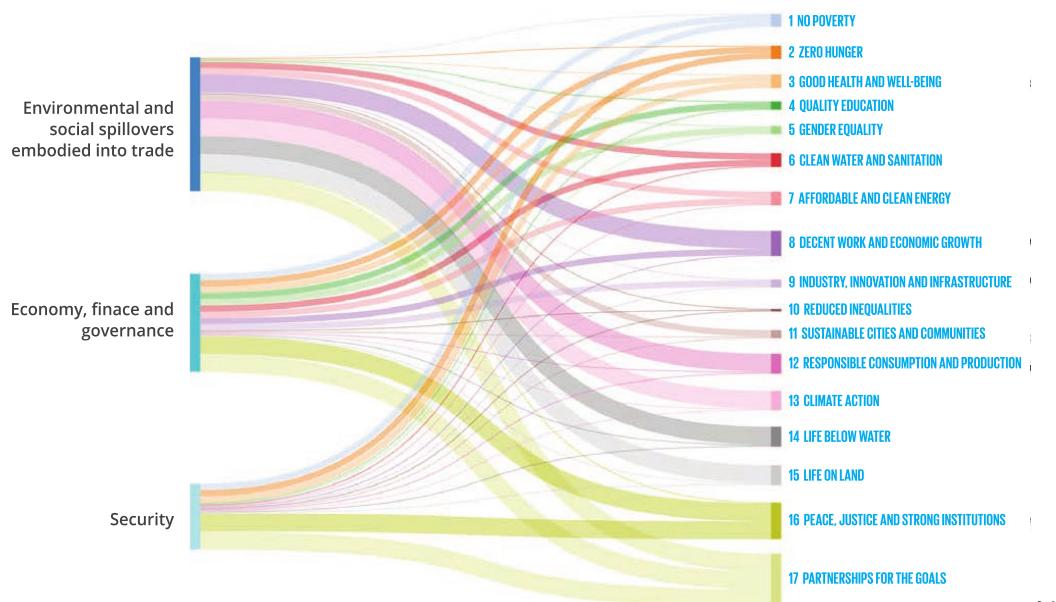
²³ Sachs, J., Schmidt-Traub, G., Kroll, C., Lafontaine, G., Fuller, G. (2017) SDG Index and Dashboards Report 2017 Global Responsibilities -International spillovers in achieving the goals-, Bertelsmann Stiftung and SDSN

²⁴ Kenton, W. (2021, May 19). Understanding the spillover effect. Investopedia. <https://www.investopedia.com/terms/s/spillover-effect.asp>.

²⁵ SDSN and IEEP, 2020. *The 2020 Europe Sustainable Development Report: Meeting the Sustainable Development Goals in the face of the COVID-19 pandemic*. Sustainable Development Solutions Network and Institute for European Environmental Policy: Paris and Brussels

1) 環境及び社会

天然資源の利用、汚染、社会的影響に関連し、貿易に具体化される国際的な効果。特に環境スピルオーバーは、i) 貿易に具体化された越境効果、ii) 空気や水における直接的な国境を越えた流れという 2 つの方法で発生する可能性がある。



26

(図 5) 波及効果の 3 つのカテゴリーと SDGs 間の繋がり

3.2 欧州におけるスピルオーバー効果とは

上記の図 5 を見てもわかるように、3 つのスピルオーバー効果がほぼ全ての SDGs に影響を与えており、相互に密接な関係にあるといえる。欧州がもたらすスピルオーバー効果に関して、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（Sustainable Development Solutions Network : SDSN）と欧州環境政策研究所（Institute for European Environmental Policy : IEEP）は、欧州が 2030 アジェンダや SDGs、パリ協定といった目標を達成するためには、持続不可能なサプライチェーンに組み込まれているものも含め、海外で発生する負の影響に対処

²⁶ Malik, A., G. Lafourche, S. Carter, Mengyu Li, M. Lenzen (2020), “Social spillover effects in the EU's textile supply chains”, policy brief, Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbH.

する必要があると認識している。SDGs はグローバルな責任であり、欧州は、国内政策と国際政策の間の一貫性を確保しなければならないとしている。これは特に SDG12 で強調されており、先進諸国がスピルオーバー効果に率先して取り組むことを求めている²⁷。

欧州の持続可能性に対する以上のような認識は、持続可能な開発に関する EU 条約の第 21 条（2）で強調されており、次のように記述されている。「連合は、共通の政策と行動を定義し、追求し、国際関係のすべての分野で高度な協力のために働き、以下を行うものとする。… 貧困撲滅を優先課題とし、開発途上国の経済・社会・環境の持続可能な発展を促進する²⁸。」

同様に、欧州におけるリーダーシップも、SDGs や欧州グリーンディールを達成するために、通商政策と持続可能なサプライチェーンの重要性を認識・強調している。欧州委員会委員長 von der Leyen (フォン・デア・ライエン) は、自身の政治指針の中で、「貿易はそれ自体が目的ではなく、国内に繁栄をもたらし、世界に我々の価値を輸出するための手段である。私は、締結されるすべての新しい協定に、持続可能な開発に関する専用の章を設けることを約束する」と述べている²⁹。

一方で、「2020 International Spillover Index」によると、欧州諸国は地域外に比較的大きな負の波及効果を生み出しており、環境、社会、経済面で世界に深刻な影響を与えていているとされている³⁰。2021 年の負の国際的なスピルオー

²⁷ Sachs, J., Schmidt-Traub, G., Kroll, C., Lafortune, G., Fuller, G. (2019): Sustainable Development Report 2019. New York: Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network (SDSN).

²⁸ EUR-Lex - 12012M/TXT - EN - EUR-Lex. (2012). Retrieved August 5, 2021, from Europa.eu website: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A12012M%2FTXT>

²⁹ Institute for European Environmental Policy. (2021, July 13). A cup of Trade-and-Environment Agreement - TEA? Retrieved March 22, 2022, from Ieep.eu website: <https://ieep.eu/news/a-cup-of-trade-and-environment-agreement-tea>

³⁰ SDSN and IEEP, 2020. The 2020 Europe Sustainable Development Report: Meeting the Sustainable Development Goals in the face of the COVID-19 pandemic. Sustainable Development Solutions Network and Institute for European Environmental Policy: Paris and Brussels

バー 効果指数では、上位 10 カ国は欧州（9 カ国は EU 加盟国）で、日本を除く上位 20 カ国はすべて欧州の国であった³¹。

負の影響を欧州域外に与える国としては、世界で幸福な国としてしばしば称賛される欧州諸国がランキングの上位に登場した。例えば、各国の SDGs 達成度を評価する SDG インデックスにおいて第一位であるスウェーデンだが、スウェーデンの 1 年間のマテリアルフットプリント（消費する天然資源の総量）は、国民 1 人当たり約 32 トン（アメリカと同程度）である。世界平均は現状で 1 人当たり約 12 トンであり、持続可能なレベルは 1 人当たり約 7 トンとされている。同様に、SDG インデックスで 3 位のフィンランドの二酸化炭素排出量は国民 1 人当たり年間約 13 トンで、これは石油大国サウジアラビアと同等である³²。実際、欧州の消費について、IEEP は次のように述べている。「欧州の消費パターンが地球全体で行われた場合、世界経済を支えるために地球 3 倍近くが必要になる³³。」換言すると、生態系や環境への負荷は現在の 3 倍になるということである。このことから、SDGs インデックスは一概に一国の持続可能性を測るものではないということがわかる。

しかし、重要なのは、これらの評価の大半が国内だけを対象としていて、国境を越えた貿易の影響を考慮していないということだ。例えば目標 11 の大気汚染に関する項目を見ると、概して富裕国の点数は高いが、多国籍企業が、汚染源である産業の工場を国外移転してきたこともあり、指標として現れない。だが、このような可視化しづらいスピルオーバー効果は、生産者側の途上国で顕著となる。欧州の消費主義的消費文化を保とうとする企業の持続可能でない

³¹ Lafortune, G., Cortés Puch, M., Mosnier, A., Fuller, G., Diaz, M., Riccaboni, A., Kloke-Lesch, A., Zachariadis, T., Carli, E., Oger, A., (2021). Europe Sustainable Development Report 2021: Transforming the European Union to achieve the Sustainable Development Goals. SDSN, SDSN Europe and IEEP. France: Paris.

³² ジェーソン・ヒッケル. “SDGs 優等生の不都合な真実 「豊かな国が高い持続可能性を維持している」という嘘”. Newsweek. 2020-10.

https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/10/sdgs_3.php, (参照 2022-3-20).

³³ Institute for European Environmental Policy (2019, September 30). Reaching sustainable consumption in Europe by 2050. Retrieved August 21, 2021, from Ieep.eu website: <https://ieep.eu/news/reaching-sustainable-consumption-in-europe-by-2050>

消費と生産に原因がある。特に、グローバル化された消費と多国籍企業による生産がこのような現象に拍車をかけたといえる。以下の章では、どのようにして多国籍企業がスピルオーバー効果を与えていているのか、分析していく。

第4章 環境及び社会におけるスピルオーバー効果

4.1 アウトソーシングによる社会へのスピルオーバー効果

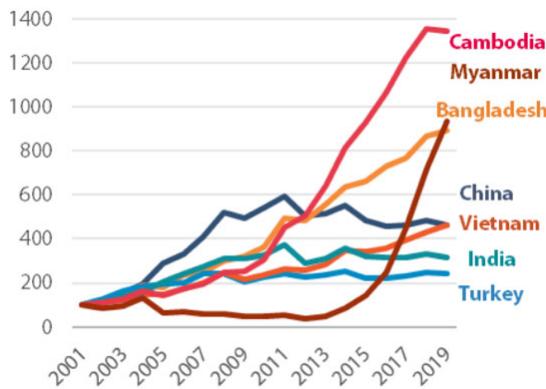
アパレル産業に関する欧州議会のブリーフィングによると、アウトソーシングとは、「EU のファッショントリニティ企業が最も安い価格を提供する工場に発注し、違約金なしに工場を切り替えることができるという利益をもたらす取り決めである³⁴。」消費者も同時に、小売価格の低下から恩恵を受けることができる。たとえば、ドイツでは過去 20 年間で、衣料品と靴の価格は 16% 安くなつた。

欧州のファッショントリニティに対する強い需要は、いくつかの発展途上国で衣料品、繊維、履物の市場に活気をもたらすという主張も存在する。例えば、一番の貿易先であるカンボジア（図 4 参照）で操業する欧州のファストファッショントリニティの多国籍企業は、国内総生産（GDP）の約 11% を生み出し、100 万人の労働者（労働力の 10 分の 1 以上）を雇用している。2001 年以降、輸出は 9 倍に増加し、その大半を欧州連合と米国が占めている³⁵。その結果、世界銀行によるとカンボジアは過去 10 年間、年率 7% の経済成長を遂げている³⁶。同様に、欧州からの輸出が最も成長したバングラデシュとミャンマー（図 6）でも、貧困率の低下が見られる³³。

³⁴ Russell, M. (2020). BRIEFING EPRS | European Parliamentary Research Service. Retrieved from website: [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/652025/EPRS_BRI\(2020\)652025_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/652025/EPRS_BRI(2020)652025_EN.pdf) (accessed August 25, 2021).

³⁵ EUR-Lex - 12012M/TXT - EN - EUR-Lex. (2012). Retrieved August 5, 2021, from Europa.eu website: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A12012M%2FTXT>

³⁶ The World Bank (2017). GDP growth (annual %) | Data. Retrieved August 23, 2021, from Worldbank.org website: <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=KH>



(図 6) 2001 年から 2019 年の輸出の変化

ファストファッション業界が払っている給料は、欧州の基準では決して高給ではない。しかし、農村部の貧困から逃れてきた人々にとっては魅力的な仕事であり、故に途上国にとっては利益である、という意見がファストファッション業界で起こっている。労働搾取を擁護する人の最もよく見られる主張である³⁷。以上が、アパレル業界での多国籍企業を容認する者の意見である。

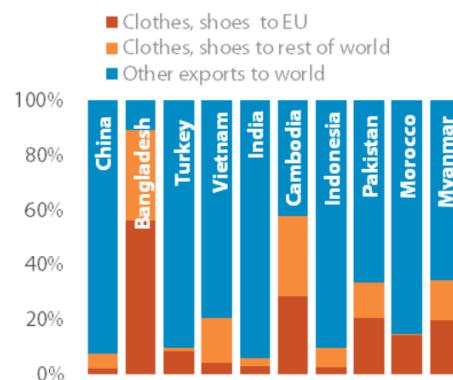
しかし、依然として、先進国のファッショング企業と開発途上国のサプライヤーとの関係は、不均衡なものとなっている。欧州の衣料品の輸入業者は、何千もの選択肢を持っている。カンボジアだけでも 700 近い繊維の工場が存在する³⁸。そのため、市場全体として、欧州の企業側の購買の柔軟性が高まれば高まるほど、サプライヤーの状況は不安定になるという構造を生む。実際に、競合他社に発注を奪われることを恐れて、サプライヤーは価格をぎりぎりまで下げ、紙一重の利益率で経営していて、場合によっては赤字になることもある。バングラデシュでは平均して 6% の利益率で生産していて、近い将来の契約成立への期待から原価を下回る価格の注文を受けることもしばしばある。結果的

³⁷ アンドリュー・モーガン『ザ・トゥルー・コストファストファッション 真の代償』2015 年

³⁸ International Labor Organization. (2018). *Cambodia Garment and Footwear Sector Bulletin Living conditions of garment and footwear sector workers in Cambodia Part I -GTF workers and their households*. Retrieved from https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/-asia/-/-ro-bangkok/documents/publication/wcms_663043.pdf

に、このような徹底した「底辺への競争」の中で、従業員の給与や労働条件が犠牲になるスピルオーバー効果が生じることとなる。

衣料において欧洲が最大の貿易相手国であるバングラデシュ（図7）では、工場内で労働者の生命と健康が危険にさらされていたことや、最低賃金で長時間労働していたことから非難されている。例えば、2013年には、バングラデシュのダッカにあるラナ・プラザビルが崩壊し、1000人以上の労働者が死亡、2500人が負傷した³⁹。ラナプラザでは、前日に壁に大きな亀裂が入ったため、政府の検査官が避難を命じていた。しかし、崩壊当日の朝、工場の管理者たちは、安全だと主張して、中には、「従わなければ解雇する」と脅されたケースもあり、労働者を説得させていた⁴⁰。



（図7）国の総輸出額に占めるEU/世界各国への衣料品および履物の輸出額の割合 2019年

このような事件は2013年辺りでバングラデシュにおいて多発し、国際的な注目を集めることとなった。そのため近年では、ファストファッション業界で見られるスウェットショップ（搾取工場）に反対する運動が、何世紀も前

³⁹ Fast Retailing (2021). Industry Ranking | FAST RETAILING CO., LTD. Retrieved August 25, 2021, from Fastretailing.com website: <https://www.fastretailing.com/eng/ir/direction/position.html>

⁴⁰ Akash Panos. (2013). HRW Publications - "Whoever Raises their Head Suffers the Most." Retrieved August 25, 2021, from Hrw.org website: https://features.hrw.org/features/HRW_2015_reports/Bangladesh_Garment_Factories/

に盛んだった反奴隸制運動に道徳的に匹敵するものだと主張する学者もいる⁴¹。実際に、その労働状況は劣悪で、例えば、インドの多くの綿花工場では、強制的な夜勤を含む 60 時間以上の労働時間に達し、休日は 2 週間に 1 回である。ILO の労働時間に関する条約では、労働時間は週 48 時間を超えてはならないと規定されている⁴²。また、労働者は、糸が切れないようにするために必要な高温多湿の環境で労働に耐えている状況である。

加えて、85%の労働者が女性であるため、男性よりも賃金が低く、セクシャルハラスメントの対象となっている⁴³。Human Rights Watchによると、現地の女性たちは、恐怖心より工場に正式な苦情を申し立てることができずにいる。その理由は、未婚で保守的な家庭に生まれた労働者の多くの女性は、工場で働く際に家族の許可がいるからだ。仮に、彼女たちがハラスメントを受けていると家族に知れたら、家の外で働かないように言われる可能性が存在している⁴⁴。そのため、ハラスメントに耐えることが「普通のこと」であり、耐えなければならないという考え方が内在している⁴⁵。また、アンドリュー・モーガンによると、過度な労働時間が故に子供にほぼ会えないといったことも問題となつており⁴⁶、ハラスメント告発の壁を高くする大きな要因であるといえる。

⁴¹ Michele Micheletti, “The Moral Force of Consumption and Capitalism: Anti-slavery and Anti-sweatshop,” in *Citizenship and Consumption*, eds., Kate Soper and Frank Trentmann.

⁴² International Labor Organization. (2017). Convention C001 - Hours of Work (Industry) Convention, 1919 (No. 1). Retrieved August 24, 2021, from Ilo.org website:

https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_IL_O_CODE:C001

⁴³ EUR-Lex - 12012M/TXT - EN - EUR-Lex. (2012). Retrieved August 5, 2021, from Europa.eu website: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A12012M%2FTXT>

⁴⁴ Human Rights Watch (2019, February 12). Combating Sexual Harassment in the Garment Industry. (Retrieved August 25, 2021, from Human Rights Watch website: <https://www.hrw.org/news/2019/02/12/combating-sexual-harassment-garment-industry>

⁴⁵ Human Rights Watch interview with Roja R. (pseudonym), garment worker, Mysore, May 10, 2018.

⁴⁶ アンドリュー・モーガン『ザ・トゥルー・コスト——ファストファッショ
ン 真の代償』2015 年

しかし、依然として労働状況は改善しないままである。それは、主に製造コストが衣料品の小売価格に占める割合はわずかであることが原因である。図8によると、Zaraのパーカーの生産工程のすべてに携わるトルコ人とインド人の労働者に公正な賃金を支払うことで、現在の欧州の平均小売価格27ユーロに与える影響は4ユーロ以下である⁴⁷。企業は、この追加費用の少なくとも一部を購買者に転嫁できなければ、労働者により良い条件を提供することはできないが、今のところそれは実現していない。ラナプラザへの反省から生まれたReady-Made-Garments Sustainability Council（既成衣料品持続可能性評議会）によって2020年に可決されたバングラデシュ協定では、ファストファッショングループ企業に対し、工場が安全な職場を維持するための経済的な余裕があることを保証するよう求めている。だが、ほとんどの欧州のブランドは、安全性の向上のために自腹を切るのではなく、資金の貸し付けを行うことでこれを実現している。つまりは、コストに対する容赦ない低下圧力や企業の底辺への競争は続いている。実際に、2017年にバングラデシュの製造業者に支払われた綿のズボン1本の平均価格は、4年前の5.19米ドルから4.50米ドルに下がっている⁴⁸。

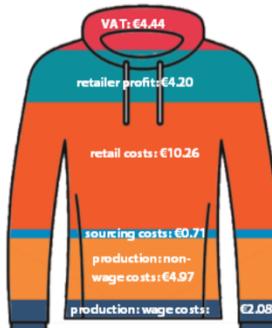
以上の欧州の多国籍企業のアウトソーシングは、EU条約の第21条(2)である開発途上国の持続可能な経済的、社会的および環境的発展を促進するという理念に反している。そのため、欧州においてでも理想と現実間に大きなギャップがあるといえる。

⁴⁷ Hachfeld, D. (2019). What makes up the price of a Zara hoody. Retrieved August 25, 2021, from Publiceye.ch website:
<https://www.publiceye.ch/en/topics/fashion/what-makes-up-the-price-of-a-zara-hoody>

⁴⁸ Fast Retailing (2021). Industry Ranking | FAST RETAILING CO., LTD. Retrieved August 25, 2021, from Fastretailing.com website:
<https://www.fastretailing.com/eng/ir/direction/position.html>

Average European retail price of a hoodie: **€26.66**, of which: production wage costs: **€2.08**

How much extra it would cost to pay production workers a fair wage: **€3.62 (13 % of retail price)**



(図 8) 生産コスト vs. 販売コスト

4.2 アウトソーシングによる環境へのスピルオーバー効果

アウトソーシングによる現地への環境面でのスピルオーバー効果については、公害が主な問題となっている。チェンジング・マーケッツ財団(Changing Markets Foundation)の調査によると、インディテックス (ZARA) と H&M を筆頭とした欧州のブランドがアウトソーシングしている中国、インド、インドネシアなど 10 カ所の工場で、未処理の汚染廃棄物による水質汚染や大気汚染など、深刻な環境破壊が確認された⁴⁹。

これらの工場では、特にビスコースという生地の製造が行われていて、ビスコースの生産には多くの化学物質が使われる。製造工程の中心となるのが二硫化炭素であり、非常に揮発性の高い可燃性の液体である。報告書では、二硫化炭素への曝露が工場労働者や工場周辺の住民に悪影響を及ぼしているという証拠を挙げている。また、二硫化炭素は、冠状動脈性心臓病、先天性欠損症、皮膚疾患、癌などに関連すると言われており、実際にそのようなケースも現地で確認されている。この危険性は、決して新しい知識であるわけではなく、二硫

⁴⁹ Changing Markets Foundation. (2017). *Dirty Fashion How pollution in the global textiles supply chain is making viscose toxic.* Retrieved from https://changingmarkets.org/wp-content/uploads/2017/06/CHANGING_MARKETS_いつ_DIRTY_FASHION_REPORT_SPREAD_WEB.pdf

化炭素の使用は、ゴム工場の労働者に深刻な精神的健康障害を引き起こすことが歴史的にもわかっていた。しかし、今回は、欧州のファストファッショング企業の需要を満たすために、底辺への競争が原因で、環境汚染が起った。

同様に、チェンジング・マークет財団の報告書では、中国南東部の江西省において、ビスコースの製造が中国最大の淡水湖である鄱陽湖を汚染し、水生生物を死滅させたという証拠を挙げている。そのため、生物の多様性にも影響を及ぼしていることがわかる。

アウトソーシング以前に、あまり認知されていない問題が、ファストファッショング産業が、石油やガスなどの化石燃料から生産される安価な合成繊維によって支えられていることである。⁵⁰ ファストファッショング業界の寵児であるポリエステルは、製品の半分以上に使用されており、今後も生産量が急増すると予測されている。チェンジング・マークет財団の別の報告書では、ファストファッショングブランドが合成樹脂を大量に使用していることが明らかになっただけでなく、グリーンウォッシュが横行していることも判明した。⁵¹ グリーンウォッシュとは、企業の製品がいかに環境に配慮しているかについて、誤った印象を与えたり、誤解を招くような情報を提供したりすることである。また、企業の製品が環境に配慮していると消費者を欺く根拠のない主張とされている。⁵² このグリーンウォッシュに関して、H&M や Zara をはじめとした欧州のブランドのグリーン・クレーム(持続可能であるというブランディングや主張)の 91% は、根拠がないか誤解を招くものであることが判明した。また、H&M は、自身の「サステイナブルコレクション」において、従来の普通のコレクションと同程度の合成繊維を使用していることが判明した。このように、ポリエステルなどの化学繊維は、持続不可能なファストファッショングのビジネスモデル

⁵⁰ Harding-Rolls, G. (2021). Fossil fashion. Retrieved August 21, 2021, from Changing Markets website: <https://changingmarkets.org/portfolio/fossil-fashion/>

⁵¹ Changing Markets Foundation. (2021). Synthetics Anonymous Fashion brands' addiction to fossil fuels. Retrieved from http://changingmarkets.org/wp-content/uploads/2021/07/SyntheticsAnonymous_FinalWeb.pdf

⁵² Kenton, W. (2021). What You Should Know About Greenwashing. Retrieved August 21, 2021, from Investopedia website: <https://www.investopedia.com/terms/g/greenwashing.asp>

ルの基盤となっており、欧州の多国籍企業らは環境に悪影響を与えていると結論づけられる。

4.3 考察

このような議論で感情的になってしまい先進国を非難するのも正しいとは言い切れない。特に、人間や企業は最も合理的な選択をするという経済学の前提から考えた際、国際的に人権搾取や環境汚染をするのは合理的ではないため、企業自ら退くと考えるのが自然である。しかし、それ以上に消費者の需要に応えることで利益を最大化させるために、安価な労働力と資源の搾取が起こってしまう社会経済構造が存在するのも事実である。

欧州では政策面などで持続可能性に注力する一方で、途上国の社会や環境資源を搾取して利益を得るというこの現象は、アウトソーシングを通じて多国籍企業によって促進されているといえる。上記で説明した劣悪な労働状況は、底辺への競争が故に欧州の多国籍企業からの査察メカニズムや先進国としての責任の欠如によって引き起こされたということに留意する必要がある。また、環境及び社会におけるスピルオーバー効果やそれを律さない EU や G7 の規制は、持続可能性が「欧州政策の中心」であると主張している一方で実際には、経済成長が優先されているというパラドックスを証明している。加えて、環境面への影響に対して、ポリエステルなどの合成繊維が今後も成長していくと予測されていることは、欧州が欧州グリーンディールを通じて目指している循環型経済への大きな障害となっていると思われる。欧州グリーンディールでは、経済成長や生活水準の向上を、資源の使用や環境への悪影響から切り離すことが重要だと考えられているが、多国籍企業が生んでいる環境的および社会的な負のスピルオーバー効果によって、理念と現実の乖離が見られる。また、スピルオーバー効果と密接な関係にある SDG12 「持続可能な消費と生産」は、欧州の消費主義的消費文化に基づいた需要を満たそうとする多国籍企業とそれを止めない欧州連合によって達成から遠のいているといえる。

まとめ

持続可能性の追求における中心的存在と称される欧州が打ち出した政策や理念は、一貫しいて持続可能性を強く意識したものである。だが、欧州のアパレル業界の多国籍企業は、持続可能でない消費文化や生産方法のもとで成り立っていると例証された。そのため、欧州の持続可能な消費や生産に関する政策が主張するほど、環境への影響を経済成長から切り離せていな、持続可能性と経済成長が両立されていないことが証明された。

しかし以上の事柄は、欧州の多国籍企業とその確かな需要と消費文化によって促進された持続可能でない消費と生産のあり方と矛盾している。ファストファッション業界の多国籍企業の持続可能でない生産活動やそれを支える欧州の消費主義的消費文化は、欧州がいかに企業と経済成長を優先しているかを示しており、これもまた政策と現実のパラドックス形成に寄与している。これは特に、環境及び社会におけるスピルオーバー効果によって示された。

参考文献：

- Akash Panos. (2013). HRW Publications - “Whoever Raises their Head Suffers the Most.” Retrieved August 25, 2021, from Hrw.org website: https://features.hrw.org/features/HRW_2015_reports/Bangladesh_Garment_Factories/
- Brecher, J. & Costello, T. (2000). Global Village or Global Pillage. Massachusetts: South End Press.
- Dhaka Tribune. (2020, June 2). EU to provide €113m as wages for 1m RMG workers in Bangladesh. Retrieved July 4, 2021, from: <https://www.dhakatribune.com/business/2020/06/02/eu-to-provide-97m-for-1m-rmg-workers-wages-for-3-months> (accessed July 4, 2021).
- Dunning J.H and Robson,P 1995. Multinationals and the European Community.
- EUR-Lex - 12012M/TXT - EN - EUR-Lex. (2012). Retrieved August 5, 2021, from Europa.eu website: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A12012M%2FTXT>

- Eurostat. (2021). SDG 12 - Responsible consumption and production - Statistics Explained. Retrieved August 1, 2021, from Europa.eu website: https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=SDG_12_-_Responsible_consumption_and_production
- Eurostat. (2021). SDG 12 ‘RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION’ Retrieved August 2, 2021, from Europa.eu website: <https://ec.europa.eu/eurostat/web/sdi/responsible-consumption-and-production>
- Fast Retailing (2021). Industry Ranking | FAST RETAILING CO., LTD. Retrieved August 25, 2021, from Fastretailing.com website: <https://www.fastretailing.com/eng/ir/direction/position.html>
- Institute for European Environmental Policy (2019, September 30). Reaching sustainable consumption in Europe by 2050. Retrieved August 21, 2021, from Ieep.eu website: <https://ieep.eu/news/reaching-sustainable-consumption-in-europe-by-2050>
- International Labor Organization. (2018). Cambodia Garment and Footwear Sector Bulletin Living conditions of garment and footwear sector workers in Cambodia Part I -GTF workers and their households. Retrieved from https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/publication/wcms_663043.pdf
- Jasmin Malik Chua. (2018, February 27). Why Is It So Hard for Clothing Manufacturers to Pay a Living Wage? Retrieved June 28, 2021, from Vox website: <https://www.vox.com/2018/2/27/17016704/living-wage-clothing-factories> (accessed July 4, 2021).
- Kenton, W. (2021, May 19). Understanding the spillover effect. Investopedia. <https://www.investopedia.com/terms/s/spillover-effect.asp>.
- Malik, A., G. Lafourture, S. Carter, Mengyu Li, M. Lenzen (2020), “Social spillover effects in the EU's textile supply chains”, policy brief, Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbH.

- Michele Micheletti, “The
- Nguyen, T. (2020, February 3). Fashion Nova, Zara: Why we can't stop buying fast fashion. Retrieved June 28, 2021, from Vox website: <https://www.vox.com/the-goods/2020/2/3/21080364/fast-fashion-h-and-m-zara> (accessed July 4, 2021).
- Lafortune, G., Cortés Puch, M., Mosnier, A., Fuller, G., Diaz, M., Riccaboni, A., Kloke-Lesch, A., Zachariadis, T., Carli, E. Oger, A., (2021). Europe Sustainable Development Report 2021: Transforming the European Union to achieve the Sustainable Development Goals. SDSN, SDSN Europe and IEEP. France: Paris.
- OECD iLibrary | Foreign direct investment (FDI). (2021). Retrieved August 18, 2021, from Oecd-ilibrary.org website: https://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/foreign-direct-investment-fdi/indicator-group/english_9a523b18-en
- Russell, M. (2020). BRIEFING EPRS | European Parliamentary Research Service. Retrieved from website: [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/652025/EPRS_BRI\(2020\)652025_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/652025/EPRS_BRI(2020)652025_EN.pdf) (accessed August 25, 2021).
- Sachs, J., Schmidt-Traub, G., Kroll, C., Lafortune, G., Fuller, G. (2017) SDG Index and Dashboards Report 2017 Global Responsibilities - International spillovers in achieving the goals-, Bertelsmann Stiftung and SDSN
- SDSN and IEEP, 2020. The 2020 Europe Sustainable Development Report: Meeting the Sustainable Development Goals in the face of the COVID-19 pandemic. Sustainable Development Solutions Network and Institute for European Environmental Policy: Paris and Brussels
- The World Bank (2017). GDP growth (annual %) | Data. Retrieved August 23, 2021, from Worldbank.org website: <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=KH>

- Thomas, L. (2021, June 7). What now for the G7 tax deal on multinationals? Retrieved August 21, 2021, from JP website:
<https://jp.reuters.com/article/global-tax-snapshot-idCNL5N2NP2MH>
- アンドリュー・モーガン『ザ・トゥルー・コスト—ファストファッシュ
ション 真の代償』2015年
- スザン・ジョージ、マーティン・ウルフ著、杉村昌昭訳『【徹底討
論】グローバリゼーション 賛成 反対』作品社、2002年
- 井上 淳『国際関係理論と国際機構—国際機構一般と EU の理論化に対
する一考察』慶應法学 (Keio law journal). No.5、2006年、p.223- 264
- 井上 裕司『グローバル経済における EU のガバナンス』日本 EU 学会
年報. 第 26 号、2006 年、158-173 ページ
- 寺島 拓幸. 消費主義と環境配慮：買い物好きは環境問題に关心がある
か?. 文京学院大学人間学部研究紀要 , 2010, Vol.12, pp.211 ~ 222p.
- 蓮見 雄、『グローバル経済ガバナンス問題と国際機構・EU:「市場と
の対話」と「市民社会との対話」の両立は可能か』慶應法学 (Keio law
journal). No.5、2006 年、 155- 221 ページ
- 間々田 孝夫. 「第三の消費文化」の概念とその意義. 応用社会学研究 ,
2011 , No 5321.

幸福度を上げるために何が求められるか

What Is Needed To Feel Happier?

2年・経済学部 西村隆佑

1. きっかけ

今日、新聞やテレビなどで「幸福度」という言葉を度々耳にする。そして、日本は先進国であり、世界屈指の経済大国であるにもかかわらず、幸福度は世界中位に沈んでいる。(46/158位 (2015)¹→53/157位 (2016)²→51/155位 (2017)³→54/156位 (2018)⁴→58/156位 (2019)⁵→62/153位 (2020)⁶→56/149位 (2021)⁷)また、このランキングは毎年テレビや新聞などの様々なメディアで取り上げられるため、多くの人がその存在を知っている。その一方、人々や報道機関は、順位の高低にのみ注目しており、世の順位を決定づけている要因が何なのかということや、何が幸福度を変化させる大きな要因なのかは明確になつていかない。そこで、私は今回、日本の幸福度を上げるためにどうすれば良いのかについて、幸福度が高い国、低い国それぞれを比較することによって考えようと思った。

¹ World Happiness Report, “Statistical Appendix for Chapter 2”, *World Happiness Report 2015*, 2015.

² John F. Helliwell, Haifang Huang and Shun Wang, “Statistical Appendix for “The Distribution of World Happiness””, Chapter 2, *World Happiness Report Update 2016*, 2016.

³ Helliwell, Huang and Wang, “Statistical Appendix for “The social foundations of world happiness””, Chapter 2, *World Happiness Report 2017*, 2017.

⁴ World Happiness Report, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2018”, *World Happiness Report 2018*, 2018.

⁵ Helliwell, Huang and Wang, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2019”, *World Happiness Report 2019*, 2019.

⁶ Helliwell, Huang, Wang and Max Norton, “Statistical Appendix for Chapter 2 of World Happiness Report 2020”, *World Happiness Report 2020*, 2020.

⁷ Helliwell, Huang, Wang and Norton, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2021”, *World Happiness Report 2021*, 2021.

2. 幸福度とは

国際連合の持続可能開発ソリューションネットワークが発行している世界幸福度報告書に存在する指標である。人生における自分の幸福度を各々が主観的に0～10で評価したものである。⁸

3. 指標の紹介

世界幸福度報告書においては、幸福度を被説明関数とし、6つの要素を説明関数として回帰分析を行い、どの要素がどれだけ幸福度に影響しているのかを分析している。

各々の指標は、1人あたりのGDP、社会的支援、平均寿命、選択の自由度、寛容さ、汚職の認識である。⁹

以下は各指標についての説明である。

1人当たりのGDP GDPをその国の人口で割った値。

社会的支援 国民に対する国からの支援。例えば教育のための補助金などが挙げられる。

平均寿命 その国の国民が平均して何歳まで生きるか。

選択の自由度 人生において、どれだけ自分の意思で自由に決断をくだせるか。つまり、選択において政府などからどれだけ制限を受けることがないか。

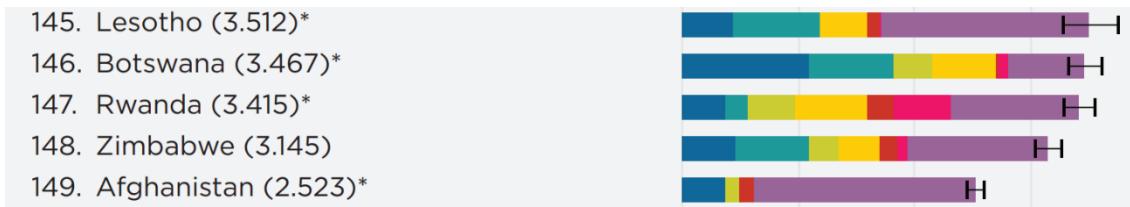
寛容さ 他者に対してどれだけ寛容か。過去におけるチャリティへの参加の有無等。

汚職の認識 社会、政府にどれだけ汚職が存在しているか

4. 幸福度が低い国について

⁸ Helliwell, Huang, Wang and Norton, “CHAPTER2 Happiness, trust, and deaths under COVID-19”, *World Happiness Report 2021*, 2021.

⁹ *Ibid.*



Source: World Happiness Report 2021

上記のグラフは各々の色ごとに左から 1人当たりの GDP、社会的支援、平均寿命、選択の自由さ、寛容さ、汚職の認識の幸福度に対する説明力の大きさを表している。また最も右側の要素は、6要素すべてが最低だった時の幸福度(2.43)+説明のつかない要素の和。

例 アフガニスタン(2021年最下位国)

1人あたりの GDP に関して、アフガニスタンの GDP は 192.9 億ドル¹⁰、アフガニスタンの人口は 3890 万人¹¹、つまりアフガニスタンの 1人当たりの GDP は 495 ドルとなる。これはアフガニスタンが発展途上国であるのに加え、戦争によって経済が壊滅したことが原因だと考えられる。

平均寿命に関しては、64.83 歳¹²であり世界 170 位前後、男性は 63.71 歳¹³、女性は 66.74 歳¹⁴と共に高齢まで生きることはできない人が多い。これは、医療が充分に発展していないことに加え、戦争によって多くの人が若くして死ぬことが原因だと考えられる。

汚職の認識に関して、国際 NGO トランスペアレンシーインターナショナルが発表した「腐敗認識指数」によると世界 170 位前後¹⁵を推移している。また、国際 NPO アジア財団の調査によれば、アフガニスタン人の 70.6%が汚職

¹⁰ 外務省「アフガニスタン・イスラム共和国」2021年。

¹¹ 同上。

¹² World Health Organization, "ANNEX2 Tables of health statistics by country, WHO region and globally", World Health Statistics 2021, 2021.

¹³ World Health Organization, "ANNEX2 Tables of health statistics by country, WHO region and globally", World Health Statistics 2021, 2021.

¹⁴ *Ibid.*

¹⁵ Dominic Dudley、木内涼子編集、「世界を悩ませる汚職と腐敗、経済損失は年間 2.6 兆ドル以上」『Forbes JAPAN』2019年。

について日常生活における重大な問題だと考えており、81.5%は国全体にとっての重大な問題だと考えている。¹⁶

社会的支援、選択の自由度、寛容さに関しては、アフガニスタン紛争の影響もあり、ほとんど無いもしくは認識不可能である。

以上のように発展途上国であり経済や医療などが充分に発展していないことに加え、戦争によって多くの人が苦しみ、若くして死ぬことが幸福度を下げている要因だと考えうる。

5. 幸福度が高い国について

1. Finland (7.842)
2. Denmark (7.620)
3. Switzerland (7.571)
4. Iceland (7.554)
5. Netherlands (7.464)



Source: World Happiness Report 2021

例 フィンランド

北欧諸国は、世界幸福度報告種において軒並み高順位であり、特にフィンランドは

6(2015)¹⁷→5(2016)¹⁸→5(2017)¹⁹→1(2018)²⁰→1(2019)²¹→1(2020)²²→1(2021)²³と
ここ数年トップ付近の順位をキープしている。

¹⁶ 同上。

¹⁷ World Happiness Report, “Statistical Appendix for Chapter 2”, *World Happiness Report 2015*, 2015.

¹⁸ Helliwell, Huang and Wang, “Statistical Appendix for The Distribution of World Happiness”, Chapter 2, *World Happiness Report Update 2016*, 2016.

¹⁹ Helliwell, Huang and Wang, “Statistical Appendix for The social foundations of world happiness”, Chapter 2, *World Happiness Report 2017*, 2017.

²⁰ World Happiness Report, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2018”, *World Happiness Report 2018*, 2018.

²¹ Helliwell, Huang and Wang, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2019”, *World Happiness Report 2019*, 2019.

²² Helliwell, Huang, Wang and Norton, “Statistical Appendix for Chapter 2 of World Happiness Report 2020”, *World Happiness Report 2020*, 2020.

²³ Helliwell, Huang, Wang and Norton, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2021”, *World Happiness Report 2021*, 2021.

1人あたりのGDPに関しては、フィンランドのGDPは2753億ドル²⁴、フィンランドの人口は約551万人²⁵、つまり1人当たりのGDPは約5万ドルである。これはフィンランドが先進国にあるのに加え、近年情報通信産業において大きな成長を遂げていることが影響している。

社会的支援に関しては素晴らしい、プレスクールから大学院まで、教材費、給食費、交通費を含んだ全ての料金が無料²⁶であり、また教育自体の質も高い。理由としては教員になるために修士号が必要である為²⁷教員の質が高いこと、義務教育にプログラミングが含まれていることなどが挙げられる。実際、教育面では世界的にみても優れており、経済協力開発機構(OECD)で実施される学習到達度調査「PISA」において、読解力、数学リテラシー、科学的リテラシーの測定で、上位を獲得している²⁸。また、英語能力指数ランキングでも世界トップ10位に入る²⁹。また社会人再教育が盛んであり、政府から補助金が出る³⁰。実際成人教育に参加する人は年間170万人ほどであり、これは就労年齢人口の半数以上である³¹。

平均寿命は、82.08歳³²で世界20位前後、男性は79.3歳³³、女性は84.85歳³⁴とともに長生きである。

²⁴ 外務省「フィンランド共和国」2021年。

²⁵ 同上。

²⁶ 文部科学省「フィンランドの教育概要」『フィンランドの教育』、2016年。

²⁷ 文部科学省「参考資料 フィンランドの教員養成・教員資格について」『教員養成部会 専門職大学院ワーキンググループ(第2回) 配布資料』、2005年。

²⁸ Organization for Economic Co-operation and Development「OECD生徒の学習到達度調査2022調査パンフレット」『国際教育政策研究所』2022年。

²⁹ EFエデュケーションファースト「EF English Proficiency Index 第2021版」、2021年。

³⁰ 堀内「失業者が増えるフィンランド、受け皿は「大学」にあり」『日刊工業新聞』2021年。

³¹ みずほ情報総研「フィンランドにおけるICTの活用による生涯学習支援」。

³² World Health Organization, "ANNEX2 Tables of health statistics by country, WHO region and globally", *World Health Statistics 2021*, 2021.

³³ *Ibid.*

³⁴ *Ibid.*

選択の自由度に関してだが、労働に関してはかつてから自由が大きく、1996年から労働時間法により従業員がライフスタイルに合わせて勤務の開始時間および終了時間3時間早めたり遅くしたりすることができるようになった³⁵。

汚職の認識に関しては、国際NGOトランスペアレンシーアンダーショナルが発表した「腐敗認識指数」によると世界3位とクリーンな国である³⁶。

寛容さに関しては不明である。

以上のように、フィンランドは先進国であり医療も充実しており、教育面や労働面などでその国に比べて優れている。そして結果的に汚職も少ないために高い幸福度を実現していると考えられる。

6.日本について

- 53. Hungary (5.992)
- 54. Thailand (5.985)
- 55. Nicaragua (5.972)*
- 56. Japan (5.940)



Source: World Happiness Report 2021

1人あたりのGDPに関しては、日本のGDPは約5兆ドル³⁷、日本の人口1億2000万人³⁸、つまり日本の1人当たりのGDPは約4万ドルである。

社会的支援に関しては、当然教育費は個人負担であり教育費は高校入学から大学卒業までにかかる子供1人当たりの教育費用は965.1万円³⁹と高額であり大きな負担となる。また進学のために奨学金を利用する人も多く(全体の

³⁵ Jack Kelly、遠藤宗生編集、「フィンランド首相が提案の週休3日制、実現は可能なのか？」『Forbes JAPAN』2020年。

³⁶ Transparency International, "Corruption Perceptions Index 2020", 2020.

³⁷ 内閣府「主要統計データ 年次GDP実額」『国民経済計算(GDP統計)』2020年。

³⁸ 総務省統計局「人口推計(令和3年(2021年)7月確定値、令和3年(2021年)12月概算値)」2021年。

³⁹ 株式会社日本政策金融公庫「子ども1人当たりにかける教育費用(高校入学から大学卒業まで)は増加」2020年。

49.6%)⁴⁰いるが、卒業後の返済に苦しんでいる人が多いのが現状である⁴¹。加えて社会人再教育の大しさを認めてはいるものの、給付金が年最大 40 万円⁴²と少額でありまた利用率もかなり低い⁴³。

平均寿命は 84.3 歳⁴⁴であり、男性は 81.41 歳⁴⁵、女性は 87.45 歳⁴⁶である。

選択の自由度に関しては、一部の会社でフレックスタイムが導入されているものの、未だ主流ではない。

寛容さに関しては明確な判断基準がなく、不明である。

汚職の認識に関しては、国際 NGO トランスペアレンシーインターナショナルが発表した「腐敗認識指数」によると世界 20 位前後とまずまずの高水準にある⁴⁷。

7. 結論

フィンランド、日本、アフガニスタンを比較すると日本がこれ以上幸福度を下げないためにどのようにすればいいか、そして日本がどのようにして幸福度をあげができるのか見えてくる。

まずはこれ以上幸福度を下げないためにはどのようにすればいいかである。戦争などを起こさないことによって、経済面医療面などを高い水準に保ち、1 人あたりの GDP 及び平均年齢を高く保つことが求められる。また積極的に国民が選挙などで自分の意見を明らかにしていくことで、汚職を限りなく少なくしていくことも求められる。

次にこれからどのようにして幸福度を上げることができなのかということである。

⁴⁰ 日本学生支援機構「令和 2 年度学生生活調査集計表 大学昼間部(速報値)」2021 年。

⁴¹ 島野「奨学金返済「貧困」の若者たち・・・月 10 万円返済も、滞納 1 カ月でサラ金同然の取り立て」『Business Journal』2018 年。

⁴² 厚生労働省「教育訓練給付制度」『ハローワークインターネットサービス』。

⁴³ 厚生労働省「20 公的制度等の利用状況」『平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告』、2006 年。

⁴⁴ World Health Organization, "ANNEX2 Tables of health statistics by country, WHO region and globally", *World Health Statistics 2021*, 2021.

⁴⁵ *Ibid.*

⁴⁶ *Ibid.*

⁴⁷ Transparency International, "Corruption Perceptions Index 2020", 2020.

フィンランドとの大きな差は、社会的支援及び選択の自由度にあった。教育面などにおいて、国が補助金を導入するなどして国民を助けていくことが求められる。そして教育自体の質を上げることを求められている。また、働き方に関するとしても、個々人がより快適に過ごせるように、さまざまな時間に調整していくことが求められる。

あくまでこれは、幸福度が高い国低い国の特徴であり、これを満たしたからといって日本の幸福度がどのように変化すると確実に言えるわけではないが、この条件を満たすことで幸福度が上下する可能性は高いだろうと言える。

8. これから研究をどう進めるか

今回は幸福度が高い国低い国1国ずつをピックアップして比較したため、これからは共に2、3カ国ずつピックアップしてその共通点や相違点などを洗い出すことによってより精度の高い分析ができると考えている。また、個々人の置かれている状況などによっても往復度は左右されると考えられるため、そこも考慮できるより研究が深まると考えている。

参考文献

EF エデュケーションファースト「EF English Proficiency Index 第2021版」、2021年、<https://www.efjapan.co.jp/epi/>(2022年1月10日最終アクセス)。

Organization for Economic Co-operation and Development「OECD 生徒の学習到達度調査2022 調査パンフレット」『国際教育政策研究所』2022年、[01_point.pdf \(nier.go.jp\)](#)(2022年1月13日最終アクセス)。

外務省「アフガニスタン・イスラム共和国」2021年5月14日、[アフガニスタン基礎データ | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)(2022年1月9日最終アクセス)。

外務省「フィンランド共和国」2021年12月3日、[フィンランド基礎データ | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)(2022年1月11日最終アクセス)。

株式会社日本政策金融公庫「子ども1人当たりにかける教育費用(高校入学から大学卒業まで)は増加」2020年10月30日、

[kyouikuhi_chousa_k_r02.pdf \(jfc.go.jp\)](#)(2022年1月13日最終アクセス)。

靴家さちこ「午後4時に退社? フィンランド人が徹底的に効率よく働く理由とは」『HUFFPOST』2016年12月3日、[午後4時に退社? フィンランド人が徹底的に効率よく働く理由とは | ハフポスト LIFE \(huffingtonpost.jp\)](#)(2022年1月11日最終アクセス)。

厚生労働省「教育訓練給付制度」『ハローワークインターネットサービス』、
[ハローワークインターネットサービス - 教育訓練給付制度 \(mhlw.go.jp\)](#)(2022年1月7日最終アクセス)。

厚生労働省「20公的制度等の利用状況」『平成18年度全国母子世帯等調査結果報告』、2006年、[20 公的制度等の利用状況 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)(2022年1月10日最終アクセス)。

厚生労働省「本文掲載図表(一覧/バックデータ) 図表1-2-6」『令和2年版厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—』、2020年、[図表1-2-6 平均寿命と健康寿命の推移 | 令和2年版厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える— | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)(2022年1月10日最終アクセス)。

島野美穂「奨学金返済「貧困」の若者たち・・・月10万円返済も、滞納1カ月でサラ金同然の取り立て」『Business Journal』2018年12月23日、[奨学金返済「貧困」の若者たち...月10万円返済も、滞納1カ月でサラ金同然の取り立て \(biz-journal.jp\)](#)(2022年1月10日最終アクセス)。

Jack Kelly、遠藤宗生編集、「フィンランド首相が提案の週休3日制、実現は可能なのか?」『Forbes JAPAN』2020年1月21日、[フィンランド首相が提案の週休3日制、実現は可能なのか? | Forbes JAPAN \(フォーブス ジャパン\)](#)(2022年1月10日最終アクセス)。

総務省統計局「人口推計(令和3年(2021年)7月確定値、令和3年(2021年)12月概算値)」2021年12月20日、統計局ホームページ/人口推計(令和3

年(2021年)7月確定値、令和3年(2021年)12月概算値) (2021年12月20日公表) (stat.go.jp)(2022年1月13日最終アクセス)。

総務省統計局「労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)11月分結果」2021年12月28日、統計局ホームページ/労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)7月分結果 (stat.go.jp)(2022年1月8日最終アクセス)。

Dominic Dudley、木内涼子編集、「世界を悩ませる汚職と腐敗、経済損失は年間2.6兆ドル以上」『Forbes JAPAN』2019年3月3日、世界を悩ませる汚職と腐敗、経済損失は年間2.6兆ドル以上 | Forbes JAPAN (フォーブス ジャパン) (2022年1月9日最終アクセス)。

内閣府「主要統計データ 年次GDP実額」『国民経済計算(GDP統計)』2020年、国民経済計算(GDP統計) - 内閣府 (cao.go.jp)(2022年1月12日最終アクセス)。

日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査集計表 大学昼間部(速報値)」2021年9月30日、<集計表>令和2年度学生生活調査結果 大学昼間部(速報値) (jasso.go.jp)(2022年1月13日最終アクセス)。

堀内都喜子「失業者が増えるフィンランド、受け皿は「大学」にあり」『日刊工業新聞』2021年2月2日、失業者が増えるフィンランド、受け皿は「大学」にあり | ニュースイッチ by 日刊工業新聞社 (newswitch.jp)(2022年1月12日最終アクセス)。

みずほ情報総研「フィンランドにおけるICTの活用による生涯学習支援」、「欧州(フィンランド・デンマーク・イギリス・フランス)における実態調査」各国の概要資料 フィンランド (mext.go.jp)(2022年1月8日最終アクセス)。

文部科学省「参考資料 フィンランドの教員養成・教員資格について」『教員養成部会 専門職大学院ワーキンググループ(第2回) 配布資料』、「2005年、教員養成部会 専門職大学院ワーキンググループ(第2回) 配付資料: 文部科学省 (mext.go.jp)(2022年1月10日最終アクセス)。

文部科学省「成人学習及び成人教育に関する勧告」2015年11月13日、成人学習及び成人教育に関する勧告：文部科学省 (mext.go.jp)(2022年1月5日最終アクセス)。

文部科学省「フィンランドの教育概要」『フィンランドの教育』、2016年、
151277_education_in_finland_japanese_2013.pdf(oph.fi)(2022年1月8日
最終アクセス)。

REUTERS「アフガン 5 歳未満の乳幼児、10 人に 1 人が死亡 = 保健省調査」、
REUTERS、2011 年 12 月 1 日、アフガン 5 歳未満の乳幼児、10 人に 1 人
が死亡 = 保健省調査 | Reuters(2022 年 1 月 12 日最終アクセス)。

Jan-Emmanuel De Neve and Christian Krekel, “CHAPTER3 Cities and Happiness: A Global Ranking and Analysis”, *World Happiness Report 2020*, March 20, 2020, [Cities and Happiness: A Global Ranking and Analysis | The World Happiness Report](#) (accessed January 10, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang and Shun Wang, "Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2019", *World Happiness Report 2019*, March 7, 2019, WHR19_Ch2A_Appendix1.pdf(accessed January 12, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang and Shun Wang, "Statistical Appendix for" The Distribution of World Happiness", Chapter 2, *World Happiness Report Update 2016*, February 18, 2016, [StatisticalAppendixWHR2016.pdf](#)(accessed January 6, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang and Shun Wang, “Statistical Appendix for “The social foundations of world happiness””, Chapter 2, *World Happiness Report 2017*, March 21, 2017, [StatisticalAppendixWHR2017.pdf](#)(accessed January 7, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang, Shun Wang and Max Norton, "CHAPTER 2 Happiness, trust, and deaths under COVID-19", *World Happiness Report 2021*, March 20, 2021, [Happiness, trust, and deaths under COVID-19 | The World Happiness Report](#)(accessed January 11, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang, Shun Wang and Max Norton, "Statistical Appendix for Chapter 2 of World Happiness Report 2020", *World Happiness Report*

Report 2020, February 29, 2020, [WHR20_Ch2_Statistical_Appendix.pdf](#)
[\(happiness-report.s3.amazonaws.com\)](#)(accessed January 10, 2022).

John F. Helliwell, Haifang Huang, Shun Wang and Max Norton, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2021”, *World Happiness Report 2021*, March 18, 2021, [Appendix1WHR2021C2.pdf](#)
[\(happiness-report.s3.amazonaws.com\)](#)(accessed January 11, 2022).

Transparency International, “Corruption Perceptions Index 2020”, 2020,
[CPI2020_Report_EN_0802-WEB-1_2021-02-08-103053.pdf](#)
[\(transparencycdn.org\)](#)(accessed January 13, 2022).

World Happiness Report, “Statistical Appendix for Chapter 2”, *World Happiness Report 2015*, April 16, 2015, [StatisticalAppendixWHR3-April-16-2015.pdf](#)(accessed January 7, 2022).

World Happiness Report, “Statistical Appendix 1 for Chapter 2 of World Happiness Report 2018”, *World Happiness Report 2018*, March 1, 2018,
[Appendix1ofChapter2.pdf](#)(accessed January 9, 2022).

World Health Organization, “ANNEX2 Tables of health statistics by country, WHO region and globally”, *World Health Statistics 2021*, 2021, [21072_WHS_2021](#)
[\(who.int\)](#)(accessed January 13, 2022).

CLD児とその親の経験や語りから考える言語教育の あり方

Thinking Immigrants' Language Education Through Their
Narratives and Experiences

2年 社会学部 金子友香

1 はじめに

外務省の資料では、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため」に定められた17の目標であるとの説明がされている（外務省 2021: 2頁）。そのうち、4つ目の目標は教育に関するもので、初等教育就学率や前中期中等教育修了率、PISAのスコア、理科の成績不振児童生徒割合など、9つの項目全ての目標値を日本は達成している（Sustainable Development Report 2021）。しかし、文部科学省が令和元年に公開した「外国人の子供の就学状況等調査結果について」によると学齢相当の子どものうち、不就学が確認できた児童生徒、修学の状況の確認を試みたが確認できなかった児童生徒、教育委員会が就学状況確認の対象としていない児童生徒を合計すると10,183人であることが明らかになった（文部科学省 2020）。また、日本には全国の公立学校等に通いながら日本語指導を必要とする外国籍の子どもが平成30年度の時点で4万755人いることがわかっており（文科省 2019: 6頁）、そのうち日本語指導等を受けてているのは79.5%である（文科省 2019: 5頁）。つまり約2割の子どもは、日本語がわからないまま、何の支援も得られない状態にある。また、調査上は通訳や指導員が派遣されて「日本語指導を受けている」ということになっていても、実態としては意味を成していないという場合もある（毎日新聞取材班 2020: 88頁）。

本レポートの問い合わせ、「多種多様な文化的・言語的背景を持つ子ども（Culturally, Linguistically Diverse Students, CLD）」（カミンズ＝中島 2021: 15 頁）にとってあるべき言語教育とは何か、である。調査の手法としては、CLD 児を中心としてその親も含めた人たちの経験や語りに注目する。政策立案者側や主流社会の側からではなく、言語学習の経験やライフヒストリーという移民の立場から既存の言語教育政策を検討し、今後のあり方を考察するという点が本レポートの特徴である。移民の立場からの政策評価の必要性を指摘した先行研究としては、立花（2010）の論文が挙げられる。立花は、欧州では国民国家とひとつの主流言語という従来の形を乗り越えるための多言語の尊重や複言語に関する概念が唱えられつつも、移民の言語への対応は遅れているとし、「ドイツや欧州レベルでの言語教育政策を移民の子どもの立場から検証することを目標として（5 頁）、ドイツ、ヘッセン州の詳細な調査と実践の記録を行った。本レポートは立花の問題意識から影響を受けて問い合わせを設定しているが、立花はたしかに親や子ども本人への調査、教室への参与観察を行なっているものの、移民の子自身の語りや経験というよりも最終的には認知能力の発達や言語習得に関する科学的な議論を重視して主張をしている。そこで、イギリス・フランス・オランダの 3 国の中国系移民の文化的アイデンティティ形成を、彼らへのインタビューやライフヒストリーの分析という文化人類学的な手法で研究した山本（2014）を参考にしながら、本レポートはドイツの移民と日本の CLD 児の経験を踏まえて彼らの視点から言語教育のあり方を検証することを試みたい。

なお、CLD 児と移民という言葉の使い分けについては、日本政府が正式な移民政策は取らないという立場を表明している（千田 2021）ことから、日本に関する記述は CLD 児という表現に統一し、比較対象とするドイツに関しては移民という言葉を用いることとする。

本レポートではこの第 1 節で問題提起をしたのちに、第 2 節でドイツの移民人口と日本の外国籍人口の概要をまとめる。その上で第 3 節ではドイツの移民に対する言語教育政策の現状を欧州レベルの政策が与える影響も踏まえながら整理し、ドイツの移民とその子どもへのインタビューやアンケート結果、エッ

セイなどを広く移民自身の語りとして扱い、分析する。第4節では同様に日本の現状整理と、語りの分析を行い、第5節で言語教育のあり方について考察する。結論としては、（1）主流社会の言語を教える専門知識と技術を有する言語教員の公的な養成と設置、（2）公的な母語教育の比重の拡大、（3）母語教育の実施の有無は各児童生徒や家庭の事情に応じて柔軟に、対話によって決定することの3点が今後の言語教育を考える上で重要であると主張する。

誰一人取り残さないことが国際的な目標として認識されている今日において、いかにして異なるバックグランドを持つ人々を社会に包摂し、共に生きていくことができるのかを考えることは重要であり、その際に社会で生きていくために必須となる言語に注目して、言語教育のあり方を検討することには一定の意義がある。そして、検討の際に移動や異なる社会での学習を経験した人たち自身の視点を加えることが、よりインクルーシブな教育のあり方を模索することにつながるように考える。

2 ドイツと日本を比較するにあたっての概要

日本でのCLD児への言語教育に関する研究は、ドイツとの比較で行われることが多く、その理由として第二次世界大戦後に二国間協定を通じて多くの外国人労働者を受け入れつつも、2015年までは移民国家であることを長年認めてこなかったというドイツの背景（高橋 2018: 1頁）が、日本と似ていることが挙げられている（足立 2009: 101頁）。本レポートも同じ理由からドイツを調査対象としたが、一方でドイツと日本の移民の受け入れ状況については大きく異なる点もあるため、注意が必要である。

以下の図1は、ドイツの移民人口と日本の外国籍人口の2016年から2021年の推移を表したものだが、ドイツの移民人口は日本を大きく上回っていることがわかる。2021年12月時点でのドイツの移民人口は11,817,790人であるのに對し、2021年6月時点の日本の外国籍人口は2,823,565人と、国内の外国籍人口の規模に900万人ほどの違いがある。

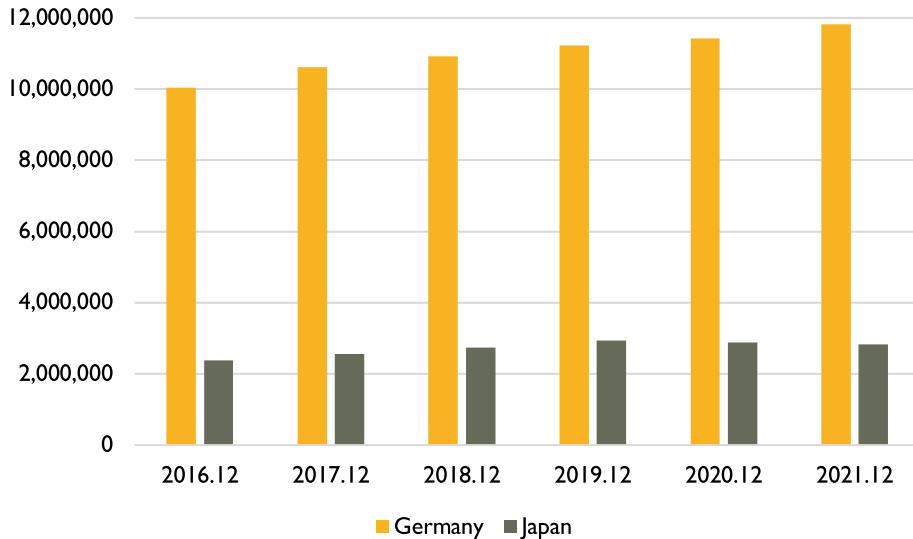


図 1 ドイツと日本の外国籍人口推移

出典：CENTRAL REGISTER OF FOREIGNERS “NOWCAST FOREIGN POPULATION、
法務省「在留外国人統計」から作成¹

次に、移民の出身地及び国籍の中で最も多い 10 国をそれぞれ表したのが図 2 と図 3 である。2020 年 12 月 31 日時点でのドイツの外国籍人口は 11,432,460 人であり、そのうち最多の 1,461,910 人がトルコ国籍の移民となっている。ドイツへの移民はトルコやポーランド、シリアといった中東付近出身者が多く、対して日本では外国籍人口全体の中では中国国籍の人口が最多で、その他ベトナムや韓国といったアジア圏出身の人が多い。これらの違いは移住者の出発地と目的地の地理的な近さによって生まれていると考えられるが、ドイツと日本では人々が移動してくる理由も異なることに留意する必要がある。2020 年にドイツに住むシリア国籍保持者は全体で 818,460 人だが、そのうち約 75% の 611,445 人は、保護を求めてドイツに移動した人々である。このように保護を求めてドイツに移動する人口は 2020

¹ 2021 年の日本の外国籍人口の数値は 2021 年 6 月時点のものを使用。

年で合計 1,856,785 人となっている（Central Register of Foreigners 2021）。一方で令和 2 年度の日本において、保護を必要とする難民認定申請者数は 3,936 人（出入国在留管理庁 2021）となっており、ドイツとは移民の数も内実も大きく異なると言える。このような違いがあることは、移民の子どもの帰国意図の有無や、親の教育目標にも影響すると考えられ、言語教育を比較する上で念頭においておく必要がある。

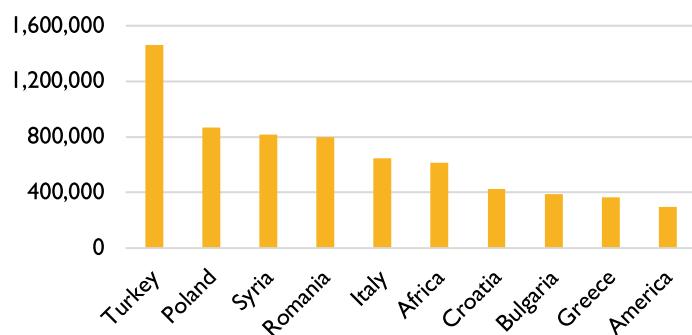


図 2 ドイツ移民の国籍別人口（上位 10 国）

出典：CENTRAL REGISTER OF FOREIGNERS “FOREIGN POPULATION BY PLACE OF BIRTH AND SELECTED CITIZENSHIPS”から作成

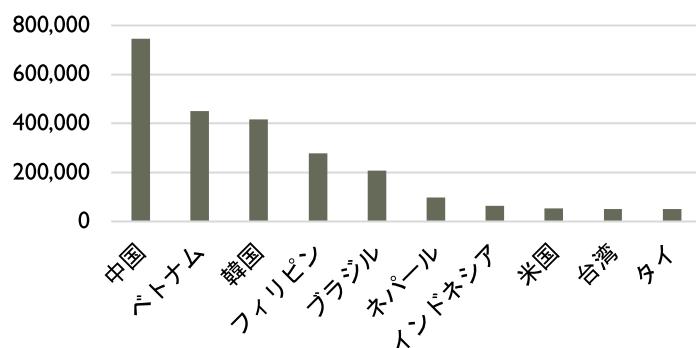


図 3 日本の外国籍者の国籍別人口（上位 10 国）

出典：法務省「在留外国人統計」から作成

3 ドイツにおける移民に対する言語教育

本節ではドイツにおける移民に対する言語教育政策とその実践を、移民自身の語りから検討する。

3-1 欧州レベルの方針

先述の立花（2010）は、言語の多様性を保障しようとする欧州共同体と、多様性の保障に消極的な加盟国という対比を通じてドイツの移民に対する言語教育を説明している（23頁）。欧州評議会によって1998年に採択された「民族的少数者保護枠組条約」と「地域語・少数言語欧州憲章」のうち、前者は民族的少数者が公教育で少数言語教育を受ける権利を認めている（103頁）。一方で、ドイツの国家レベルでは移民やドイツ国籍を有さない人を民族的少数者とは定義しない宣言をしている。後者は憲章が対象とするものから移民の言語が除外されているため、ドイツでの実際の運用でも移民が話す言語は保護の対象にされていない（104,105頁）。このことから、立花はドイツにおいても移民の言語を重視する教育が必要として、そのあり方を模索するが、高橋（2017）は異なる指摘をしている。高橋は、欧州評議会が1954年の時点で掲げた「ヨーロッパ文化条約」の第二条a項とb項に、公用語・国語と、少数言語や移民難民の言語の地位や扱いを分けて差をつける姿勢が表れていると指摘している（30頁）。このことから、主に移民の言語がドイツ国内で重要な地位を占めず、移民の言語や視点が軽視されてきた歴史は、ドイツという国家の姿勢によるものだけでなく、一見多様な言語の尊重を掲げている欧州レベルの姿勢にもまた起因している可能性があると考えられる。

ここからはドイツの政策に注目するが、ドイツでは教育は国単位ではなく各州が独自に行う権能を有するため、移民に対する言語教育もそれぞれで内実は異なっている。以下では、ドイツの移民に対する言語教育政策の変遷と、いくつかの州の方針を概観する。

3-2 ドイツの方針と各州の実態

ドイツでは、第二次世界大戦が終わってから 70 年代にかけて二国間協定に基づいて労働者を呼び寄せ、90 年代ごろからは東欧からの入国者も増加した。この時期は、移民が出身国に帰国した後に問題なく順応できることを目的として「出自言語の授業 (Herkunftssprachenunterricht, HSU)」が行われていた（高橋 2017: 30 頁）。しかし、2000 年の PISA の結果をきっかけにドイツにおける移民外国人の学力の低さが問題視されるようになり（マニツツ 2008: 139 頁）、社会不安や経済界からの要請もあって、急速に母語教育の縮小、母語教育の州への権限委譲、そしてドイツ語教育の強化へと方向転換がされた（立花 2010: 23 頁）。しかしその後は完全に母語教育が廃止されるのではなく継続され、その目的は移民の帰国後の順応から、母語の維持や文化的アイデンティティの保持、「彼らにふさわしい文化的アイデンティティの発展」（立花 2010: 123, 124 頁）へと変わっていった。

2000 年代初頭頃からは母語教育について、政界や学界を巻き込んだ議論が行われ、母語教育を推進する根拠として、Cummins (1986) による、第一言語が堪能であれば第二言語にも良い影響を及ぼすとする相互依存仮説が用いられた（立花 2010: 136 頁）。これに対して、母語教育の縮小とドイツ語教育の促進を訴えた政治家は、今日移民は母国に帰国することを想定していないこと、出自言語の授業はドイツ語習得を妨げること、そして出自言語の授業が移民を社会から切り取り、主流社会と部分社会が別々で存在する平行状態を生み出すという主張をした（立花 2010: 137 頁）。これに対してさらに学界からの反論があったが、このことからわかるのは、ドイツにおいて母語教育の位置付けについて激しく議論がされてきたことである。

このような国家レベルの議論は、各州に権限委譲されて行われている母語教育の多様なありようにも表れている。母語教育は、州が管轄するものと、出自国の領事館と州が共に行うもの、そして州が一切関与せず領事館が主導する、3 つの種類に分けられる（高橋 2017: 27 頁）。例えば、バイエルン (Bayern)

州はドイツ語教育を通じた移民の統合を目指す方向性が強く（立花 2010 125 頁）、2014 年時点で母語教育は州ではなく領事館が主導して行っている（高橋 2017: 27 頁）。同じく、統合の傾向が強いノルトライン・ヴェストファーレン（Nordrhein-Westfalen）州ケルンにある学校では、休み時間においても教室内でドイツ語以外が話されることを教師が注意するほど母語使用に対して厳しい姿勢が取られているという事例も見られる（Panagiotopoulou & Rosen 2018: 396 頁）。一方で、ハンブルグ（Hamburg）州は、移民の多言語能力に重点を置き、就学前の入念なヒヤリングを実施して州も積極的に言語教育に関与している（立花 2010: 127 頁）。

立花が調査対象としたヘッセン（Hessen）州は、2000 年代前半の政権交代を機に、従来の充実した母語教育を縮小する傾向に転じたが、特定の言語²の母語教育は今日も州主導で行われている（立花 2010: 178 頁）。そして、教員とトルコ人教員といった、ドイツ語と移民の言語を話す教員が一緒に授業を教え、ドイツ人と移民がともに複言語で学ぶ二言語併用授業の実践の様子も見られている（立花 2010: 221-227 頁）。

3-3 移民へのアンケートや語り

3-3-1 ドイツ語学習について

移民の子どもがドイツ語学習に対してどのようなことを感じ、経験しているのかを示す文献として、量は限られているが、ドイツに移住した子どもについてのストーリーを集めたパンフレットが存在し、そこから分かったドイツ語学習の経験及び移民が置かれた学習状況について一部抜粋する。

コソボからドイツに移住した Jakob はインタビューの中で、ドイツ語学習に意欲的な姿勢を見せている（Gerarts, Andersen, Ravens-Sieverer, and Klasen 2016: 27 頁）。同様にコソボから移住してきた Marlon については、「教師か

² ギリシャ語、イタリア語、セルボ・クロアチア語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、トルコ語

ら暴力を振るわれず、学校で必要なものも州のサポートによって買ってもらえることが、怯えながら学ばなくて良いという安心感を Marlon に与えている。彼は宿題に毎日取り組み、熱心にドイツ語を練習している」（41 頁）という記述がある。ここで、移住前は学校が怯えながら学ぶ場であったという話が Marlon から挙げられているが、アフガニスタンから来た兄弟の Farid と Samir も、出身国での学校の安全性について話している。アフガニスタンの学校の安全が保障されないために兄弟は現地では学校に行けず、ドイツに移住した今は学校に通えているが、特に弟の Samir は母国での記憶と母国語を忘れつつあり、ドイツ語の方が堪能になっている（35 頁）とある。

そのほかに、ドイツ語のみを許可する教育実践が見られたノルトライン・ヴェストファーレン州の学校の移民の子どもたちの多くは、自身の複言語能力やアイデンティティを犠牲にしてでも、ドイツ語の獲得が教育における成功のために絶対的に必要なものと認識していた（Panagiotopoulou & Rosen 2018: 399 頁）。また、母語教育が行われるヘッセン州の親の一定数はアンケートにて「子どもにはトルコ語を学校で学ぶのではなく、ドイツ語を頑張ってほしい」と答えた（立花 2010: 282 頁）。

3-3-2 母語学習に関して

エリトリアから移住してきた Josephania は、「完璧なドイツ語に加えて、英語、エリトリアの 2 つの主要な言語のうちの 1 つであるティグリニヤ語、そして多少のイタリア語を話す」ことができる。彼女はエリトリアにいた時には家族の要望により、エリトリアで唯一イタリア語を習える学校で学んでいた。ドイツに渡った今も、いつかまた母国に戻る可能性があると考えており、母国の祖母と定期的に電話でやりとりをしている（Gerarts, Andersen, Ravens-Sieverer, and Klasen 2016: 39 頁）ことから、ドイツに移った後も彼女は母語を保持している。

ヘッセン州でイタリア語の母語教育を受ける子どもが新聞取材に対して、

「私たちが自分の言語を学んで、手入れをしていくのは、とても大事なこと」「イタリアで暮らしてみたいから、そのためには言葉が必要だ」

と話したと立花が記述している。そして新聞記事では意欲的にイタリア語教室に参加する子どもの様子が紹介された（立花 2010: 184 頁）。

他には、子どもがドイツのデイケアに通う、スペインから移住した母親はインタビューで、

「私の子どもはドイツのデイケアに預けているのですが、彼女はドイツ語を話すのです。そして私はこのことに怒りを覚えていて、なぜなら、彼女が学ぶスペイン語というのは私から来るものになるということがもどかしいからです。」

（Baseiria 2018: 19 頁、筆者訳）

と話している。ここで母親は、子どもに母国語を継承できないことに怒りやもどかしさを感じており、そうならないために自分が指導者としての責任を感じているということだった。

また、時代が少し遡るが、ドイツに暮らすトルコ移民の保護者へのアンケート結果として、ドイツの学校に満足している点は「子どもの努力次第で高等教育を受ける機会を平等に保障する教育制度」であると複数の保護者が答えた一方で、反対に不満としてはイスラームの宗教教育やトルコ語教育が不十分な点が挙がっていた（石井・柳井 1996 年: 82 頁）。

3-4 移民のアンケートや語りから見えてくるもの

3-3-1 と 3-3-2 で参考にした移民自身の語りや考えは、大別すると、ドイツ語教育に積極的なもの、母語教育よりもドイツ語教育を支持するもの、そして母語教育に肯定的なものに分けられる。パンフレットに掲載された子どもたちについてのストーリーの大半から見えたのは、移住先の国の言葉であるドイツ語を熱心に学び、その地で将来を築きたいという希望だった。

また学校の安全性や、教師の暴力といった問題を乗り越えて移民が受け入れ国に来ている、という事実は、多くの難民や保護を必要とする人々を受け入れてきたドイツではそれほど驚きではないのかもしれないが、第 2 節で見た通り

難民受け入れ数が少なく、外国籍人口もドイツと比べてそれほど多くない日本にとっては、このような子どもの視点はあまり意識されないように考えられる。トラウマ的な経験を乗り越えてきた子どもや、新たな地で新たな人生を歩もうと決意をしている人たちに対し、一概に母国文化や母語の継承の大切さを訴えて母語教育を必須とするべきではないだろう。母語教育の実践について考える上で、移民の移動の目的や将来展望、母国文化との向き合い方を考慮することは必要なことであり、受け入れ国側の国民や政策立案者の判断によって決定するのではなく、移民の声を聴くことの大切さを認識させるものであると、上記事例から考えられる。

一方で、将来的に母国に戻る可能性や、家族との共通言語の維持のために母語を学び続けることに意義を感じる子どももあり、新聞の取材に答えた子どもらは自らがつながるイタリア語という出自言語を学ぶことに意義を感じていることがわかった。特に「自分の言語」「手入れ」という表現は、自らの文化的アイデンティティにイタリア語が位置付けられ、保持していくべきものとこの子どもが捉えていることを表しているようにも考えられる。イタリア語の母語教育の事例は、移民が親の文化を継承することや、自らの文化的アイデンティティを保持・確立することに寄与しているかのようにも読み取れる。

また、スペインから移住をした母親は母語を子どもに継承したいという思いが強くあり、それができない危機感と怒りを感じていた。1990年代後半のアンケートでも、トルコ移民の保護者が学校への不満としてトルコ語教育の不足を主張したことは、保護者が子どもに移住先の文化だけでなく、出自国文化を継承したいと考えていることを表している。しかし一方で、学校ではトルコ語よりも主流社会の言語の勉強を頑張って欲しいと答えるヘッセン州の保護者もあり、移民家族の教育の方針は多様であることがわかる。同化的な傾向の強い学校で学ぶ移民の子どもたちが自らのアイデンティティを犠牲にしてでもドイツ語習得を目指している様子は、子どもの主流社会への適応を望む保護者、そして移民の統合を目指すドイツ社会と、同じ価値観を子ども自身もまた内面化し

ていることを表すようである。また、トルコ語教育が不十分だと不満を訴えた保護者は、同時に、ドイツの学校の良い点として、努力に応じて成功ができる点を挙げている。これは、出自文化を子に継承したいという思いと、一方でドイツ社会に努力を通じて適応し、社会的に成功を収めて欲しいという願いの両方が保護者の中でも混在していることを表しているようだ。移民の子どもとしては自らが受ける教育を客観視することは難しく、自らが置かれた状況に適応することが一般的であるが、保護者としては母語の継承とドイツ社会への統合の間でどちらかには決めきれない様子が見られる。

ドイツ全体としては母語教育の重視よりもドイツ語教育や統合を推し進める傾向にあることは先述した通りだが、このような政策の方向性と、移民自身の語りやアンケート結果を照らし合わせて考えると、保護者は子どもの主流社会への統合を通じて成功を収めてほしいという思いを持っているが、一方で母文化継承も一部重視していることや、母語教育を評価する子どもの声があること、そして自身のアイデンティティを犠牲にしている子どもがいることを踏まえると、母語教育かドイツ語教育かの二者択一から選ぶということは適切な判断ではないと考えられる。両方の言語教育の意義を認め、ドイツ社会と移民の部分社会を完全に断絶させるような母語教育の推進ではなく、出自から移民を完全に断ち切るようなドイツ語教育のみでもない言語教育のあり方が必要であるように考えられる。

4 日本における CLD児に対する言語教育

4-1 日本の実態と実践

日本国憲法第 26 条第 2 項は国民が子女に教育を受けさせる義務を定めるが、外国籍の子どもの保護者に就学義務は課されず、希望した場合には国際人権規約や国際条約の観点に則り就学を認めるとしている（文科省 a）。

しかし、はじめにで触れたように就学不明とされる児童生徒数の参考値が 10,183 人であることがわかっている（文科省 2020 年）ほか、公立学校に就学

している子どものうち約4万人が日本語指導を必要としており、このような児童生徒数は年々増加している。母語別で見た時に平成30年度では日本語指導を必要とする約4万人の生徒のうち10,404人はポルトガル語母語話者であり、次に9712人が中国語話者、そして7919人がフィリピン語話者となっている（文科省 2019:6頁）。公立学校に就学しているものの日本語の支援が必要な児童生徒については、2014年から「特別の教育課程」として別教室等で日本語指導が行えるようになっている（文科省 b）。しかし外国籍の子どもに対する公的な支援の義務がないため、意欲的な地方自治体やNPO団体等が主導して日本語支援を行うことが多く、以下で参考にする資料もまた、多くが公立学校ではなく支援団体によって収集されたものである。

4-2 CLD児の経験

4-2-1 日本語学習に関して

ここからは、CLD児として日本で幼少期を過ごした者たちが、後にその経験を振り返り書いた文章や、CLD親子にインタビューを行った研究者がまとめた記録を見ていく。

日本出身で幼少期にペルーで1年、ブラジルで半年を過ごした在日ブラジル人4世の大島は、学区内の外国人児童支援教室には中学生の時はあまり通わなかつたとして、その理由を

「勉学面での日本語のレベルはすでに同級生のレベルに追いつき、同級生から日本人扱いされることを望んでいたから」

（大島 2014: 205頁）

としている。

また、日系ブラジル人3世で14歳までの半分ずつをブラジルと日本で過ごした藤永は、知り合いから紹介された日本語教室に通って日本語を学んでいた。彼女はそのことを振り返り、

「私は日本語を早く身につけて皆と普通に自然に話せるようになりたかった」

(藤永 2014 年: 223 頁)

と記している。

日本のブラジル人学校高等部卒業後、進路が決まらず日本語教室に通い、のちに日本で大学進学をした N さんの作文の中には、高校卒業後の選択について、

「私は父や母の姿を見てきて、工場で働く事は一番いい選択肢ではないことはわかつっていました。そのため私は日本で生活していくには、日本語を学ぶことが一番重要だと考えました。」

(伊東 2014: 102,103 頁)

と書いている。

これら 3 人の日本語学習に対する考え方には、日本社会に馴染み、日本で成功するには日本語の習得が必要であると考えている点で共通している。そのため日本語を学習することは必須であり、自ら積極的に主流社会の言語を身につけたいとする姿勢が感じ取れる。

しかし、非日本語母語話者の子どもは、日常会話には困らない程度に日本語を習得してもなお、共通して抱えていると思われる困難があった。それは、会話には困らない程度の日本語能力を持っていたとしても、日本語での学習が可能なほどの日本語運用能力が発達していないというものだ。例えば、同級生から日本人扱いされることを望んだという大島は、

「筆者が日本で育ったにもかかわらず読み書きが不十分なのを不思議に思っていた同級生から『ずっと日本に住んでいるんだよね?』と質問を受けたことがあった。筆者は未熟だったため質問の意図が分からず、『うん、そうだよ』と返答したところ、彼らには発達障害を持ち合わせた奇妙な外国人と誤解されてしまっていたのだ。」

(大島 2014 年: 204,205 頁)

と記している。また、日本語の日常会話には全く困らない D へのインタビューを行った小島は、D は数学を勉強する際に計算や図形問題は問題なく取り組

むものの、文章題になると、「意味がわからへん」と言って手が止まり、やさしい日本語での説明が必要になると指摘している（小島 2001 年 42 頁）。

このように、表面的には日本語を習得しているようでも、特定の技能（読み書き）や学習言語となると理解が難しいという経験をしている子どもがいる。

4-2-2 母語学習に関して

大島、藤永、N さんの文章はすべて、「外国につながる子ども」の経験を集めた牛田（2014）の本が出典だが、この本に寄稿している筆者たちは、いずれも教育熱心な家庭に育ち、親の出身国に自身も一定期間住むなど移動の経験をしている。例えば、日系ペルーカのロハスは、来日してからも母親の強い思いから家の中では全てがスペイン語で、絵本を読むことや手紙、作文を書く練習をしていたという（ロハス 2014 年：188 頁）。

ブラジルと日本で生活した経験のあるエバリストは、日本の保育園に通っていたこともあり日本語が得意になっていくが、両親は日本語ができないこともあり、家の中ではポルトガル語の本や CD を使用した二言語教育が行われていた（エバリスト 2014 年：209,210 頁）。両親が日本語を話すことと、子どもの中心言語が日本語になっていくことが重なり、コミュニケーションが難しくなることはいくつかの事例で見られ、先に挙げた藤永が 14 歳までの半分をブラジルで過ごした理由は、藤永が小学 1 年生になった時に親子の共通言語がなくなることの不安から家族でブラジルに移ったからである（藤永 2014 年：218 頁）。

これらを見ると、CLD 児の親は親子間の共通言語を保持することや、子供を言語話者にすることといった様々な理由で子どもに家庭内で母語教育を行なうことや、海外に移り住むなどしていることがわかる。そして牛田の本に載っている事例は皆、バイリンガルとなって現在は活躍しているようだった。

一方、家庭で母語教育に取り組んだものの、苦戦をした事例としては、先にあげた D の親の語りが参考になる。なお、D の家庭が上記の成功事例と大きく異なるのは、D の家族は日本に定住していて、D が幼い時に親の母国と日本

を行き来することや、将来的に親の国に戻るという選択肢がなかった点である。

「（来日した）一年目は…通信教育をさせてたの。…でも、これも少しきついわね。私は仕事から帰ってこなきやいけないし、Dは（学校の）勉強があるし。…Dも疲れると、少し思うわ。それに、Dは遊びたい、何しろ遊びたいのよね。」

（小島 2001 年：44 頁）

このように母語学習をさせようとする親とは反対に、日本で学んだ CLD 児の語りによく見られたのが、母語に対するコンプレックスだった。家庭で二言語を習得できるよう教育されていたエバリストだったが、小学校で自分の親が母語を話していることに対して同級生から「なんで、ヘンな言葉話しているの？」と言われ驚愕したと書いている。そして、思春期に入ると忙しさもありポルトガル語学習をすることが困難になっていった（エバリスト 2014 年：211,212 頁）。他にも、ペルー人の両親のもと日本で生まれ育った城間は、同級生と遊ぶ時に自宅に母親が帰ってくると、スペイン語を友人の前で話さなければならなかったことが問題だったと記述しており、話しかけられた時は日本語で返していた（城間 2014 年 229 頁）。

このように母語に対する姿勢は親と子で異なっていたり、それは母国と日本を行き来する経験を通じて時とともに変化したりすることもあるようだった。ここでは最後に母語を通じて学校での日本語での学習を深めていった藤永の経験をここに記す。

「ポルトガル語ばかり話して先生たちからすれば目障りだったかもしれないが、私たちとしては、ポルトガル語を使ったことによって日本語も急速に伸びたのだと思う。日本語で習ったことを、ポルトガル語で確認し合うことができたからだ。」

（藤永 2014 年：222 頁）

4-3 CLD 児の経験から見えてくるもの

日本語学習に関する語りから確認できたのは、日本語をできるようになりたいという子どもの思いが表れているものばかりであった。記録として経験が残るということは、研究者や支援団体とのつながりを何らかの形で有しているためであり、そうではない多くの子どもの中には、日本語学習に挫折するケースも存在することが予想できる。そして言語教育に関してドイツと日本で異なるのは、学校や公的な支援の場で母語教育の重要性が語られることが日本ではほぼないということだった。学校ではいかにして子どもを少しでも早く日本での学校生活に適応できるかが議論されやすい。早く日本語を身につけて「普通に自然に」日本語を話せるようになりたかったという藤永や、日本人として見られたかった大島の語りは、日本語指導充実の必要性を訴える者にとっては肯定的な発言として捉えられる。さらに子どもたち自身が、日本社会で成功するためには日本語を使えることが必須であると考えていて、友人に日本語以外の言語を話している様子を見られることを嫌がる傾向があるという事例も散見された。このようなことから、母語教育よりも優先して、まずは日本語教育を受けられるように環境を整備することを徹底すべきであるという主張か可能かもしれない。しかしながら、ドイツと比較して日本で母語教育の重要性が議論されず、CLD児やその親からも不満の声や主張が聞こえない現状は、日本の言語教育、さらには学校文化が強く同化的であり、子どもの多様な背景を受け入れないような危険性を暗示しているようにも考えられる。

そして最後に記した藤永の事例は、母語教育の重要性を考える上で示唆的であった。彼女は14歳で日本に戻り、中学校に編入するも、日本語がわからず授業も理解ができず苦しい思いをしていた。しかしある日ブラジルから転校生が来たことで、ポルトガル語で会話ができる相手ができ、二人で母語であるポルトガル語を用いて学習内容を確認できるようになったことが、その後の日本語習得と学業面での成功につながったと彼女は語っていた。この経験は、母語を

使う機会を保障することが、その後の学習成績、そして日本語運用能力の発達に良い影響を与えたことを示している。

この経験は、Cummins が唱えた第一言語と第二言語の相互依存仮説に近いものとも考えられ、藤永にとってより発達した第一言語を用いることで、第二言語の内容の理解を深めることができているように見える。また、大島や、両親がペル一人の D が抱えていた困難は、同じく Cummins (1981) が提唱した日常会話（「基本的対人伝達能力 (BICS)」）ができても、学習で用いる言語（「認知・学力言語能力 (CALP)」）の理解が困難となることがあるという仮説を象徴する事例だと考えられる。このようにして、CLD 児の語りは、Cummins の仮説を立証する一例にも見え、だからこそ母語教育はこの仮説を根拠に必要であると主張することができそうだが、ここで注意すべきは、母語教育の促進を支持する立場から援用される Cummins の仮説は、証明がされていないという指摘をはじめとする反論もあるということだ（高橋 2017: 33,34 頁）。

日本であまり重視されない母語教育ではあるが、日本語を第一言語としない子どもにとっては学びを深めることや、両親とのコミュニケーションのために必要であることがわかった。現状として、公的な日本語教育支援も十分に整備されていない中で、母語の教育の重要性を主張するのは、優先順位が違うという反論も予想される。日本語教育の充実の必要性に関しては異論の余地はない。そして母語教育を支持する言語習得の仮説の検証は未だ十分に行われていないという指摘と、実証的にその意義は証明されているという議論が存在しているが、もしも実証的であることが確かであったとしても、現状の日本で広くその知見が受け入れられているとは考えづらい。このような現状においては、実証的な知見を生かすための取り組みを行うのと同時に、実際の子どもたちの経験や語りに注目し、どのような言語教育が CLD 児たちを社会に包摂し、ともによりよく生活することを可能にするのかを考えることが重要なことのように考えられる。

最終節では、これまで見てきたドイツの移民と日本の CLD 児の経験や語りを踏まえて、母語教育の必要性と、主流社会と移民社会が分断された平行状態に陥ることのない母語教育のあり方を中心に、移民に対する言語教育のあり方について考える。

5 言語教育のあり方とは

本レポートは、移民に対する言語教育のあり方として（1）主流社会の言語を教えるための専門知識と技術を有する言語教員の公的な養成と設置、（2）公的な母語教育の比重の拡大、（3）母語教育の実施の有無は各児童生徒や家庭の事情に応じて柔軟に、対話をを行い決定することの 3 点の必要性を主張する。

ドイツでは州によって程度や方法は異なるものの、国として移民の母語教育とドイツ語教育のバランスや優先順位をどうするべきかという議論がなされてきた。そして縮小傾向が見られる州もあるものの、多くの州が何らかの形で移民が母語での教育が受けられるような環境が整備されているようだ。一方、日本では母語教育の必要性以前に、日本国籍と外国籍の児童生徒で就学義務の違いがあり、また日本語教育も不十分であるという指摘も多い。日本の学校における母語教育の取り組みは、一部で認知・実践がされてはいる（朝日新聞 2021: 21 頁）ものの、外国籍の子どもが 1 人以上居住する地方公共団体を対象とした調査では、母語支援員の雇用・登録者数が 0 人という市町村が平成 30 年度時点で 67.3% であることがわかっている（有識者会議 2020 年: 6 頁）。学校の教員の姿勢としても、一概には言えないが、バイリンガル教育を目指す家庭の意向を汲まず、母語保持に一切関心を持たない日本人教員の姿も報告されている（坂本・宮崎 2014 年: 26 頁）。ドイツのように欧州に属し、言語権やその多様性の保護が広く主張されていないことや、日常的に日本語以外の言語に触れることが少ない日本で、母語教育の重要性が理解されづらいことは想像に難くない。しかし、母語教育の余地を残しつつも、ドイツ語教育に力を入れる傾向にあるドイツに生きる移民の語りや経験が表していたのは、母語教育か主流社会の言語の教育かを選び取ることの難しさだった。ドイツ語のみの教育

では子どもたちのアイデンティティや複言語能力は犠牲にされ、母語教育のみを推し進めれば、社会の平行状態を生み出す可能性が挙げられるというのに、言語教育の難しい点であることがわかった。そのような中で、ヘッセン州では二言語併用授業が行われ、二言語の習得を目指した授業が行われていたことを立花は評価し、母語学習と主流社会の言語学習を互いに開かれたものとして行うことの重要性を主張した（立花 2010: 135 頁）。

現状の日本の CLD 児の学習機会としては、外国人学校のように、特定の文化や言語で完全な授業が行われる教育機関と、日本の学校という選択肢が存在する。しかし、このまま公的な日本語教育を充実させなければ、様々な事情で日本の公立学校を選ばざるを得ない子どもは日本語に困難を抱えて孤立を深める危険性が高い。今回見た事例では、家庭で熱心な母語教育を受け、海外と日本を行き來した子どもはバイリンガルになるという成功体験ができたが、日本に定住し、日本語のみに触れる教育を受けるような場合は、親が努力をしたとしても子どもの中から出自国の言語は薄れていった。そして表面的には日本語が流暢であっても、学習言語に苦戦する可能性があることや、保護者とのコミュニケーションが取れなくなってしまう問題点が同化的な日本語一辺倒の教育にはあることがわかった。

これらを踏まえると（1）まずは主流社会の言語を専門的に教えられる人材が育成され、学習機会が整備されるべきだが、それと同時に少ない頻度であっても、（2）母語教育の比重を大きくして、母語を通じて学びを深め、家庭でのコミュニケーションの手段を保持できるような公的支援が必要であると考えられる。ここで母語教育が「公的」に行われることが重要であり、それは D のケースのようにたとえ親が望んでも家庭の努力のみでは母語教育を継続することが困難な場合が多いと考えられるからだ。また、エバリストが出自言語を「ヘンな言葉」と言われてショックを受けたことや、城間が親との会話を友人たちに聞かれることを嫌がったように、母語に対してコンプレックスを抱くという語りは、ドイツの移民の経験と比較すると、日本の事例でのみ多く見られるものであった。このように、日本の CLD 児が母語にコンプレックスを抱きやすいのは、日本の学校で子ども間に存在する同調圧力、そして日本社会に存

在する多様な言語への理解のなさに原因があるようにも考えられる。公的に母語教育を行うということは、日本社会として、多様な言語を認めることと理解を生むことにつながる。

しかし、CLD児全員に必ず母語教育を行うべきということではない。例えば、Dのケースは、公的な母語教育をDに受けさせることが望ましいかの判断は難しくもある。なぜなら、彼はすでに流暢に日本語を話し、「遊びたい」という親の言葉に表れるように、日本の友人と関係性を築いている。そこで母語教育を行うことはむしろ、彼の家庭の母文化に、彼を縛り付けることにつながるかもしれない。また、現状の日本ではあまり見られない事例であると考えられるが、ドイツの難民のように子どもたちとその親は多様な背景と教育目標をもっていることもわかった。したがって、(3) 母語教育の実施の有無は各児童生徒や家庭の事情に応じて、学校あるいは専門家との対話を通じて柔軟に決定されるべきである。

ドイツの近年の「彼らにふさわしい文化的アイデンティティの発展」（立花 2010 123,124 頁）のための母語教育という論調や、日本においても見られるものだが、母語教育は、移民の子どもの文化的アイデンティティの形成や母文化の保持に寄与するものとして重宝されることが多い。しかし、山本は研究を通じて学校教育が子どもの文化的アイデンティティ形成に与える影響は少ないとした（山本 2014: 259-261 頁）。また、同じ移民や CLD児と十把一絡げにされやすい児童生徒も、その背景は非常に多様である。移民二世と三世では母語に対する姿勢も異なれば、同じ二世と括られる子どもも、その言語的背景や家庭環境は十人十色である。そもそも母語や文化というものは、一つの国の国民に占有されるものではないとして、ルーツよりも各人に固有のルートに注目すべきという主張や（渋谷 2014 年 10, 12,13 頁）、移民第一世代である親自身さえもが「単純化されたアイデンティティの残影にしがみつく」（石井・柳井 1996 年 100 頁）ことに陥るリスクも指摘されている。したがって、本レポートでは、母語教育の価値を主張するものの、CLD児にそれを適用すべきかの判断は、学習や日常生活において必要性があるかや家庭の意向に沿って行われる必要があり、ホスト社会の側が独善的に決定することではないと考える。D

のケースでは保護者との間でコミュニケーションの困難が生じていることや親自身が母語の継承を望むことから、母語教育を検討することは一定の意義があると考えられる。

母語教育のあり方としてはホスト国の中の社会の子どもと移民の両方に開かれて行われ、文化や言語の学び合いが行われることで、ホスト社会にとっても多言語・多文化教育の実現が可能になるという考え方もある。ヘッセン州の二言語併用授業はそれを体現する実践であるが、そのような教育を行うには専門的な人材が必要であることを考えると、実現は現実的でない。また、日本においては移民の中の多様性を無視して過度に母文化の表象を移民の子どもに押し付ける危険があり、母語教育と母文化の保持や文化的アイデンティティ形成は別のものとして議論する必要があると考えられる。

ともすれば、母語教育や日本語教育を受ける子どもと、受けない大半の日本語母語話者の子どもで受ける授業が異なることによる分断が生じてしまうことは避けられないが、これらの授業時間以外にクラスで交流する機会を設けることで完全に CLD 児が隔離されるような状態は回避できると考えられる。特に、なるべく早く日本語を話せるようになることが、学校文化になじむための重要な手段であると子ども自身も考えていることから、支援をせずに同じ教室で非効率的に学ばせるよりも、取り出しによって専門的かつ効率的に日本語教育を行いつつ、母語教育も限られてはいるが定期的に行い、学習内容の理解を深めさせることが、CLD 児にとってより良い学びであるように考える。また、授業時間を確保して母語教育を行うことが時間や資源的な制約、また CLD 児への負担などから困難な場合は、CLD 児の母語に関する知識を有している人材を、CLD 児及びその保護者とつなげる役割を公共が担うことも一つの可能性であると考えられる。オンライン学習のための技術が発達した今日では、必ずしも学校での授業時間に学びの機会は縛られず、地理的・時間的な制約を超えて、より少ない資源で多くの CLD 児が学習できる制度設計が可能だろう。

本レポートでは言語教育について議論を進めてきたが、言語教育という分野のみに注目し、変革を試みたとしても、移民の置かれた状況は改善しない。そ

れは法整備や教育制度、地域の支援体制や社会として一人一人が向ける「異質な」他者に対しての目線や価値観など、多くのことが関係する。したがってここでの議論はそのうちの一部の言語教育に限定されたものであり、この部分のみを変えるということもまた不可能だろう。したがってより包括的な議論が求められる。ただし、言葉というものは社会で生きる上で必須であり、また人は言葉から多くのことを判断し、情報を読み取る分、言葉ができないことの苦しみや言葉ができない人に対する視線は厳しいものとなる。言語教育は移民の包摂に向けた取り組みの一部でしかないが、議論と検証がさらに深められる必要のある分野であると考えられる。

また、本レポートではドイツの移民の事例が日本のものと比べて少なくなってしまっているほか、類似点はありつつも移民受け入れの現状が大きく異なるドイツとの比較のみでは得られる示唆に限りがある。したがって、国際比較を通じて移民に対する言語教育政策の検討を行うには、言語教育研究の蓄積があり、研究と実践との接続も積極的に行われてきたカナダをはじめとしたドイツ以外の国についても広く情報を集め、比較を行うことで、さらなる発見やより多くの実践に即した現実的な検討が可能になるだろう。

参考文献

- 足立祐子「ドイツの現在と新潟」、春原憲一郎編『移動労働者とその家族のための言語政策』、ひつじ書房、2009年、p.121-146。
- 石井貴子・柳井隆史「母国トルコの残影の中で—ドイツ社会で生きる子供たち」、内藤正典編『もうひとつのヨーロッパ：多文化共生の舞台』、古今書院、1996年、p.75-101。
- 伊東淨江「日本の学校へ行っていない子どもたちへの進路支援」、牛田千鶴編『南米につながる子どもたちと教育 複数文化を「力」に変えていくために』、行路社、2014年、p.85-104。
- エバリスト・シルバ・山中花「人と人との繋がり、その輪の中の私」、同上、p.209-215
- 大島カーリン「若者たちの課題とこれから」、同上、p.203-207

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」、2020年、

[https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyosei01-000006118-01.pdf。](https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyousei01-000006118-01.pdf)

外務省国際協力局地球規模課題総括課、「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」、2021年、

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202108.pdf。](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202108.pdf)

加藤あず佐「外国ルーツの生徒に母語支援 日本語も上達 学力伸び進学へ」、『朝日新聞』、2021年8月8日、朝刊、p. 21。

小島祥美「『家庭』と教育ニーズ—日系ペルー人家庭との関わりから—」、KOBE 外国人支援ネットワーク編『在日マイノリティースタディーズ I 日経 南米人の子どもの母語教育』、金宣吉、2001年、p.35-52。

坂本光代・宮崎幸江「日本に住む多文化家庭のバイリンガリズム」、宮崎幸江編『日本に住む多文化の子どもと教育 ことばと文化のはざまで生きる』、上智大学出版、2014年、p.17-48。

ザビーネ・マニツ、葉柳和則訳「学校における集合的連帯と社会的アイデンティティの構築—統一後の西ベルリンにおける移民の若者に関する事例研究」、ジークリット・ルヒテンベルク編、山内乾史訳、『移民・教育・社会変動 ヨーロッパとオーストラリアの移民問題と教育政策』、明石書店、2008年、p.135-180。

渋谷真樹「ルーツからルートへ —ニューカマーの子どもたちの今—」、異文化間教育学会『異文化間教育』、37号、2013年、p. 1-14。

ジム・カミンズ著、中島和子訳『言語マイノリティを支える教育』、明石書店、2021年。

城間ヒガパブロ正志「私はペルー人です」、牛田千鶴編『南米につながる子どもたちと教育 複数文化を「力」に変えていくために』、行路社、2014年、p.227-233。

出入国在留管理庁「令和2年における難民認定者数等について」、2021年、[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html。](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)

千田恒弥「自民で『事実上の移民』と反発も 外国人労働者拡大」、『産経新聞』、2021年11月28日、[https://www.sankei.com/article/20211128-6ATK2JRNKVLYPPYKGFNDCXAXD4/。](https://www.sankei.com/article/20211128-6ATK2JRNKVLYPPYKGFNDCXAXD4/)

高橋秀彰「ドイツ移住者の子供へのドイツ語教育と出自言語教育に関する言語政策的考察」、ドイツ文学/日本独文学会編「特集 社会言語学の射程」、16卷2号、2017年、p.24-41、https://doi.org/10.11282/jgg.156.0_24。

立花有希「ドイツにおける移民児童生徒に対する言語教育の展開：ヘッセン州の言語教育政策史を中心とする考察」、2010年、

https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10882&item_no=1&page_id=13&block_id=21

—

藤永サユリ「やっと見つけた『居場所』」、牛田千鶴編『南米につながる子どもたちと教育 複数文化を「力」に変えていくために』、行路社、2014年、p.217-225。

法務省「在留外国人統計」、2016年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20160&month=24101212&tclass1=000001060399>。

法務省「在留外国人統計」、2017年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20170&month=24101212&tclass1=000001060399>。

法務省「在留外国人統計」、2018年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20180&month=24101212&tclass1=000001060399>。

法務省「在留外国人統計」、2019年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=24101212&tclass1=000001060399>。

法務省「在留外国人統計」、2020年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=24101212&tclass1=000001060399>。

法務省「在留外国人統計」、2021年、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20210&month=12040606&tclass1=000001060399>。

毎日新聞取材班編『ほんでいきる 外国からきた子どもたち』、明石書店、2020年。

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画教師会社会学習・安全課（2020年一部改訂「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）』の結果について」、2019年、
https://www.mext.go.jp/content/20200110_mxt_kyousei01-1421569_00001_02.pdf。

文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について」、2020年
https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_02.pdf。

文部科学省 a、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室「小・中学校等への就学について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/index.htm。

文部科学省 b、初等中等教育局 国際教育課「（資料1）日本語指導が必要な児童生徒に対する『特別の教育課程』の在り方等について」、
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/kaigi/_icsFiles/afieldfile/2013/03/04/1330284_1.pdf。

山本須美子『EUにおける中国系移民の教育エスノグラフィー』、東信堂、2014年。

ロハスロレーナ「多文化につながる人生」、牛田千鶴編『南米につながる子どもたちと教育 複数文化を「力」に変えていくために』、行路社、2014年、p.187-192。

Baseiria, J. C. Parenting practices in a migration context、Linköping University、
2018 年、[https://www.diva-
portal.org/smash/get/diva2:1258264/FULLTEXT01.pdf](https://www.diva-portal.org/smash/get/diva2:1258264/FULLTEXT01.pdf)。

Cummins, J. Empirical and Theoretical Underpinnings of Bilingual Education、
Journal of Education、163(1):16-29、1981 年、
[doi:10.1177/002205748116300104](https://doi.org/10.1177/002205748116300104)。

Cummins, J. *Empowering Minority Students: A Framework for Intervention*、Harvard
Educational Review 、1986 年、
[https://www.researchgate.net/publication/269101698_Empowering_Minority_Stu
dents](https://www.researchgate.net/publication/269101698_Empowering_Minority_Stu
dents)。

Gerarts, K., Klasen, F., Andersen, S., and Ravens-Sieberer, U. Arrived in Germany:
When children who have fled tell their stories、World Vision Deutschland、2016
年、
[https://www.researchgate.net/publication/313420644_Arrived_in_Germany_When
_children_who_have_fled_tell_their_stories](https://www.researchgate.net/publication/313420644_Arrived_in_Germany_When
_children_who_have_fled_tell_their_stories)。

Julie A. Panagiotopoulou & Lisa Rosen *Denied inclusion of migration-related
multilingualism: an ethnographic approach to a preparatory class for newly
arrived children in Germany*、Language and Education、32:5、p. 394-409、
2018 年、DOI: [10.1080/09500782.2018.1489829](https://doi.org/10.1080/09500782.2018.1489829)。

Sustainable Development Report Japan、
<https://dashboards.sdgindex.org/profiles/japan>。

The Central Register of Foreigners “Nowcast foreign population”、destatis、
February 3, 2022、[https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-
Environment/Population/Migration-Integration/Tables/nowcast-foreigner-
citizenship-time-series.html?nn=23832](https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-
Environment/Population/Migration-Integration/Tables/nowcast-foreigner-
citizenship-time-series.html?nn=23832)。

The Central Register of Foreigners “Foreign population by place of birth and
selected citizenships”、destatis、March 29, 2021、

<https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-place-of-birth.html>。

The Central Register of Foreigners “Persons seeking protection by protection status, regions and countries of origin (citizenship)”、*destatis*、July 14, 2021、
<https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/protection-countries-of-origin-status.html>。

以上、全て最終アクセス日は3月8、9日。

ドイツと日本の障害者雇用制度について

Comparison of Employment Systems for People with Disabilities in Germany and Japan

2年経済学部 塩谷理絵

1. はじめに

日本では、障害者雇用について、障害者雇用率を水増しして虚偽報告をするなどの雇用率の低さや雇用への不寛容性の問題がある。一方、ドイツは同様の法律があるものの障害者雇用率が高い¹。ドイツの制度は日本にとっても参考になると思われるため、本調査を行った。報告書では、障害の定義、障害者雇用の支援、障害者雇用の支援など、日本とドイツの中で関連する制度を比較している。調査の結果、ドイツの法律の方が、障害概念の幅が広く、支援の方法も多いことがわかった。今後は、各国が障害者雇用に関する法律を作った理由や方法について探っていく。

2. 日本における障害者雇用の難しさ

日本では、障害者の雇用率は法律で定められている。しかし、一部の省庁では、その雇用率について虚偽の報告を行っている²。このような状況は、障害者が雇用される可能性を奪うことにもつながるため問題である。一方で、ドイツは社会福祉国家として知られている。日本の福祉法もドイツのものを参考にしているので、日本の問題を解決する案を考えるために適していると思われる。

3. 日本における障害者雇用

¹ 石崎。

² 障害者雇用促進法をわかりやすく解説 -概要、改正点、雇用に関わるポイントについて-

各国の状況を理解するためには、まず、障害の定義について説明する必要がある。日本における障害とは、身体、知的、精神など、あらゆる障害を持つ人を指す。また、社会的障壁により、日常生活がかなり制限されることも定義の念頭に置かれている。「社会的障壁」とは、障害者が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるもので、例えば、物理的な物、制度、習慣、考え方などである³。

続いて、日本における障害者支援について述べる。雇用された障害者支援は、障害者自身によるマネジメント、従業員とのつながり、職場という3つの側面から行われている⁴。

最後は、従業員への支援である。残念ながら、日本では、一人ひとりの障害に適応した職場を作ろうとする企業は少ない。そこで、障害者の援助者が依頼を受けたときに支援するケースが多い。その他にも、雇用率が向上した企業に支給される障害者雇用調整金や助成金など、従業員に対する経済的な支援も存在する。

その他の制度としては、日本政府は障害者雇用率を法律で定め、企業や公的機関に十分な数の障害者を雇用することを義務づけている。障害者雇用率は、障害者の常用労働者数と障害者の失業者数の和を常用労働者数と失業者数の和で割ったものである。しかし2021年は、43.5人以上を雇用する民間企業は2.3%と言われている⁵。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{(\text{法定雇用率}) \quad \text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

図 法定障害者雇用率の算出方法⁶

³ 山村編著。

⁴ 内閣府。

⁵ チャレンジラボ。

⁶ チャレンジラボ。

4. ドイツにおける障害者雇用の現状

次に、ドイツで制定されている法律について説明する。ドイツの法律における障害の定義の特徴は以下の通りである。また、法律の中では「障害」を「機能障害による参加の制限と障害への相互作用」と定義している。さらに、50を超える障害がある場合は、障害者とみなされる。⁷

初めに、ドイツにおける障害者支援は、金銭的なものが多いと考えられる。その他に、就労支援や労働技術支援などがある⁸。

次に、従業員に対する支援について述べる。これは、主に金銭的な支援、従業員などにアドバイスを行う総合専門サービスセンター、障害者が適切な仕事に就けるようにするための付添人を付ける支援雇用の3つで構成されている⁹。

最後に、障害者雇用を促進するための制度を示す。ドイツでは、日本と同様、障害者雇用制度が義務付けられている。日本よりも精緻な法律であるが、ドイツの法律では、カウント制を導入しているため単純比較が難しい。ドイツの基準では、法定雇用率は5.0%だが、実雇用率は2016年は4.7%である¹⁰。

5.まとめ

両国を比較すると、障害の定義については、障害者自身が持つ障害や社会的障壁に着目していることがわかる。しかし、ドイツの法律の方がより多くの人を対象としている。次に、関連性のある支援については、ドイツの方がより細かな制度や補助がある。最後に、障害者雇用の制度は、一部似ているものの、ドイツの方が充実している。以上のように、障害者雇用については、両国とも共通点がある。しかし、ドイツの法律の方がより広い範囲の人を対象としている。

⁷ 厚生労働省。

⁸ 松村、田中、大森 編、248-249 ページ。

⁹ 周、89 ページ。

¹⁰ 厚生労働省。

参考文献

- ・石崎由希子「ドイツにおける障害者雇用・就労促進に向けた法政策」, 2019年, <https://jodes.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E9%9B%87%E7%94%A8%E5%B0%B1%E5%8A%B4%E6%B3%95%E5%88%B6%E3%83%AC%E3%82%B8%E3%83%A5%E3%83%A1.pdf>（最終アクセス 2022 年 1 月 20 日）.
- ・木下真「これだけ読めばわかる！「障害者雇用」基本の「き」」『ハートネット』, 2018 年,
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/22/>（最終アクセス 2022 年 1 月 20 日）.
- ・厚生労働省「フランス及びドイツの障害者雇用促進制度について」, 2018 年, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000194949.pdf>（最終アクセス 2022 年 1 月 20 日）.
- ・内閣府「昭和三十五年法律第百二十三号 障害者の雇用の促進等に関する法律」『障害者政策』, 2020 年, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000123>（最終アクセス 2022 年 1 月 20 日）.
- ・松村洋子, 田中耕太郎, 大森正博 編「新 世界謙社会福祉 第 2 卷 フランス / ドイツ / オランダ」
旬報社, 2019 年.
- ・山村りつ編著 『入門障害者政策』ミネルヴァ書房, 2019 年.
- ・「障害者雇用促進法をわかりやすく解説 -概要、改正点、雇用に関わるポイントについて-」, 2021 年, <https://challenge.persol-group.co.jp/lab/fundamental/fundamental/fundamental004/>（最終アクセス 2022 年 1 月 20 日）.
- ・周怡君, “Comparison of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and Sheltered Workshop Policies in Sweden, Germany, and the United States”, 西日本社会学会年報, no. 16, (2018): 85-93.

なぜスペインの失業率は 景気の変動に過剰反応しているのか？

Why is Spanish Employment Vulnerable to the Economic Crisis?

2年・経済学部グエン クイン チャン

1. はじめに

世界規模の金融危機が発生した 2008 年はヨーロッパ諸国の大規模な経済社会問題である失業問題を深刻化させた。しかし、各国が受けた影響はそれぞれ違う。ドイツやデンマークなどにおいて、危機後の失業率は安定し、減少する傾向もあった一方、スペインやアイルランドにおいては、失業率が倍増した。特に、スペインの場合、危機前後の変化が非常に激しい。目覚ましい経済成長率と、EU 圏内の 2 位にある高い雇用創出効果によって、失業率は 20%（1990 年代半ば）から 8.2%（2007 前半）まで抑えられた。しかし、翌年の 2008 年にリーマンショックが始まって以来、失業率が急激に上昇し、6 年後の 2013 年に 26.1% と 3 倍以上昇し、現在に至っても危機前の状態に戻っていない。

先行研究によると、危機における労働市場のパフォーマンスは危機発生時の景気、産業構造の特徴と労働市場政策という 3 つの要素に左右されている（Mirela I.A., 2013）。本稿はスペインの危機前後の失業率の激しい変化の原因を以上の 3 点に順番に焦点を当て、特に労働市場政策を中心に考察し解明したい。

2. 危機前後のスペインの経済と労働市場の状況

2008 年のリーマンショックが訪れるまで、スペインは好景気に沸い

ていた。

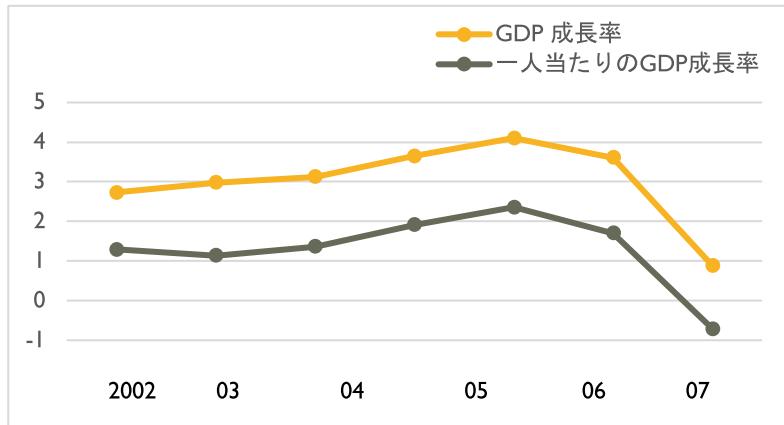


図 1: GDP 成長率と一人当たりの GDP 成長率

図 1 からわかるように、GDP 成長率と一人当たりの GDP 成長率は 2002 年から 2006 年まで増加の一途をたどってきた。前者は 2.7% から 4.1% に、後者は 1.3% から 2.4% に伸び、いずれも大きな上げ幅が拡大された。企業のパフォーマンスも抜群であり、特に 2006 年に 7 割以上の企業が国内の生産量と利益の増大を遂げ、海外投資と海外企業の買収合併が積極的に行われ、その投資額が EU のトップになるほど膨大だった (Sebastián Royo、123 頁)。この時期の経済成長は住宅バブルやそれによって活気づけられた建設業によって支えられてきた。スペインの産業構造の特徴は、後述するが、生産付加価値の低い産業である建設業やサービス業（観光業など）に大きく頼っていることだ。

好景気は労働市場のパフォーマンスにも好影響を及ぼした。拡大し続けてきた経済規模がスペインの雇用創出力を増大させ、EU トップに昇らせた。1997 年から 2007 年までの 10 年間、スペインで創出された雇用数は EU15¹ の全体雇用数の 33% を占めている（同上）。2006 年にだけでも、77.2 万件の新しい仕事が生み出されたそうだ（同上）。労働市場の需要に対応するために、女性の社会進出と外国人労働者の受け入れが積極的に進められた。その結果、労働力人口と労働力率（15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口に占める労働力人口の割

¹ オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンとイギリスの 15 カ国が含まれる。

合) が 2001 年から増加しつつあり、その傾向はそれぞれ図 2 と図 3 に示されている。

図 2 をみると、全体の労働力率の上昇はほとんど女性の労働力率の伸びによるものだとわかる。女性の労働力率が 2001 年から 2008 年までの 7 年間、50% から 65% まで徐々に確実に伸びてきた。一方、男性労働力率がほぼ横ばいになっており、更に 2008 年の金融危機が発生した後、

低下の傾向にあった。とは言え、男女の間の労働力率の差はまだ大きい。

図 3 のように、外国人の人口の傾向が労働力人口とほぼ一致しており、増加の一途をたどってきた。少子高齢化が進み、拡大化中の建設業、家事労働 (domestic work) など単純労働の分野が人手不足になっているスペインに大量の外国人が短期労働のためにやってきた。その人数は 7 年間で 300 万人以上も増えてきて、2000 年の 190 万から 2007 年の 520 万まで上昇した。外国人数の増加は労働力の提供だけでなく、国内消費と社会保険歳入の拡大にも大きく寄与している (Sebastián Royo、124 頁)。

経済と労働市場のパフォーマンスが良い方向に進んできたとはいえ、スペインの成長基盤が脆弱であり、いくつかの不安定な要素が潜んでいる。まず、経済成長の基盤が付加価値の低い産業である建設業やサービス業に支えられたため、全要素生産性が低くとどまり、国際競争力の低下に結び付いた (勇上・田中 2014、56 頁)。スペインの産業構造の詳細は後述する。好景気の下での消費者の消費意欲の向上が住宅バブルと相まって、経済が更に活気づけられた一方、世帯の負債を増大させてきた。2007 年のバブル崩壊と 2008 年の金融危機の後、負債と急激に深刻化した失業問題により、国内消費と生産活動が落ち込み、景気回復を阻んだ原因となった。更に、輸入が輸出より上回り、経常収支の赤字が 2006 年に GDP の 8.9%、2007 年に 10% 以上出たことから、危機直前に脆弱性が徐々に露出されつつあったことがわかる (Sebastián Royo)。

3. スペインの産業構造と失業の関係

EU 諸国と同じように、スペインの失業問題は産業構造の変化をともなう構造的失業である。だが、特徴的なのはスペインの失業率が EU 圏の中で、上位にあり続けただけでなく、他の上位国と比べて、不況が訪れるとき一段と上がっていくというパターンが歴史の中で何回も繰り返されてきたことである。

スペインにおける失業率の景気による急激な変化の本質を突き止めるには、まず、その失業問題の道のりを歴史上でみる必要がある（Goran T. 1986）。

1970 年代からの失業率の推移をみると、スペインの失業率はいつも景気の低下に過剰反応していることがわかる。

図 4 に示された太い灰色の線の失業率が上昇しはじめたのは 1970 年代、1990 年代前半と 2007-08 年といった 3 つの時期だ。

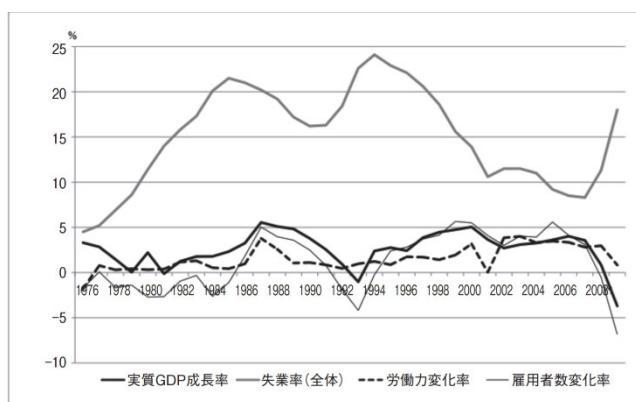


図 4: 失業率の長期動向

(畠山・清水 2014、49 頁)

いずれも恐慌が発生していた時である。1970 年代の 2 回にわたる石油危機により、スペインの経済発展を支えてきた基幹産業である鉄鋼業、石炭業が落ち込んだ。その結果、これらの業種が構造的不況業種となり、相次いで企業倒産で失業率が上昇していたとされる（畠山・清水 2014、48-49 頁）。1990 年代前半の失業率は、EC 加盟（1986 年）のもたらした景気浮揚効果（特に観光業と社会インフラ整備のための建設業）が効果を失ったことと、ボンド危機が引き金となった歐州通貨危機の影響によって引き上げられた（同上）。2007-08 年の場合、前述したように危機直前まで好景気で不動産市場が拡大したため、サービス業（観光業、不動産）と建設業の比重が大きくなってきた。サー

ビス業と建設業に従事している雇用者の割合も高く、2009年に卸・小売業界は約15%（300万人に相当）、不動産業界は10%、建設業は9%を占めている（経済産業省、第1章2節2.1）。危機の前にはさらに高いということが考えられる。新規雇用の8割弱がこれらの産業で創出され、2006年の新規雇用数のうち、建設業は33%、不動産業界は15%、観光業と家事労働サービスは30%を占めている。更に、景気に左右されやすいこれらの産業に雇用保障の弱い有期雇用者が担い手になっているため、不況となると、大規模の解雇が行われ、失業者が一気に増えることが考えられる。

恐慌を伴う産業の不況が失業率の上昇の増加につながるに違いないが、それだけでスペインの失業率の異常な増加を説明するのに十分だろうか。

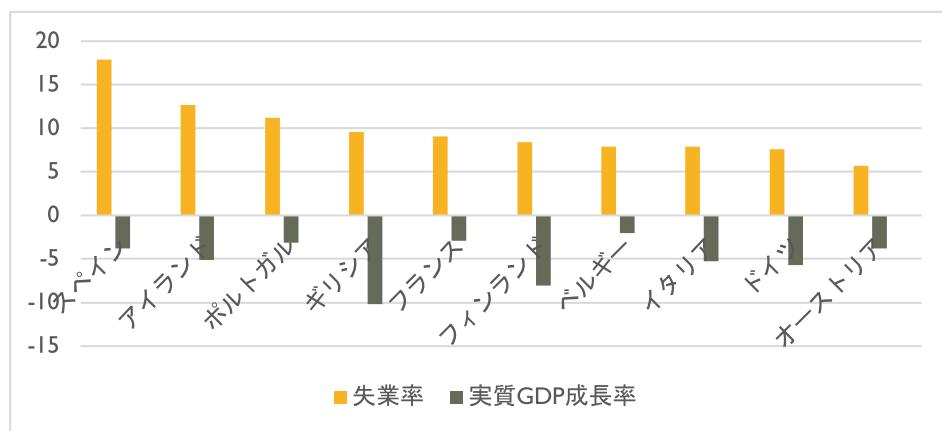


図5：実質GDP成長率と失業率との関係（World Bank）（2009年）

金融危機発生1年後の2009年におけるGDP成長率と失業率を示した図5からわかるように、スペインの前者の下げ幅（-3.76%）は他の国と比べて必ずしも大きいわけでもないが、後者は抜きん出ており17.9%に上っている。最も成長率が落下したギリシアやフィンランドでも、それぞれマイナス10%とマイナス8%になっているが、失業率は10%以下にとどまっている。更に、スペインと同じぐらいの成長率であるオーストリアと比べると、失業率の大きな差が見られる。GDP成長率と雇用破壊の割合を国別で見ても同じ結果が見られる（Juan F.J.、4頁）。産業構造と景気の変動だけで失業率の急増を説明するには十分ではないということがわかる。経済の脆弱な基盤だけでなく、前に

触れたが、有期雇用という不安定な雇用形態の普及が失業者の大量発生を説明する手掛かりの一つになる。次の節では、労働市場政策を中心にスペイン政府の恐慌を伴う失業率の急増に対する不十分な対応を考察したい。

4. 労働市場政策とその効果の考察：

4.1. 労働市場の特徴を概観

スペインの労働市場は、フランコ独裁政権時に確立した高い退職金と厳格な法的手続きを求める厳しい解雇規制を持つ低い柔軟性と、手厚い社会保障の特徴を有している。また、処遇や労働時間、特に危機時における賃金の維持などの労働条件決定において労働組合は大きな機能を果たしているため、企業が経済環境の変化に対して、勤務時間の調整や移動などといった内部フレキシビリティ（internal flexibility）ではなく、有期雇用や解雇といった外部フレキシビリティ（external flexibility）を利用するほかならない。

更に、高失業率の問題の打開策として、1984年から有期労働契約の利用制限が緩和され、特定の生産ニーズや季節的業務のためのみならず、ほぼ企業のどの業務にでも使用が許されるようになった。もともとは単なる企業のニーズに応じるための臨時対策だった有期労働契約の利用は失業者を減らすための政策として行われるようになっている（Ruud J.A.M 2008、82頁）。それ以降、硬直的な無期雇用と柔軟な有期雇用という二重化がスペインの労働市場の特徴となっている。前者は厳しい雇用保護に守られるのに対して、後者は柔軟な解雇ルールと採用で仕事の不安定性が特徴的である。有期雇用は自由化された後、増加の一途をたどり、危機直前の2007年前の割合が3割強に上昇し、EU圏内で最も高い（Eurostat、6頁）。この柔軟な雇用形態の増大がもたらした労働市場の分断が景気循環と伴う失業率の不安定の拡大要因だと指摘されている（ILO、OECD、勇上・田中2014）。

4.2. 失業構造

失業問題に対する政策を考察する前に、スペインの失業構造を分析する必要がある。ここでは、年齢、教育達成度と雇用形態に焦点を当てる。

a) 年齢

図 6 は年齢層別の失業率推移を示したものだ。15-24 歳労働者の失業率が約 2 割で比較的高いが、危機直前の 2007 年までは他の年齢層と同じように失業率が減少の傾向にあり、全体として 10% 以下にとどまっていた。しかし、危機到来から、全体の失業率が急増し、2007 年から 2009 年までのたった 2 年間で 1 割弱も伸びた。年齢層ごとをみると、2012 年まで、それぞれの割合が 2 倍以上ものぼった。55-65 歳の高齢層の失業率が最も低いその背景にはスペインでの早期退職が比較的普及していることがあるのだ。反対に、15-24 歳は失業率が 5 割強（2012 年）で他の年齢層よりも 2 倍以上を上回り、2012 年まで伸び幅も 2.5 倍で、最も大きかった。経験・技能が不足している若者の失業問題は依然として最も深刻であるということだ。

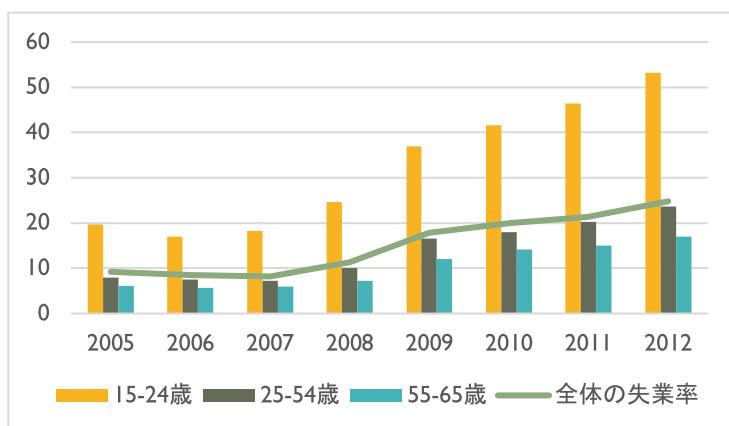


図 6: 年齢層別の失業率 (Eurostat 及び OECD)

b) 教育達成度

図 7 は 25-64 歳の労働力人口のうち、教育達成度で失業者の割合を示したものである。

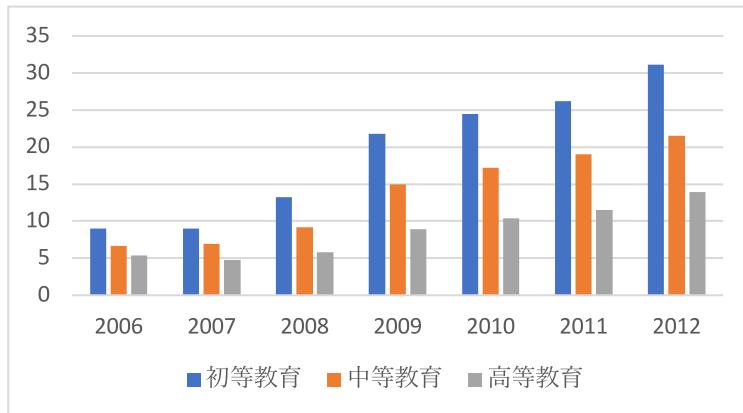


図 7: 教育達成度別の失業率(25-64 歳の労働人口)
(OECD)

学歴別の失業率を高い順に並べると、初等教育、中等教育と高等教育になる。つまり、教育達成度が高いほど、失業に陥る確率が少なくなるわけだ。それぞれのグループをみると、初等教育グループの失業者の割合が急増し、危機直前の 2007 年と危機発生 1 年後の 2009 年の間、9% から 2 倍以上となる 21.8% まで上った。一つの要因は低学歴の持つ労働者が多く従事していた建設業やサービス業（不動産産業、観光業など）の経営が経済危機に大きく影響されたことだ。もう一つ注目すべきは、高等教育グループである。高学歴だとは言え、失業率がどんどん伸び、危機発生 2 年後の 2010 年に 10% まで伸び、2007 年の 2 倍となった。高等教育を得た場合でも、失業に陥る可能性が他の国と比べて極めて高く、特に危機到来から、EU 諸国の中で、このグループの失業率の高さにおいて、スペインは 1 位か 2 位にあ（OECDiLibrary）。

以上の分析から、スペインの失業問題は低い学歴しか持たない労働者の高い失業率のみならず、高学歴労働者の高い失業率でもあるということが明らかになった。

c) 雇用形態

1984 年に有期労働契約の利用制限が緩和されて以来、有期雇用者として働く者が急速に増えてきて、2000 年代半ばで雇用者数 3 割以上を占めている。

しかし、スペインの労働市場の特徴で説明したように、この雇用形態は保障が緩いため、極めて不安定である。図8はその不安定さを明らかにした。



図8：雇用形態別の雇用者数(千人)(OECD)

有期雇用者数は2006年のおおよそ5500千人から2014年の3400千人に大きく減少してきた。全体の雇用者数に占める割合は33.4%から10%弱も縮み、24%になった。特に危機到来の初期（2008-09年）において、その下げ幅が約1300千人（2007年の有期雇用者数の2割近くに相当する）に至った。その一方、無期雇用者数は減りつつが、その幅は毎年平均約100千人に過ぎなかつた。失業者数の大量発生は有期雇用者数の大幅な減少によって説明することができると考えられる。

4.3. 政策上：財政政策と労働市場政策の方針

a) 財政状況

労働市場政策を実現するための財力はその政策の効果を大きく左右する。金融危機によって悪化した政赤字に対応するために、政府が緊縮財政政策を講じ、賃金補助、教育支援と医療制度への公的支出を縮小した。しかし、失業者数の急増と手厚い社会保険制度によって支出が抑えられず増大し、更に危機の前から減税措置を維持してきたため収支が増えず、財政が悪化する一方だ。限られた財力で労働政策を実施する上で非常に困難であり、効果が低下すると考

えられる。実際、いくつかの労働政策は資金不足が要因で期待される効果を發揮できなかつたことが指摘される。

b) 労働市場政策の考察

スペインでは、労働市場政策は失業手当の提供や退職金による早期退職の推進を行う消極的労働市場政策が中心的である。一方、労働訓練・教育、職業紹介を通じて労働者の雇用される可能性を増やす積極的労働市場政策（Active Labor Market Policies）（ALMPs）に力を入れているが、充実していないとされる。

まず、労働市場政策（Labor Market Policies）（LMP）費の規模を全体的に見ていく。

		2007	2010	2013
消極的労働市場政策	不就業時の所得維持または援助	1.37	3.04	2.99
	早期退職手当	0.06	0.04	0.2
	合計	1.43 (64.7%)	3.08 (77%)	3.01 (85.5%)
積極的労働市場政策	公共職業安定事業	0.12	0.16	0.09
	雇用促進 (Employment incentives)	0.28	0.27	0.07
	訓練	0.15	0.19	0.12
	直接雇用創出	0.08	0.1	0.06
	起業促進 (Start-up incentives)	0.09	0.12	0.11
	援助付き雇用リハビリテーション	0.06	0.08	0.06
	合計	0.78 (35.3%)	0.92 (23%)	0.51 (15.5%)
LMP 費の合計		2.21 (100%)	4.00 (100%)	3.52 (100%)

表 1：労働市場政策費の規模（対 GDP 比）（OECD）

労働市場政策費用の内訳をみると、失業者への金銭的な支援が総費用の半分以上を上回り、政策の核であることがわかる。2007年から失業者の増加につ

れて、その費用が拡大し、2013年に全体のLMP費85.5%をも占めた。それに対して、積極的労働市場に投資される費用は不況前後低いままだけでなく、GDPの0.78%（2007年）から0.51%（2013年）に下がり、縮小される傾向もみられる。限られた財力で、大量の失業者の求職活動に支援するサービスが充実していることが考えられにくい。

以下、政策の内容ともたらしてきた効果を考察する。

消極的労働市場政策

失業者に対する手厚い社会保障制度だということは費用の規模で明らかになった。しかし、かなり充実した支援は失業者の就労意欲を低下させる副作用があると指摘されている（勇上・田中2014）。特に、失業手当がもらえうる給料と変わらない場合、受給可能な期間の間に、失業状態を維持しようとする者は少なくない。しかし、失業期間が長ければ長く程、技能低下などにより雇用される可能性が低くなるため、失業から抜き出しにくくなる。結果的に長期失業の割合を高めることになるわけだ。ドイツやデンマークも手厚い社会保険の国だが、手当受給者に対して、訓練や求職活動の参加を条件にし、就労意識を刺激させることで、高い再就職率と失業率低下に成功した（同上）。スペインの場合、受給条件が緩く、受給者の就労状況の把握が徹底されていないため、失業者の就労意識を刺激させる効果がないと指摘されている（OECD 2017、34頁）。

積極的労働市場政策

次に、積極的労働市場政策の主な実施をスペインの危機時における異常の高失業率との関係で考察する。スペインにおける失業率の急増には3つの要因があると指摘され（Rodrigo F. 2017、12頁）、いずれも積極的労働政策の運用に帰結することができる。第一、能力において、労働需要側（企業側）と労働供給側（労働者）との間の大きなミスマッチが存在し、すなわち、前者が後者に対して高い技能を要求する一方、後者の多くがまだ技能不足であるということだ。第二、政府機関である公共職業安定所（Public Employment Services）が限

られた財力によって、職業紹介サービスにアクセスしやすい環境が整っていない状況にあるため、失業者の仕事探しに支障をきたしている。第三、4.1にあるスペインの労働市場の特徴にも触れたように、賃金や労働時間の柔軟性を欠いたシステムの下で、会社内部の調整が困難のため、人員削減、特に有期雇用者の解雇が経営悪化時に選択される。無期雇用者が強い雇用保障を受けるのに対して、有期雇用者がそれを受けないという労働市場の二重化により、後者が就労と失業を繰り返される結果、失業率の不安定性が生じるのである。

スペインにおける失業率の劇的な上昇の要因は積極的労働市場政策が財力だけでなく、内容の上で充実しておらず、危機時の失業者の大量発生に対応する機能を十分に果たせなかつたのだと考えられる。財力不足については、すでに政策費の規模で考察された。

内容において、積極的労働政策の核は失業をもたらす根本的な課題を解決していない。ALMPs は雇用促進に注力している。雇用促進は、特定の対象者を採用する企業に、政府が社会保険料の免除や手当などを提供する政策である。その対象者は若者の失業者、長期失業者（18ヶ月間仕事が見つからない者）や障碍者である。更に有期雇用契約から無期雇用契約への転換もこの政策の趣旨となっている。失業問題の解決はもちろん、労働市場の二重性を解決するためでもある。有期雇用の雇用コストと柔軟性の大きなメリットは無期労働契約への転換において効果が極めて低い。

しかし、高い失業率の根本的な問題は上述したように、一つは労働者の非熟練や低い教育達成度によって生じる求職と求人のミスマッチである。2011年の教育達成度の実態をみると、初等教育のみ達成した割合が 46.2%（EU27 の平均割合は 26.6%）、早期退学の割合が 26.5%（EU27 の平均は 13.5%）

（Eurostat）である。多くの労働者、特に若者は能力と技能が比較的低く、労働市場の需要を満たしていないということが考えられる。働く人の技能向上を通じ、雇用される可能性を増やすのは職業訓練である。危機発生後、政府からの費用が増えたとはいえ、その伸びは 2007 年から 2011 年においてわずか GDP の 0.05% だ（OECD）。2011 年以降、財政問題が悪化した結果、減少する一方だ。職業訓練コースは自治体の公共職業安定所に登録した労働者に対し

て、無料で提供される。だが、その参加は義務ではなく、労働者の意思次第であり、コースも自由に選べる仕組みだ。多様な要求に応じるように、多様な訓練コースやプログラムが開かれる。サービスへのアクセスは整っているが、利用側としての労働者の立場でみると、2つの問題が存在しており、期待される訓練の効果が発揮されていない。一つは、コースが中等教育レベル以上であることは、初等教育しか受けていない労働者の参加意思を低下させる作用があると指摘される（ILO）。失業構造の節で見たように、初等教育までの低学歴者が最も失業に陥りやすいため、職業訓練の主な対象になるべきにもかかわらず、彼ら向けのコースが充実していないことは大きな欠点である。更に、コースの選択が労働者にすべて任せられることも問題だ。労働市場の需要（求人先の求める能力や技能、成長している産業の情報など）を持っていないまま、その需要や本人のレベルに相応しいコースを選択するのが難しい。そのため、個人に対するカウンセリングやガイダンスが必要だとされる。しかし、財力不足のせいで、それを実現する人手が足りていないことも指摘される。

失業率が高いもかかわらず、職業安定所の利用状況をみると、スペインの労働市場における求職活動は必ずしも積極的に行われているわけでもない。2014年のEU労働力調査によると、仕事探しにおいて職安を利用するのは求職者の僅か3割であり、イタリアと並んでEUの中で割合が最も低いということだ。このデータは失業者の多くは積極的に求職活動に参加していないか、公的機関のサービスやサポートを利用していないことを意味する（Rodrigo F. 2017、31頁）。前者は消極的労働市場政策で説明した。後者は求人と求職の仲介役としての地方職業安定所が十分機能していないことは要因である。仕事探しのサポートは、職業紹介を申請した失業者に面接を行い、申請者の雇用状況の調査と求人先情報や本人の能力・技能の不足の情報を提供する仕組みだ。失業者が急増してきたにもかかわらず、スペインの職業紹介事業に投資される費用が低い。2013年に、失業者一人当たりのその費用は一人当たりのGDPの0.6%に相当するのに対し、EU28の平均の4%を大きく下回るのだ。更に、失業率が上昇し続けている2010年以降、減少する傾向さえあった。資金不足により、

大量の失業者に対応する社会福祉士の人員が足りていないことも課題になっている（同上）。

最後に、景気変動に左右されやすい失業問題を解決するために、労働市場の二重性を解消しなければならない。雇用形態のところで見たように、雇用喪失の大部分が有期労働契約によって説明される。雇用が手厚く守られる無期雇用と解雇されやすい有期雇用が併存する労働市場の二重性が失業率の急増のもう一つの要因となっているのである。スペイン政府は今まで、その二重性の解消を目的として労働市場改革を 6 回も（1994 年、1997 年、2002 年、2006 年、2010 年と 2013 年）打ち出したが、効果は決して高いとは言えない。その証拠に、有期労働契約の利用は増加しつつあったのだ。その原因は、それらの政策が二重性の中核、言い換えると、2 種類の契約の根本的な非対称性を崩すことができないことだとされる（Bentotila S. 2012）。無期労働契約は強力な団体交渉制度と厳格な解雇規制によって、景気の状況を問わず、賃金と雇用の維持が保証される。この契約の下で働く人を解雇するには、高い退職金の弁償、正当な解雇の場合は勤務年数ごとに 20 日の給料分（最大 12 ヶ月の給料分）、不当な解雇の場合は勤務年数ごとに 45 日の給料分（最大 42 ヶ月の給料分）を支払われる。無期雇用者が不当な解雇に対して訴訟を起こす権利を持つ。一方、有期労働契約はそのような保障と権利を一切持たないし、退職金も極めて低く、勤務年数ごとに 12 日の給料分にとどまる（3 年以上採用し続けると、無期雇用契約に自然と転換されるから、有期雇用者の勤務年数は普通最大 3 年にとどまる）。何回もの労働改革はそれぞれ違うが、無期雇用への転換と、無期雇用の利用を金銭的なインセンティブで推進する点が共通している。具体的に、安い退職金制度の新たな無期労働契約（勤務年数ごとに 33 日の給料分、最大 24 ヶ月の給料分）を誕生させ、この種の契約を利用する企業に対して従業員の社会保険が 3 年以内減額または免除させたり（1997 年）、不当な解雇の場合の訴訟を労働者との退職金の交渉で回避できる制度（2002 年）だったり、無期雇用者の退職金額の減少や解雇条件の拡大（2010 と 2013 の改革）が挙げられる。このような手段を通じて、有期労働契約と無期雇用契約の非対称性がある程度緩和されたが、両者の間の格差はまだ大きいため、後者の活用は

企業の都合上もっとも有益であることは変わらない（同上）。更に、改革は主に前者の柔軟性を増やすことに力を入れているが、後者の保障なく柔軟な性質がかわらないままだ。

5. 結論

以上の考察を踏まえ、スペインの失業率の異常な推移、劇的な増加とその後の中長期的な高失業率は、外的要因である景気だけでなく、労働市場の特徴と危機時における政府の政策に密接な関係にあると考えられる。低学歴の労働者が多く、インサイダーである無期雇用者の過剰保護とアウトサイダーである有期雇用者の過剰排除という労働市場の特徴が不況に大量の失業者を生み出しやすい。その現状の中で、政府が適切な対応と政策を講じることができなかつたため、失業者の増加はとまらなかつた。

本章は労働市場政策の問題点に焦点を当て、それがどのように失業者の急増に結び付くのかを考察してきた。しかし、なぜそのような政策が打ち出されたか政策決定の過程と、その過程における公労使三者の権力関係はまだ明らかにしていない。政策にはその決定に影響力を持つ者やその者が代表する側の利益や権利の保障・向上が潜んでいる。だから、その決定過程とそこにある権力構造を解明することで、問題の源が見られるだろう。

参考資料：

1. 畠山光史・清水耕一（2014）『スペインにおける失業問題と労働市場改革』岡山大学経済学会雑誌 46（1）47-68 頁
2. 勇上和史・田中喜行（2014）「欧州の長期失業者の推移と対策」『日本労働研究雑誌』 56 卷 10 号、45-57 頁
3. OECD “Unemployment rate” (Spain) (2006-2012)
<https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate.htm> (Accessed December 25, 2021)
4. OECD “Public spending on labor markets” (Spain) (2007, 2010, 2013)

<https://data.oecd.org/socialexp/public-spending-on-labour-markets.htm>

(Accessed December 25, 2021)

5. World Bank “GDP growth (annual %) - Spain” (2002-2009)

<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=ES>

(Accessed December 25, 2021)

6. World Bank “GDP per capita growth (annual %) - Spain” (2002-2008)

<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.KD.ZG?locations=ES>

(Accessed December 25, 2021)

7. World Bank “Labor force participation rate, total (% of total population ages 15+) (modeled ILO estimate) – Spain” (2000-2008)

<https://data.worldbank.org/indicator/SL.TLF.CACT.ZS?locations=ES> (Accessed December 25, 2021)

8. Bentotila Samuel, Dolado (2012) “Reforming an insider-outsider labor market: the Spanish experience”

<https://izajoels.springeropen.com/articles/10.1186/2193-9012-1-4>

_____ (Accessed December 25, 2021)

9. Goran Therborn, “Why some people are more unemployed than others – The strange paradox of growth and unemployment”, 1986

10. Juan F Jimeno, “Employment crisis in Spain”, ILO, 2011

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/emp_policy/documents/meetingdocument/wcms_162947.pdf (Accessed December 25, 2021)

11. Miguel Á. Malo, “Labour Market Measures in Spain 2008–13: The Crisis and Beyond”, ILO, 201

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---inst/documents/publication/wcms_449933.pdf

(Accessed December 25, 2021)

12. Rodrigo Fernández, “Faces of Joblessness in Spain – Main results and policy

inventory”, OECD, 2017 <https://www.oecd.org/els/soc/Faces-of-Joblessness-in-Spain-CPP2017.pdf>

(Accessed December 25, 2021)

13. Royo Sebastián. “From Boom to Bust: The Economic Crisis in Spain 2008–

2013.” *Why Banks Fail: The Political Roots of Banking Crises in Spain*,

p.119–140, 2020

https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7320871/pdf/978-1-137-53228-2_Chapter_4.pdf

(Accessed December 25, 2021)

新型コロナウィルス流行期の労働市場の比較

：アメリカ合衆国、フランス、そして日本における就業

Post-COVID-19 Cross-Country Comparison of Labor
Market: Employment
in the United States, France, and Japan

経済学部 2 年 上田志美

1. 序論

たった一種の微生物が地球全体を危機にさらし、多くの人々の生活を静かで混沌としたものに陥れた。世界中の多くの国が、人々の行動に厳しい制約を課し、そのウイルスの蔓延を防ぐ努力をした。ある者は、これまでの仕事をリモートワークに切り替えることができた。ある者は、感染する危険を冒してまで働き続けなければならなかった。さらに、他の何百万人もの人々は、その先に続く予測のできない未来へ向けて着実に生き続けるしか選択肢がなかった。

多くの経済学者は 21 世紀に入ってから、富の偏った分布により生じたあらゆる社会的格差の台頭に警鐘を鳴らしている^{1,2}。それは、経済成長率のうちの利益率が上昇している¹からなのか、それとも、政府や経済界による誘導なのか²。どちらであれ、無視できる問題ではない。ピケティ（2014）は、所得の分配に懸念を抱いている。富裕層の富の増大は、労働者の賃金の増大よりも、加速しているからだ。

図 1 は、アメリカ合衆国と日本、そしてフランスの上位 10% の税引き前の所得と、下位 10% の税引き前の所得の所得分配率を比較したものである。

図 2 は、アメリカ合衆国、日本、そしてフランスの税引き前の、国民所得において、所得上位 1% の比率の比較を表している。

これらの図より、上位の所得分布の占める割合はアメリカ合衆国が最も多く、日本が次いでいる。このことから、世界的な流行が発生する前か

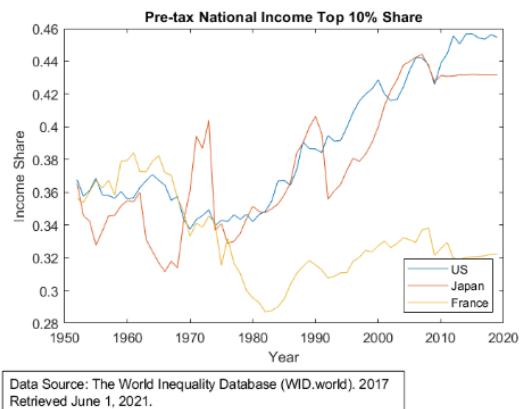


図 4. 税引き前の上位 10% の国民所得が全体に占める割合

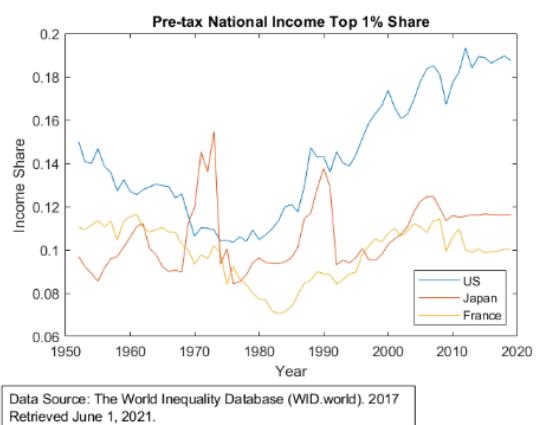


図 5. 税引き前の上位 1% の国民所得が全体に占める割合

¹ Piketty (2014). p.297-476.

² Acemoglu and Robinson. (2015)

ら、生活基盤の差がきていたことがわかる。

パンデミックによって引き起こされた様々な不安の中で、生活基盤が脆弱であったとしたら、より一層のその差が拡大するのではないか。これまでも、生活がより不利になっていた人が職を失ってしまっては、なにができるのだろう。

図3は、アメリカ合衆国、日本、フランスのそれぞれの失業率の推移を示したものである。失業率の上昇は、各国ともはっきりと存在している。しかし、ピークの幅や形、そのほどは似てもいない。また、各国が最も失業率が高くなった時期も同じではない。アメリカでは、パンデミックによって人々の生活が揺す振られた直後に、失業率が上昇した。一方、フランスの場合は、2020年第3四半期に最高値に達している。

図4は、2019年の第3四半期から、2021年の第3四半期の3国の失業率の推移を示している。アメリカ合衆国では、史上最高の失業率水準である14.7%を2020年の4月に記録した³。日本における、新型コロナウイルス流行による失業率のピークは10月の3.1%だった⁴。しかし、最高水準の失業率は、世

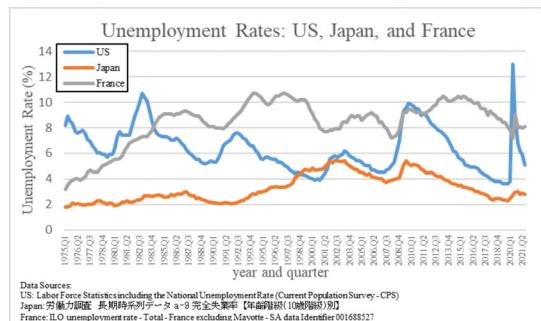


図6. 1975年からの失業率の推移

TES

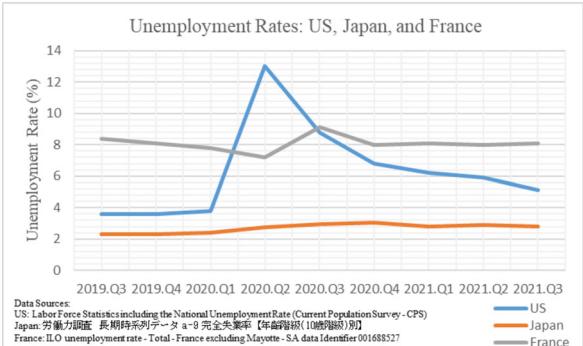


図7. 2019年の第3四半期～2021年の第3四半期の3国の失業率の推移

³ Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor (2020).

⁴ 『朝日新聞』2020年12月02日朝刊、9面。

界金融危機の影響の 2009 年 7 月の 9.1%⁵であったため、これを塗り替えるような水準ではなかった。この間、フランスは 2020 年の第 3 四半期に 9.1%を記録した⁶。日本と同様に、フランスにとっても、新型コロナウイルスの流行による不況時の失業率は歴史的な高さではなかった。フランスの失業率の第二次世界大戦後の最高水準は 1993 年 12 月の 12% である⁷。

失業率の上昇それ自体は、異なる所得水準を通じて普遍的な現象であったわけではない。また、国によって、政治や経済の制度は異なっている。このように多様なシステムがある中では、発生する問題も、それを解決するための道筋も一つではない。そこで、本レポートでは、各国が経験した社会問題の主要因を発見することを目的とする。特に、今回のパンデミックが失業率に与える影響について、アメリカ合衆国、フランス、日本の 3 カ国を比較していく。

2. アメリカ合衆国では、急激な上昇が

アメリカは過去最高の失業率を記録した。このでは、アメリカの失業率高騰の実態を探っていきます。

図 5 のオレンジ色の折れ線グラフは、失業率を表している。そして、同じグラフの青い棒グラフは、フルタイムで雇用されている賃金とサラリーマンの週ごとの実質所得の中央値である。今回の不

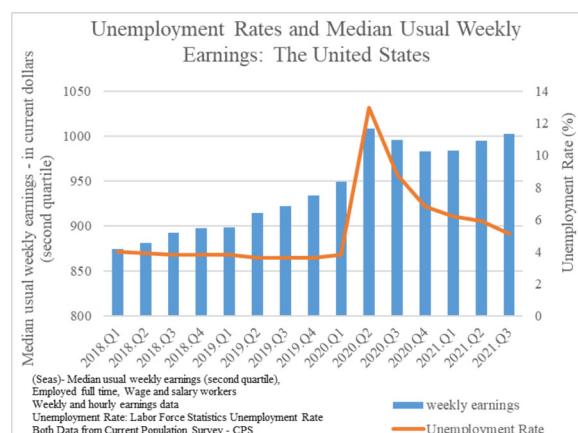


図 8. アメリカ合衆国における失業率と週ごとの賃金の中央値の推移

⁵『朝日新聞』2009年8月29日朝刊、6面。

⁶Thomas (2018).

⁷『朝日新聞』1994年2月21日朝刊、9面。

況においては、所得の中央値の上昇とともに失業率も上昇した。経済的に打撃されている人が一定数いる中で、働き続けている人々は、より多くの収入を得ている。なぜこのような現象が起ったのだろうか。

もし、失業することが、労働者の学歴に無関係であれば、収入への影響は一律であるだろう。一般的に、企業が苦境にあるときは、収益が小さくなるはずである。そのため、会社は人件費を抑えようとする。すると、一人一人の労働者に支払われる額面おのずと抑えられるようになる。しかし、データを見るとそうではない。以前より稼いでいる人がいる。これはどこで起きていたことなのか。失業率の上昇と所得の上昇にはどのような関係があるのだろうか。

その謎を紐解くために、最終学歴別の所得と失業率の推移に注目する。このときの仮説は2つある。

第一の仮説は、低所得者ほど失業率が高いというものである。

第二は、最終学歴の異なる個人では、失業率と所得の間に高い相関があることである。

米国の労働市場には、特集な状況に置かれている。最近、学費や学生ローンの高騰が話題になっているが、高い学位を持つことは高収入につながる⁸。これは、いわゆる、米国における大学プレミアムである⁹。また、近年は労働者にさらに高いスキルを課している。米国では人件費が比較的高いため、単純

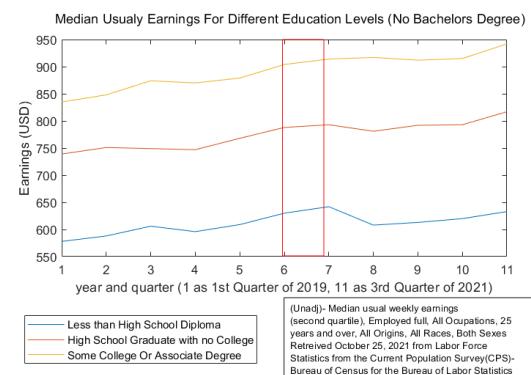


図 9. 学歴ごとの週給の中央値の推移（学部卒業未満）

⁸James (2012).

⁹Doepke and Gaetani (2020).

労働はロボットなどの技術を使ったり、他会社に業務を委託したり、海外の労働力に頼るなどして、コスト削減を図っている。

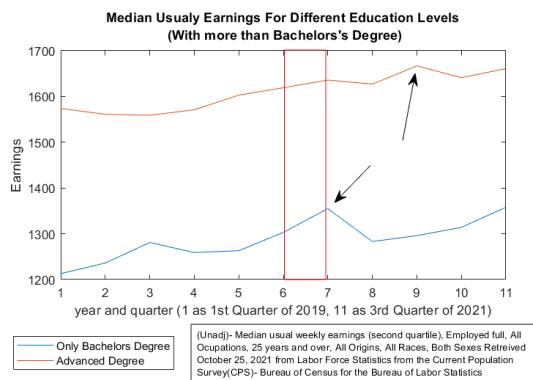


図 10. 学歴ごとの週給の中央値の推移（学部卒業以上）

まず、2019年から現在までの週ごとの収入の中央値の推移に注目する。図7は、学士号を持たないグループが示されている。図6は、修士や博士など学士以上の学位を持つ人たちの収入を示している。高卒未満の人と学士号しか持っていない人は、パンデミックの間、週給中央値に最も変化があった。

次に、失業率に注目する。図8は、学歴ごとの月別の失業率を示している。最終学歴が最も高いグループの失業率が比較的低くなっている。もっとも、高水準のグループは青い折れ線グラフで示された高卒未満のグループである。最終学歴が下がるにつれて失業率も上がってきている。

したがって、学歴水準が高いほど失業率の上昇幅は小さく、週ごとの給与の中央値の変化も少なかった。

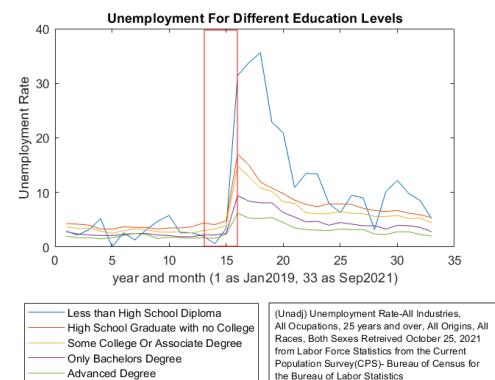


図 11. 学歴ごとの失業率の推移

4. 日本の就業状況

日本の労働市場もまた特徴的である。今回のレポートで特筆すべき、特徴的な点は主に2つあり、1点目は失業率の低水準であり、2点目は労働者の明確な区分と使い分けである。

図3より、日本は1975年以降、失業率が比較的低い水準で推移してきた。しかし、20世紀末から21世紀初頭にかけては、米国が日本よりも失業率が低かった。これは、米国ではドットコムバブルが崩壊する直前であり、日本では不良債権問題が発生した。日本は、2002年と2009年の失業率が、2020年の水準比べて高い。2002年は、不良債権問題で有効求人倍率が低いままになっていた。このため、失業率は5.6%¹⁰を記録し、それまでの失業率の最高水準となった。最も失業率が高かったのは2009年の5.7%¹¹である。世界的な金融危機が、日本経済にダメージを与え、多くの企業が正社員の数を制限する原因となった。日本は歴史上、高い失業率を記録したことはほとんどない。たとえ高くても、アメリカの半分以下であることが多い。

また、日本の特徴として、正規労働者と非正規労働者の明確な区分があり、これは無視できない社会問題となっている。実際に、1992年のバブル崩壊後、正規と非正規の格差が深刻化した。バブル経済崩壊後、日本経済全体が低迷を続けている。企業は、従業員数を制限することでコスト削減を図ろうとした¹²。そのため、正規雇用の代わりに、人件費が抑えられる非正規雇用の労働者を雇うことが多くなった^{13,14}。非正規労働者は、低賃金でスキルの要求も低い仕事であり、正社員ではない。日本で雇用されている人特有の様々な補助や企業のセイフティーネットの中で、保護されなくなった。

¹⁰『朝日新聞』2002年1月29日夕刊、1面。

¹¹『朝日新聞』2009年8月29日朝刊、6面。

¹² MATSUZUKA(2002).

¹³ Gordon (2017).

¹⁴『朝日新聞』2001年12月29日朝刊、5面。

世界的な金融危機はすべての産業に一定の影響を与えたが、新型コロナウイルスの流行によって生じた不況は、生活娯楽関連サービスに最も大きな影響を与えた¹⁵。このような業種では、非正規雇用の従業員が多く、いち早く解雇につながった¹⁶。図9によると、2020年第2四半期には、非正規雇用者の割合も減少している。したがって、非正規雇用者は減少し、正規雇用者よりも解雇される対象が多くなったということがわかる。さらに、これらの産業では、フリーランスの労働者が多いことも考慮するべきだ。このような危機的状況下では、いち早く仕事がなくなり、収入減が減る可能性が高い。

こうした問題の対処方法の一例に、一つの産業の従業員を、人力が必要とされている場所に派遣するというケースがある。航空会社は従業員を需要の高い異業種に派遣した¹⁷。そして、派遣された従業員は、この異常事態が終われば、もともといた職場に戻ることになっている。こうして、従業員は解雇され、失業することも防ぐことができた。

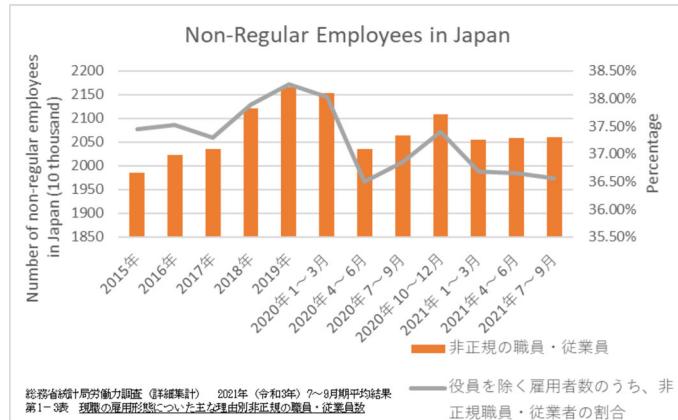


図 12. 日本における非正規雇用者の数とその割合

¹⁵ 大臣官房 調査統計グループ 経済解析室 経済産業省(2020)。

¹⁶ 『朝日新聞』2020年4月29日朝刊、3面。

¹⁷ 大坪玲央(2020)。

図 10 より、新型コロナウイルスの流行以降、非自発的失業者が増加したことがわかる。こうした非自発的失業者は彼らの意に反しては、雇用主から解雇された失業者である。この数が増えているということは、より一層その日本国内における雇用状況が厳しかったことがうかがえる。

したがって、日本における新型コロナウイルスの流行の時期に生じた失業者は、観光・遊興サービスを中心であり、失業は強制的であり、増加する非正規労働者の失業率が高いということがわかった。



図 13. 失業理由の変化

5. フランスの場合

フランスにおける新型コロナウイルスの流行による不況時の失業率のピークは 2020 年第 3 四半期の 9.1%¹⁸である。しかし、エマニュエル・マクロン大統領が就任した当初、失業率は 9.5% と、今回の不況より高い水準だった¹⁹。そして、そのマクロン政権以前、社会

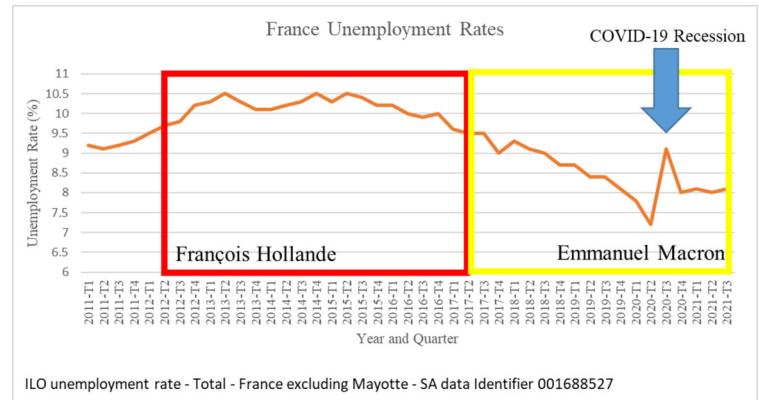


図 14. フランスにおける失業率の推移

¹⁸Thomas (2018).

¹⁹Kar-Gupta (2021).

主義者であったフランソワ・オランドが担っていたころのフランスの失業率は10%を超える水準で推移していた。

フランスは長年、若者の高い失業率に悩まされていた。それは、フランスの若者の労働コストは、他の世代に比べて相対的に高かったからである²⁰。しかし、ここ数年は、マクロン大統領の就任による就業政策などで、失業率は減少傾向にあった。最近の不況で、政府は失業した若者のための社会的支援プログラムを設立し、支援を行っている²¹。その他にも多くの政策が、幾度となく行われるロックダウンがありながら、フランスの生活水準を向上させている要因になっている²²。

まとめると、フランスは失業率の面で、歴史的な高さを今回の不況では記録していなかった。実際、就業政策が充実していることで、むしろ経済を活性化につながっている。

6. 結論

アメリカ合衆国、日本、フランスの3カ国は、それぞれの労働市場で新型コロナウィルスの流行による不況を経験したものの、その深刻さの度合いもさることながら、状況もまるで類似していない。不況は、パンデミック発生前に作られた歪みと関係しており、それが同様に社会に影響を与えている可能性がある。米国では、学歴水準の差が、その労働市場の背後にある問題を明らかにする鍵であった。日本では、非正規労働者や外食産業、観光産業に従事する労働者が最も影響を受けた。フランスは2020年第3四半期にピークを迎えたが、最近10年間での最高値ではなかった。フランスの成功は、適切な政策を実施することで、不況が労働市場に与えるダメージを和らげることができたことを示唆

²⁰Bruno and Cases (1998), p1-2.

²¹Desai (2021).

²²Krugman (2022)

している。各国の労働市場を詳細に比較するためには、さらなる研究が必要であろう。

参考文献

「欧州の不況に底打ちの気配 輸出主導、消費は低迷」『朝日新聞』1994年2月21日朝刊、9面。

大坪玲央「ANA、雇用維持へ異業種出向」『SankeiBiz』2020年10月28日、
<https://www.sankeibiz.jp/business/news/201028/bsd201028050004-n1.htm>
(2021年12月18日アクセス)。

「コロナ解雇7万4千人 失業率3.1%、なお厳しく」『朝日新聞』2020年12月02日朝刊、9面。

「3月有効求人倍率1.39倍 コロナ影響、3年半ぶり低水準観光痛撃『4月はもっと』」『朝日新聞』2020年4月29日朝刊、3面。

「12月の失業率5.6%で最悪更新 年間も初の5.0%」『朝日新聞』2002年1月29日夕刊、1面。

「正社員も削減加速で失業率最悪5.7% 全産業が壊滅状態」『朝日新聞』2009年8月29日朝刊、6面。

総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」(『総務省統計局』)
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html>, 2021年(最終アクセス日:2021年12月9日)。

総務省統計局「労働力調査（詳細集計） 2021年（令和3年）7～9月期平均結果」『総務省統計局』2021年11月9日、
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html>, 2021年(最終アクセス日: 2021年12月9日)。

大臣官房 調査統計グループ 経済解析室 経済産業省「新型コロナウイルスの影響を最も受けた「生活娯楽関連サービス」とは」『経済産業省』2020年7月28日

https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20200728hitokoto.html (2021年12月24日最終アクセス)。

「縮む中高年・正社員雇用」『朝日新聞』2001年12月29日朝刊、5面。

Acemoglu, Daron, and James A. Robinson. "The rise and decline of general laws of capitalism." *Journal of economic perspectives* Vol. 29, no. 1 (2015): 3-28.

Alvaredo, Facundo, Lucas Chancel, Thomas Piketty, Emmanuel Saez, and Gabriel Zucman. *The World Inequality Database (WID.world)*. 2017. Distributed by World Inequality Database. <https://wid.world/> Accessed June 1, 2021.

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, "Unemployment rate rises to record high 14.7 percent in April 2020" The Economics Daily, 2020 at <https://www.bls.gov/opub/ted/2020/unemployment-rate-rises-to-record-high-14-point-7-percent-in-april-2020.htm> Accessed December 17, 2021.

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor. "Labor Force Statistics from the Current Population Survey." 2021, <https://www.bls.gov/cps/>. Accessed Aug. 2021.

Bruno, Catherine, and Sandrine Cases. *French youth unemployment: An overview.*

International Labour Organization, 1998.

https://www.ilo.org/employment/Whatwedo/Publications/WCMS_120231/lang--en/index.htm Accessed June 17, 2021.

Desai, Shweta. "Macron offers 500 euros per month to fight youth unemployment All jobless young people under 26 years old in France can gain allowance to find training or job," November 3, 2021, *Anadolu Agency*.

<https://www.aa.com.tr/en/europe/macron-offers-500-euros-per-month-to-fight-youth-unemployment/2410298> Accessed June 17, 2021.

Doepke, Matthias, and Ruben Gaetani. Why Didn't the College Premium Rise Everywhere? Employment Protection and On-the-Job Investment in Skills. No. w27331. National Bureau of Economic Research, 2020.

Gordon, Andrew. "New and enduring dual structures of employment in Japan: The rise of non-regular labor, 1980s–2010s." *Social Science Japan Journal* 20.1 (2017): 9-36.

Insee, "ILO unemployment rate - Total - Metropolitan France - SA data Unemployment, unemployment rate and halo by sex and age (ILO)," *Insee*, January 14, 2021.
<https://www.insee.fr/en/statistiques/3532133?sommaire=3530679> Accessed June 17, 2021.

James, Jonathan. "The college wage premium." *Economic Commentary* 2012-10 (2012).
<https://www.clevelandfed.org/en/newsroom-and-events/publications/economic-commentary/economic-commentary->

[archives/2012-economic-commentaries/ec-201210-the-college-wage-premium.aspx](#), Accessed January 17, 2022.

Kar-Gupta, Sudip. "French Q4 unemployment rate fell to 8% from 9.1% in Q3," *Reuters*, February 16, 2021, <https://www.reuters.com/article/france-economy-unemployment-idINL8N2KM0MA> Accessed January 17, 2022.

Krugman, Paul. "Working Out: France's Economy Is Having a Good Pandemic," *The New York Times*, January 14, 2022, <https://www.nytimes.com/2022/01/14/opinion/france-economy-pandemic-socialism.html> Accessed January 17, 2022.

MATSUZUKA, Yukari. Changes in the permanent employment system in Japan: Between 1982 and 1997. Psychology Press, 2002.

Piketty, Thomas. *Capital in the twenty-first century*. trans. Arthur Goldhammer Cambridge Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press, 2014.

Rothwell, Jonathan. 2021. How social class affects COVID-related layoffs worldwide. *New York Times*, May 06, 2021. <http://ezproxy.lib.hit-u.ac.jp:2048/login?url=https://www.proquest.com/newspapers/how-social-class-affects-covid-related-layoffs/docview/2522487740/se-2?accountid=16195> Accessed January 17, 2022.

Thomas, Leigh. "French jobless rate steady in third quarter at 9.1 percent despite employment gains," *Reuters*, November 20, 2018, <https://www.reuters.com/article/uk-france-economy-unemployment-idUKKCN1NP0GV> Accessed January 17, 2022

スマートシティ政策における

日本の課題と欧州の取り組み

Challenges in Japan and Approaches in Europe
to Smart City Policies

経済学部2年 草田開地

要約

日本において、2010年前後からスタートしたスマートシティ政策が再注目されている。分野に特化した実証実験が続けられていることだけでなく、各自治体独自の取り組みやコロナ禍による住民サービスのデジタル化への必要性が増していることが要因として上げられる。今後スマートシティに引継ぎ未来社会での生活全般を先行して実現する「スーパーシティ」の実現を目指している現在、国内のスマートシティ政策の取り組みにおける課題点が浮き彫りになっている。そのうち、欧州で成功している政策への「市民参加」について、日本でも最近話題になっている。日本における市民参加の形はいまだ未成熟で、国土交通省都市局が取りまとめた「スマートシティの実現に向けて【中間まとめ】」においても、公共主体から公民連携へという章で指摘されている。ここではステークホルダーとしての住民の役割を明示しているが、「IoTを用いて生活水準(QOL)の向上」を目指すという本来のスマートシティの目標を考えると、需要者である住民のニーズをいかに吸い上げるか、住民がいかに問題提起を行うかは考慮すべき点である。この点、取り組みが先行している欧州、とりわけバルセロナやヘルシンキといったスマートシティの成功例として知られている諸都市で導入されているのが「decidim」という住民参加型のオンラインプラットフォームである。気軽に参加できる双方向型ツールの存在により、都市

づくりの主体たる市民の政策への参加意欲を高め、住民目線での理想の未来社会の実現に近づくであろう。

キーワード

スマートシティ 住民参加 市民参加 IoT まちづくり

1.はじめに

国立社会保障・人口問題研究所によると、2021年7月現在約1億2500万人である日本の総人口は2030年の1億1,662万人を経て、2048年には1億人を割って9,913万人程度となり、2060年には8,674万人程度になるものと推計され、現在の3分の2の規模まで減少することとなる¹³⁵。さらに、同仮定を長期まで延長すると、100年後の2110年には4,286万人程度になるものと推計される。不可避である少子高齢化、生産年齢人口の減少の到来により起こりうる老朽化するインフラの整備、さらには異常気象による自然災害への対応などに対して、内閣府は行政のデジタル化を進める事を一手とすべく、都市、地域全体のデジタル化を図る「スマートシティ」の推進を打ち出した。

国や地域、取り組みの分野によってその定義は多岐にわたるが、内閣府はスマートシティを「ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場」と定義している¹³⁶。このスマートシティを推進する動きは、利便性の高いコンパクトなまちづくりの大きな要素として考えられている。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、スマートシティが目指す「社会全体のデジタル化」の必要性がより一層高まっている。日本においては、諸問題をデジタルの力で解決しようとする動きが2010年前後から活発化し、「スマートシティ」に向けた実証実験が中央省庁、

¹³⁵ 内閣府「第2章 人口・経済・地域社会の将来像」。

¹³⁶ 内閣府「スマートシティ」

各地方自治体、さらに近年では民間企業主導で進められてきた。分野ごとに実証実験が進み、先行事例の他地域への移植や海外への事業輸出、さらには分野横断的な取り組みの萌芽がみられるまでになった。一方で、都市づくりにおいて重要とされている住民が参加したまちづくりの形が未成熟であるという指摘もなされている。ここでは、日本のスマートシティ政策のこれまでを記述しながらその課題点を指摘する。さらに、課題点の1つである「住民参加」に焦点をあて、欧州の諸都市で見られる取り組みをその成功事例として紹介することで、理想的な住民参加の形を考察する。

2.日本におけるスマートシティ政策の歴史

日本においてスマートシティが国の施策として初めて明記されたのは、2016年に内閣府が作成した「第5次科学技術基本計画」である¹³⁷。ここでは、複雑化する国内、国外の課題を詳細に明記しているが、特に国内の問題に関しては大きく分けて次のように紹介している。

- エネルギー、資源、食料等の制約
- 少子高齢化や地域経済社会の疲弊
- 自然災害のリスク
- 安全保障環境の変化
- 東日本大震災からの復興

さらに少子高齢化に対応するため、日本において、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく社会を指す”Society 5.0”という概念が内閣府から提唱されている。

3.スマートシティ政策の現状、今後

日本におけるスマートシティについて、2010年頃は特定領域に関する個別分野特化型の取り組みが進められた。例えば、2010年に経済産業省が「次世代エネルギー

¹³⁷ 国土交通省都市局「スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】」

ー・社会システム実証事業」として選定した、京都府相楽郡の「けいはんなエコシティ」、福岡県北九州市の「北九州スマートコミュニティ」、神奈川県横浜市の「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」、2011年から実証事業を開始した沖縄県宮古島市の「島嶼型スマートコミュニティ」等では、エネルギー・マネジメントシステム（EMS）、スマートグリッド、ホームエネルギー・マネジメントシステム（HEMS）、ビルエネルギー・マネジメントシステム（BEMS）等の設置により、エネルギー消費の効率化に積極的に取り組む「エネルギー」分野特化型の事例である。

²2012年よりセンサーネットワークによる減災情報（土石流情報、水位情報、鳥獣害情報、市内循環バス情報、見守り情報）の提供により、「消防・非常事態対応」分野に取り組んだ長野県塩尻市、2013年から「レクリエーション分野」における市内の施設データ（観光、文化・芸術、スポーツ施設等）のオープン化を実施し、利便性の高いまちづくりに取り組んでいる石川県金沢市などでスマートシティに関する取組みが行われてきた。一方で、近年のICT・データ利活用型スマートシティは、「環境」「エネルギー」「交通」「通信」「教育」「医療・健康」等、複数の分野に幅広く取り組む「分野横断型」を謳うものが増えてきている。国内の取組みとしては、福島県会津若松市の「スマートシティ会津若松」、千葉県柏市の「柏の葉キヤンパスシティ」、神奈川県藤沢市の「Fujisawa SST」、愛媛県松山市の「スマイル松山プロジェクト」、熊本県熊本市の「スマートひかりタウン熊本」などがある³。

今後に関しては、実証から実践へと移す段階に来たが、全国一斉に推進するのは不可能なので、まずは一定地域からスタートし、ヨコ展開しながら Society5.0 を推進していくビジョンを掲げる。

4.日本が抱える課題

上記の通り、日本のスマートシティ政策は進行しているが、これまでの取り組みを振り返り総括し、課題点を指摘する識者も多い。ここでは指摘されている課題点を紹介する。

I. 個別最適から全体統括への移行

これまでの国内の取り組みでは、エネルギーや交通分野といった個別分野での効率化などの課題解決を技術主導で解決しようとしてきた。一方で、都市の中の特定分野に絞った取り組みが先行し、都市全体での課題解決に至っていないのではないかという指摘もされている。個別分野に特化した取り組みは都市全体の最適解にならないことも多々ある³。都市全体の生活水準の向上に貢献するためには、都市全体を捉えたビジョンの提示や分野同士が連携したデータ基盤の構築が必要になる。分野横断的なデータ基盤の構築は個別分野での取り組みのみでは取得が難しいとされているデータ獲得の可能性を高め、都市にとって最適な活動につながりうる。

II. 住民視点での課題解決の姿勢

これまで中央省庁主導で進められてきた日本国内のスマートシティ政策では、政策投資が始まっている。持続可能な政策実現のためには、自治体、地権者、デベロッパー、住民など、都市のあらゆるステークホルダーの協力が必要となる。都市計画においては、住民参加型まちづくり、いかに住民の声をまちづくりに反映するかが議論、研究されてきた。この10年あまりで、まちづくり協議会や、アーバンデザインセンターなどが成立し、住民、法人市民がまちづくりの主人公として参画する体勢が始まりつつあるが、全国的には、住民が積極的に自分の街の将来について考え、議論をしていくという状況には至っていない。日本では、丸ごと未来都市を作る「スーパーシティ」構想がスタートしている。ここでは、エネルギー・交通などの個別分野にとどまらず、生活全般にまたがり、最先端技術の実証を一時的に行うのではなく、未来社会での生活を先行して実現すると定義されている。スマートシティ政策を通してIoTを活用した社会生活が実現された先には、スーパーシティが目指されている。その際何より重要なことは、住民目線で理想の未来社会を追及することだ、と『「スーパーシティ」構想の実現に向けて(最終報告)』を国家戦略特区の有識者懇談会が発表した¹³⁸。住民が自らの理想とする都市の将来像を決め、積極的に街づくりに参画できるような仕組み、仕掛けの構築が必要である。

¹³⁸ 内閣府国家戦略特区「「スーパーシティ」構想の実現に向けて 最終報告」。

5.住民参加でのスマートシティ実現～欧州の先行事例について～

欧州ではスマートシティ政策が積極的に進められており、EUも積極的な投資を行い支援している。欧州におけるスマートシティ政策についての先行的な取り組みに關しては2000年代における環境問題への意識の高まりが背景にある。

とりわけ「欧州イノベーション首都」に認定されるほど注目されているのがスペイン・バルセロナである。センサを用いたごみ収集、公共交通など、ICTを用いた効率的な市民サービスの提供に努めている。その先進的な取り組みは、「Beyond Smartcity」を掲げた2015年のBarcelona Digital City計画からもうかがえる。これまで目指してきた行政の効率化や市民生活を支える民間ビジネスの創出のためだけではなく、市民とともに誰にとっても暮らしやすい都市を目指すとした¹³⁹。

バルセロナにおいて市民の制作参加の例の一つに、スーパーブロック計画がある。格子状の都市構造で形成されている都市中心部の街区のうち9つ（縦3列、横3列）を1単位として、約400×400mのひとつの大きな塊として捉え、ブロック内の空間を歩行者と自転車専用とする計画である。構想当初は、特に事業者から相当反対があった⁵。

そこで擬似市民議会場を開催し、歩行者空間になった交差点のうえにチョークで丸い議場を描き、行政と市民との対話が始まった⁵。

こういったスマートシティ政策の中で重要な役割を果たしているのがデジタルプラットフォーム「decidim」である。これはカタロニア語でWe decideを意味し、市民自らが課題を発見・共有し、新たな政策を提案するオンライン参加型プラットフォームである。すべての市民がリアルの場の公聴会に参加できるわけではないという課題を解決するために、decidimにより市民が参加、議論、意思決定できる場を提供し、様々な市民の提案を収集し、市の計画に反映させようというものである。

パブリックコメントと異なり、ある提案に対するポジティブなコメント、ネガティブなコメントを分かりやすく表示することによって、付随するディスカッションを連鎖的に引き起こす仕組を導入した。2015~2019年のバルセロナ市のアクションプ

¹³⁹ 小林巖夫「スマートシティ先進都市バルセロナの取組」。

ラン策定の際には、4万人以上の市民が参加し、市民側から10,860の提案があり、約1,500のプランが採択された実績がある⁵。新しいホテルのライセンスの発行の許認可問題や、市内を斜めに貫く路面電車の建設を巡る問題など、都市に暮らす人々の生活に直結する議題が数多く議論されていた。ただのパブリックコメントと違って双方向で意見が言えるようになっている。

6.日本での実現可能性と新たな課題

これまで住民参加での課題解決という日本における課題点について、対応しうる欧州での取り組みを述べた。*decidim*に関しては日本においても導入が検討されており、実際に兵庫県加古川市では実用が始まっている¹⁴⁰。またバルセロナ市の友好都市である神戸市では「ワールド・データビス・チャレンジ」という、行政が公開したデータを用いた社会課題解決のワークショップが開かれた。政策立案段階での市民参加の実現が現実的になっているといえるだろう⁵。

*decidim*のようなデジタルプラットフォームによって、都市政策への住民参加のハードルが下がったように思われる。日本においては若年層の選挙投票率の低さがたびたび問題になっている。これらの背景には、有権者としての自らの一票が結果に反映されないだろうという考えが度々挙げられる。こういった双方向ツールの存在は、都市をデザインする主体となる市民が、自らも都市づくりに参加しているという実感を持ちやすくなるだろう。交通渋滞や大気汚染、環境の悪化、社会的格差といった都市が抱えている課題は、決してインフラの効率化だけで解消されるものではない。行政同士のつながりだけでなく市民参加に解決の糸口があるという考えによって、こうした仕組みづくりが進められている。

参考文献

国土交通省都市局「スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】」

¹⁴⁰ 加古川市企画部情報政策課「市民参加型合意形成プラットフォーム（加古川市版Decidim）」

2018年8月、<https://www.mlit.go.jp/common/001249774.pdf>(最終アクセス2022年1月16日)。

小林巖夫「スマートシティ先進都市バルセロナの取組」

2018年7月、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jvs/38/150/38_24/_pdf(最終アクセス2022年1月6日)。

生活総研「生活圏2050」プロジェクトレポート

「CITY BY ALL ~生きる場所をともにつくる」『博報堂』、2021年3月8日、https://seikatsusoken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/CityByAll_Final_2020.pdf(最終アクセス2022年1月16日)。

総務省

「総務省 データ利活用型スマートシティ推進事業 実施地域」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000662007.pdf(最終アクセス1月16日)。

加古川市企画部情報政策課「市民参加型合意形成プラットフォーム（加古川市版Decidim）」<https://www.city.kakogawa.lg.jp/material/files/group/10/r2-2-sumasikyougidecidim.pdf>(最終アクセス2022年3月19日)。

内閣府

「第2章 人口・経済・地域社会の将来像」https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s2_1.html(最終アクセス2022年1月16日)。

Ajuntament de Barcelona

“Barcelona digital city Putting technology at the service of people” 2019
https://ajuntament.barcelona.cat/digital/sites/default/files/pla_barcelona_digital_city_in.pdf(Accessed on January 16, 2022).

decidim 「decidim」<https://decidim.org/ja/>(最終アクセス1月16日)。

IMD and Singapore University of Technology and Design

“Smart City Index2021”, 2021.

[https://www.imd.org/globalassets/wcc/docs/smart_city/smartercity_rankin](https://www.imd.org/globalassets/wcc/docs/smart_city/smartercity_ranking_2021.pdf)
[g_2021.pdf](https://www.imd.org/globalassets/wcc/docs/smart_city/smartercity_ranking_2021.pdf) (Accessed on January 1, 2022).

欧洲短期海外調査 レポート

経済学部 2年古川陽大

I. はじめに

2000 年に PISA 調査において 1 位の座にフィンランドがいたことは当時、世界に衝撃を与えた。その後世界中からフィンランドの教育に対する興味・関心が高まり、様々な研究が行われた。それから約 20 年経過した現在でも、フィンランドの教育を日本でもロールモデルにするべきであるとの声があるほど、賞賛する声は一定数存在する。そこで本研究ではフィンランドの教育がなぜ賛美されるのかという点に関して、義務教育である基礎学校に焦点を当て考察を進める。最初にフィンランドの教育を学力、平等性、教員の特徴、教育システムなどの視点より多角的に分析する。その後、日本と近年 PISA 調査にて複数分野で上位の成績を収めているシンガポールの教育特徴を分析する。それらを用いて問い合わせに対する考察を論じる。最後に本研究で明らかになったことと課題を述べる。

II. 本論

II-1 学力

1-a PISA 調査による成績

フィンランドの学力を測る指標として PISA 調査を活用したい。PISA 調査とは OECD(経済協力開発機構)が 3 年おきに行う教育終了段階(15 歳)の生徒を対象に行う国際的な学力調査である。調査内容は学力調査と学習状況の二つに大別される。学力調査は、読解力、数学リテラシー、科学リテラシーの三つの分野がある。各分野におけるフィンランドの国際的な順位の推移は以下の通りである。

読解力

1 位(2000)→1 位(2003)→3 位(2006)→3 位(2009)→6 位(2012)→4 位(2015)→7 位(2018)

数学リテラシー

2位(2003)→2位(2006)→6位(2009)→12位(2012)→13位(2015)→16位(2018)

科学的リテラシー

1位(2006)→2位(2009)→5位(2012)→5位(2015)→6位(2018)

フィンランドの教育が注目を集めたのは、2000年代前半である。確かに PISA の結果が示すように、どの分野においても好成績を収めている。しかし、近年では成績は下降傾向にある。近年の PISA 調査の結果を見ると、シンガポール、中国、香港といった地域の好調さが目立つ。

1-b 教育の平等性

フィンランドは国内の学校間格差はとても小さく、科目間および生徒間格差も OECD 諸国間でもっとも小さいという結果がある。¹⁴¹生徒の保護者の学歴、所得状況などの経済的背景が各教科の得点分散にどのくらいに影響を持っているかを表した指標は以下の通りである。数学的リテラシーは 9.4% (OECD 平均は 14.8%)、読解力は 7.5% (OECD 平均は 14.8%) 科学的リテラシーは 7.9% (OECD 平均は 14.0%) であり、生徒の家庭の経済事情がもたらす影響は少なくとも OECD 平均を下回っていることが見て取れる。また、OECD によれば PISA 調査における、読解力の成績の学校間分散はフィンランドが一番小さい。¹⁴²フィンランドの教育の柱としてかかげ

¹⁴¹ 株式会社三菱総合研究所「人間・生活研究本部「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究業務〔PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）における上位国・地域の教育制度に関する調査研究〕報告書」（2015年3月）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/24/1361054_01.pdf,

¹⁴²OECD 「PISA 2018 Results(Volume V)」（2020年）

<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/b35a14e5-en.pdf?Expires=1642317423&id=id&accname=guest&checksum=DCFCFDC2A6FC21C3EC67B28F30A58FB7>

られていることは、教育の平等性の担保である。生徒の経済的事情の違い、障害の有無による教育効果の差がないような政策を公費で打ち出している。例えば、子供自身が移民でフィンランド語の能力が不十分である場合、通常の授業時間とは別に語学の補習の時間が設けられている。さらには、読む、書く、計算などの基本的な能力が欠如している場合はそれらも併せてトレーニングを行う。準備教育の時間は年齢によって異なるが約900~1000時間とされている。

さらに習熟状況が芳しくないとされている生徒に対しては補習が行われている。補習は生徒の学習状況により三段階に大別される。第一段階においては、算数の図形などの特定の領域のみ、既定の水準に達していない場合、担任の教員がその分野の補習を行う。第二段階では複数分野の領域習熟が遅れた場合、当該校には特別支援教員が配置される。その場合、通常学級に特別支援教員が付加する形で補習が行われる。第三段階では、通常学級の学習では既定の学力水準に達することができないと判断された場合、学校側が保護者と相談し、学習計画書を作成し、通常の児童とは異なる環境下で指導を行う。ただ、この方策は、習熟度別に指導を行うことを目的としているわけではなく、最終的には学習状況が遅れている児童が再び他の生徒と同じ環境下で授業をうけるようにすることが目的であることに留意したい。学校の所在地が教育的に不利な環境であると判断された場合、（その地域の経済・雇用状態が悪い、住民の教育水準が低い等）追加的な財政支援が行われる。この追加的な財政支援より、不足している教育機器の購入や、教員を配備して少人数クラスの実現などが想定されている。

1-c PISA調査の妥当性検証

これまで学力を測る一つの尺度としてPISA調査を用いてきたが、この調査の妥当性を検証する。PISA調査は参加国が共同し、15歳時点での学力到達度を検証する調査である。2000年は調査参加国が32国であったのに対して、年々増加していく2018年には79か国が参加している。調査分野は読解力、数学的リテラシー、科学的

リテラシーの3分野である。この調査の特徴は、義務教育でのカリキュラム習熟度を調査するわけではなく、有している知識を実生活の場でどのくらい応用できるかどうかを測ろうとする点にある。「2018年調査 交際結果の要約—OECD生徒の学力到達度調査（PISA）—」によると、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーは以下のように定義されている。

読解力

「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」

数学的リテラシー

「様々な文脈の中で数学的に定式化し、数学を活用し、解釈する個人の能力。それには、数学的に推論することや、数学的な概念・手順・事実・ツールを使って事象を記述し、説明し、予測することを含む。この能力は、個人が現実世界において数学が果たす役割を認識したり、建設的で積極的、思慮深い市民に求められる、十分な根拠に基づく判断や意思決定をしたりする助けとなるもの」

科学的リテラシー

「思慮深い市民として、科学的な考え方を持ち、科学に関連する諸問題に関与する能力」¹⁴³

1-c-i PISA調査の妥当性検証

¹⁴³ 文部科学省国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査—2018年調査国際結果の要約—」2019年12月

https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03_result.pdf

PISA の問題は自由記述式の問題が多い。その内容は実生活に関連する課題について、自分の知識や能力、経験をもとに自分が考えていることを表現することが求められる。例えば、2000 年の PISA 読解力分野の問題では、「落書きに関する問題」に対して四つの設問が与えられていた。そこではこの設問では、ヘルガとソフィアという全く異なる主張を行う二者に対して、どちらの立場に対して賛同するかを明確にし、その根拠を表現するという設問であった。

1-c-ii TIMSS の概要

現在大規模に実施されている国際的な学力調査は、PISA のほかに「国際数学・理科教育動向調査」(TIMSS: Trends in International Mathematics and Science Study) を挙げることができる。TIMSS の目的は、初等中等教育段階の児童の数学・理科の学習到達度をはかることが目的である。TIMSS で出題される問題は、日本で従来考えられてきた学力テストに近いものということができる。¹⁴⁴PISA とは異なり答えが一つに定まり、学校で習った知識や計算を直接的に問う問題が多い。例えば、算数問題の例では「 $7/10$ を少数で表すとどのようになるか？」という問題に対して、解答が①70②7③0.7④0.07 といった四つの選択肢から選ぶ問題である。TIMSS の調査の欠点としては、あくまでもカリキュラム習熟度を測る知識偏向型の試験であるため、学年ごとに学習内容が違う各国の学力を測るものとして一律に正確に測ることが難しいことがあげられる。フィンランドは近年 TIMSS への参加を辞退しているが、1981 年、1999 年には参加している。

1-c-iii TIMSS の反省・改良形としての PISA

1990 年代にはいると、社会では従来のような知識偏向型の教育では急速に変化する現代社会に対応することができないのではないかという批判が高まった。このような中で、TIMSS のような学校で習う知識を直接的に問う、計算問題や漢字の書き取りなどの従来型のテストでは、求められる資質を計測するには不十分とし、新たな指標を開発することにした。¹⁴⁵そこで、まずはどのような能力が今後の成功や責

¹⁴⁴ 山本,21p

¹⁴⁵ 同上,48p

任ある人生へと導くかを定義することから始まった。そして 1997 年末、スイス連邦統計局主導のもとにおいて、DeSeCo（コンピテンシー）計画が作成された。この計画にはさまざまな機関に所属する人が参加し、2002 年にキーコンピテンシーという概念を確立した。この新たな教育指標を可視化したものが PISA 調査である。

1-c-iv TIMSS から PISA への国際的動向

2000 年の PISA 調査の参加国は 32 か国、2003 年では 41 か国、2006 年では 57 か国が参加していることからも見受けられるように参加国は増加傾向にある。一方、TIMSS ではデンマーク、アイルランド、アイスランドなどの国が調査への参加を 2003 年以降見合わせるようになっている。TIMSS に参加する国は全体数としては増えているが、OECD 加盟国は 1999 年に 28 か国、2003 年には 16 か国、2007 年には 17 か国、と減少、または横ばい状態にあるということができる。このことからも OECD 加盟国は TIMSS から PISA 重視への方向へと変更してきているのがわかる。

¹⁴⁶

1-d 英語教育

フィンランドはコンスタントに好調な成績を PISA 調査で収めるために世界的に注目を集めてきたが、英語教育においても成功してきたことはあまり知られていない事実である。総合的な英語力を測るとされている TOEFL のスコアにおいても、世界中の国々の中でトップ 10 にはランクインする。¹⁴⁷社会経済的、文化的な差異を考慮に入れるならば、英語教育の成功度を TOEFL によって計測するのは不適切かもしれないが、それぞれの国の英語教育がどの程度機能しているかの一つの指標であることは間違いない。フィンランドの TOEFL の平均スコアは 96 点であり、これは世界で 7 番目のスコアである。しかしながら、それにもかかわらず、学校での英語学習

¹⁴⁶ 山本,27p

¹⁴⁷ Harumi Ito 「An analysis of Factors Contributing to the Success of English Language Education in Finland: Through Questionnaires for Students and Teachers」 Japan society of English Language Education,64p

https://www.jstage.jst.go.jp/article/arele/24/0/24_KJ00009295689/_pdf/-char/ja

の時間は日本の約 3 分の 2 にあたる 684 時間である。¹⁴⁸（日本における学校での英語学習時間は 928 時間）Harumi Ito の研究は、フィンランドの生徒と教員に英語教育成功の要因をアンケートによって調査した。それによると、どちらも重要であると答えた要因は、メディアによる英語使用回数の多さと英語教育の早期開始であった。一方、それほど重要ではない要因は、グローバリゼーションに対する EU の言語政策と英語教員の質であった。また、英語教科書に焦点を当てた研究によると、フィンランドの英語教育成功につながる四つの特徴が教科書に見られた。一点目は学習者に対する十分量のインプット提供。二点目は基礎学校からの体系的な文法と語彙の指導。三点目はワークブックの中に含まれる豊かな課題。四点目は自発的な学習を促す装置である。また同研究によれば、日本の中学生が学ぶ同じくらいの量の文法、語彙を初等教育段階で学習する。ただ、それによる英語学習への興味・関心への低下は起こらず、むしろ英語に対する肯定的な気持ちを持っている生徒が多いとのことである。¹⁴⁹

II—2 教育コスト

フィンランドは資源に恵まれているわけではなく、人口も決して多い国ではない。そのため、国の継続的発展のために高い質の人材を養成することに対する社会的なコンセンサスがある。1995 年から 2014 年までの GDP に占める教育費の割合の経年変化を見ていくと、1995 年 4.0%（OECD 平均 3.6%）2000 年 3.6%（OECD 平均 3.6%）2005 年 3.9%（OECD 平均 3.7%）2011 年 4.1%（OECD 平均 3.8%）2014 年 3.9%（OECD 平均 3.6%）である。OECD 平均が基本的には毎年 3.6% 前後であるのに対して、フィンランドは 2000 年こそ 3.6% と落ち込んだものの、それ以外の年は 4.0% 前後と OECD 平均を上回っている。それに対して日本は毎年 3.0% 前後と OECD 平均を大幅に下回っている。フィンランドの教育の基本原理は教育の平等性である。そのため、就学前教育、基礎教育、後期中等教育を通して授業料や給食費は全

¹⁴⁸ 同上

¹⁴⁹ 同上, 73-74p

くかからない。特に、すべての6歳児を対象にした就学前教育、義務教育である基礎学校においては基本的に教科書や教材、筆記用具なども無料で提供される。

II-3 教育制度

3-a 教育内容

A-1 愛国教育

愛国教育も行われている。特徴的な事柄は、各地で「英雄墓地」を訪問し花を置くことである。¹⁵⁰フィンランドでは戦死者を祀る機関がない。遺体はそれぞれの出身地に送られ、それぞれの地域の教会の一角に埋葬された。各地の主要な教会には普通の墓地とは異なる「英雄墓地」と呼ばれる場所が設けられている。個性を押しした画一的な墓地には名前、生年月日のみが刻まれている。卒業式後にこの「英雄墓地」を表敬訪問するのである。

A-2 性教育

フィンランドでは性教育は、よく生きるために必要な素養として教えられている。性教育が扱っている内容は広く、性交、妊娠、出産などはその一部のメカニズムにすぎない。性教育が始まる時期も、子供が自身の性器に気づき、好奇心を持ち始めたころから、ゆるやかに絵本などを通じて始まる。小学校では性交、妊娠、出産などを学び、その後、カップルの関係や人間関係、同性愛などの性的指向、児童ポルノなどの多種多様な話題を高校までに学ぶ。

フィンランドでは子供の権利を出発点とする考え方を見て取れる。¹⁵¹

A-3 人生観の知識

¹⁵⁰ 岩竹,32p

¹⁵¹ 同上,56-57p

フィンランドにおいて小学校から高校にかけて、道徳に関わることを学ぶ科目に、「人生観の知識」という科目がある。¹⁵²これは、「宗教」の授業を取らない生徒のために、哲学、倫理学、社会学、政治文化、道徳などを横断的に学習する科目である。小学校で扱われている「人生観の知識」の小学校の教科書の一節を取り上げる。この教科書には「どうやって、私はそれが正しいと判断できるか」の章があり、そこでは三つの基準があげられている。一つ目は美徳の発達が直接的に道徳心を養成すると考えたアリストテレスの考え方方が導入されている。二つ目は、すべての人に通ずる普遍的な正しさが存在するとするカントの考えが紹介されている。三つ目は、行為の結果から判断する功利主義的観点から論じられている。このように道徳、正義といった事柄を哲学的な視点から考察するといった内容が見て取れる。この教科書の構成は日本の道徳教科書とはかなり異なるものである。

A-4 学校の高い自立性

フィンランドでは自治体、学校、教員が高い自立性を有しており、状況に応じて柔軟にカリキュラムや方針を変更することができる。初等教育、前期中等教育のカリキュラムに関しては国全体としては教科ごとに必要最低限割くべき時間が定められているだけである。この枠内で学校側は柔軟に各学年時にどの科目にどの程度の時間を割くかを決定することができる。例えば、母語の時間は国のカリキュラムによれば、1、2年次において14時間と定められている。この14時間の配分を学校側は、1年次に7時間、2年次に7時間と配分をすることも可能である上に、1年次に6時間、2年次に8時間とすることも可能である。¹⁵³上記のような高い柔軟性は、現場の状況に応じて変化することができるという点で一定の有効性は認められる。しかし、当然それによって、地域間・学校間による教育の質、学力の差ができるのではないかという懸念も生ずる。そこで、フィンランドにおいては平等性を担保するために学校評価制度を取り入れており、各学校・自治体はその評価を踏まえて改善し

¹⁵² 同上,82p

¹⁵³ 高橋,20p

ていかなければいけないとされている。ただし、学校評価の方法も国が定めた画一的なやり方ではなく、学校側にゆだねられている。多くの場合では、学校評価は学校関係者への取材や簡易的なアンケート調査を集約し、学校の取り組みを評価している。¹⁵⁴

3-b 教育時間

フィンランドの教育制度は社会の需要と生活様式を踏まえて発展してきた。そのため、生活リズム、自然のサイクル、人間の体力が考慮されている。義務教育法によると、年間授業日数は 190 日までと定められている。基礎学校や高校では新学期が 8 月中旬に始まり、6 月上旬に終了する。そのため生徒だけでなく教師にも約 2か月間の休暇が与えられる。生徒の夏休みの過ごし方は年齢によって異なる。子供たちは夏休みを遊んで謡歌し、学年が上がるとサマーアルバイトをするのが一般的である。¹⁵⁵年間授業日数が少ないため、当然最低授業時間数も少なく 7 歳から 14 歳までは年間で 950 時間であり、これも OECD 平均を下回っている。また、フィンランドでは通学時間にも制限がある。義務教育法によれば、待ち時間を含めた一日の通学時間は全国どの地域であっても 2 時間 30 分までと定められている。PISA の生活実態調査によれば、フィンランドは「学校での正規の授業時間」「学校内や家または塾などで学校での正規の授業以外で授業に出席する時間」「自習または宿題をする時間」とともに OECD 平均を下回る結果となった。「自習または宿題をする時間」は一週間でおよそ 5 時間程度である。

3-c 教育システム

C-1 義務教育

¹⁵⁴ 山本,82p

¹⁵⁵ 高橋,42p

フィンランドの義務教育は7歳から16歳までの子供を対象にし、就学期間は9年間である。この期間に生徒が行く学校を基礎学校という。¹⁵⁶基礎学校は日本の小学校・中学校に対応する。基礎学校は全国に設置されている。フィンランドに定住している子どもは誰でも7歳からの10年間義務教育対象年齢期間となる。義務教育の終了条件は、定められた課程を修了する、もしくは義務教育開始から10年間経過する、のどちらかの要件を満たすことである。義務教育では学年ごとにクラスに分けられる。6学年までの初等教育段階では学級担任が授業を担当する。学級担任が複数科目を指導する。前期中等教育段階の3年間は専門科目の教員が各々の専門科目を指導する。学期末には成績評価が行われる。4~10の7段階評価が採用されている。平均的な水準を示すのが7に対して、4は不可となる。普通高校に進級する際には平均評定7が基準となる。習得主義のもと生徒には、自らの学習に対して責任を持ち一定以上の成果を上げることが求められ、学校側には生徒それぞれの学習目標を達成できるように支援する制度を整えることが求められる。その結果、実際に留年する生徒数は少ない。義務教育終了段階において、生徒は「第十学年」のプログラムを任意で受けることができる。一年間約1100時間の授業時間をもって行われるこのプログラムは、学校の勉強についていけず習熟度が十分でない生徒の受け皿となっている。毎年、該当年齢層の2~3%がこのプログラムを受講している¹⁵⁷。

C—2 ホームスクール制度

フィンランドでは学習する義務はあっても、学校に行く義務はない。教育庁はこのことに関して以下のように説明している。学習義務は定められた学習量に相当する知識とスキルを得ることで達成できる。ゆえにそれは学校に行かなくても可能である。学校に行かないことに対して行政への許可の申し出等は不要であり、児童の学習義務の責任は保護者へと移行する。無償の教科書、教材、道具、給食、健康面のケア、通学援助などの学校に通うことでの恩恵はなくなる。だが、地方自治体が

¹⁵⁶ 高橋,192p

¹⁵⁷ 山本,88p

家庭に教科書を提供するなどのサービスを受けることはできる。学校に行かない場合、自治体が登録する児童生徒ではなくなるが、その代わり居住する自治体が学習状況を監督する。一般的には自治体が教師を任命し、学校での進捗状況、児童の進路に対する学習の位置づけなどを考慮して、保護者と話し合う。この話し合いの頻度は法的に定められてはいないが年に1回か2回である。ホームスクールを選ぶ理由は様々である。教育方針や哲学が合わない、子供が家で勝手に勉強する、天才的な才能を有している、宗教上の理由などがあげられる。2018年ヘルシンキに隣接するヴァンター市では2万2000人の小中学生のうち、29人がホームスクールで学んでいる。全国的に見れば約300人がホームスクールを選んでいるとのことである。¹⁵⁸

C—3 基礎学校から高校への進路

受験はなく、基本的には基礎学校での成績の点数によって高校が決定する。入学審査基準となる個々の最終成績データは、在籍している学校から電子データとして送られる。高等学校進学の場合、フィンランド語、スウェーデン語、外国語、歴史と現代社会、宗教、倫理、数学、物理、化学、生物、地理、保健の成績の平均点が評価の対象となる。また、表現、体育、音楽などの特別コースでは、その分野の成績に加えて学校外での課外活動も加味されて評価される。そして、すべての生徒がコンピューター上で点数化されて、各高校の定員にそって振り分けられる。毎回の定期テスト、課題・宿題の提出など日々の学校の活動が良い成績を獲得するための鍵となる。そのため、日本のような進学を目的にした塾産業は存在しない。

II—4 教員

4—a 教員の特徴

A-1 教員の授業の特徴

¹⁵⁸ 山本,88p

フィンランドの教員は基本的に修士号を有しており、その高い専門性が特徴である。¹⁵⁹そのため、教育活動現場において大きな裁量権が与えられている。定められたカリキュラムをどのように具現化するかは教師にゆだねられているため、授業スタイル、使う教科書は多岐に渡る。ある学校の授業の先生は、コンピューターを専門にしており低学年時にはアニメーションを利用した授業を展開した。生徒が話を考え、それに合わせたコマ割り、背景などを作り、アニメーションにさらに声を吹き込む。国語・美術・工作が連動した上記のような授業を行った。¹⁶⁰高学年時にはEU間のプロジェクトに参加しプログラミングを学び、ロボットを学び、簡単なゲームを作るなどの活動を長期間にわたり行っていた。また、別の学校のある授業の先生は、ハンガリーの算数教授法に基づいた教科書を用いて授業を進めている。これらからもフィンランドの教師は自分の思うように授業をデザインできることがうかがえる。

A-2 教員養成に関する特徴

初等教育・中等教育において教員として採用されるためには修士号が必要な条件である。教員志願者は教育学の専門的な知見を深めるだけでなく、修士課程において研究論文を書くことが求められる。基本的には初等教育段階の教員は教育学について、中等教育段階以降の段階の教員は自身の専門科目についての修士論文を執筆する。特別支援教育を学ぶことがカリキュラムに入っており、そこで様々な学習に対する困難を抱えた生徒に対して対応する術を学ぶ。教育実習は二つの形態があり、一つは大学のゼミで行われる模擬授業、もう一つは大学の附属校で行われる教育実習である。

¹⁶¹

A-3 教員採用に関する特徴

¹⁵⁹ 同上,99p

¹⁶⁰ 高橋,85p

¹⁶¹ 同上,102p

教員採用は学校設置者である自治体が行うことが一般的である。空きポストが生じた際に募集がかけられ採用が行われる。¹⁶²人事異動はあまり行われることはないため、同一の学校に長年勤める教員も少なくない。校長などの管理職に関しても同様に公募がかけられる。校長の応募資格としては、修士号を有していること、その学校の形態の教員資格を有していること、実務経験と学校経営に関する知識を十分に有していること、である。勤務年数に下限の年数などはないが、教員としての実務経験を持たない人が校長となるケースはほとんど見られない。教員の労働条件・賃金に関しては、全国自治体連合と教員組合の協議によって決定される。

A-4 教員の待遇と社会的地位

教員の金銭的な待遇は国全体の平均的水準とあまり変わらないが、社会的な地位が高いことが特徴的である。専門職としての自立性が確保されていることに加え、その専門性を社会に還元できるという点も教師という職業の魅力につながっている。そのため教員は保護者からの信頼を集めやすい。また、教員になるために取得する修士号は職業選択の幅を広げるという事実も人気を集めている要因の一つとなっている。修士号を取得している教員は社会的に評価が高いため、民間企業から声がかかることもある。また、本人の意向次第では博士号取得の進路もとることが可能であり、様々な道へ開けている点が教員修士号の特徴である。高校卒業時に定期的に行われる世論調査によると、教員はフィンランドにおいて最も人気の高い職業の一つである。¹⁶³

II-5 フィンランドの教育における課題

PISA 調査が開始されて以降、フィンランドはその好成績より世界から注目を集めてきたが、2009 年以降より成績は下降傾向が見受けられる。フィンランド国内においても学力水準低下・順位低下は問題視されているが、政策担当者や研究者が危惧

¹⁶² 同上, 105p

¹⁶³ 山本, 99p

している点は学習習慣や学習意欲の減退、経済的な事情の違いによる格差の拡大である。学習意欲向上のために、労働市場において直接的に役に立つスキルや知識を指導することや、PISA 調査などの定量的データを用いた原因解明などが検討されている。また、読書習慣が失われることへの危機感から読書活動を推奨するキャンペーンなども行われている。

フィンランドではこれまでに記述してきたように、経済的・社会的な違いによる受けられる教育機会の不平等がないような施策が打ち出されてきたが、近年では移民の増加による格差の増大が社会問題となっている。それに対して、移民に対する準備教育の強化や財政的な支援などを通じて国民全体の学力向上を図るとしている。

フィンランドの教育の優れている点として教員養成システムが一つあげられるが、近年では教員に対する研修制度が十分ではないとの批判がある。そのため、今一度教員に求められる資質を明確にし、大学教育に落とし込むことが求められている。

¹⁶⁴

II-6 教育の国際化・商業化の影響

フィンランドでは教育輸出プロジェクトが 2010 年以降本格的に開始した。教育輸出戦略は 2000 年に実施された PISA 調査が一位にランク付けされたことをきっかけにしている。¹⁶⁵その後およそ 10 年にわたり教育輸出戦略が政府内で検討され輸出の筆頭成長産業として位置づけられた。英語圏の高等教育展開によってほぼ寡占されている国際教育市場において非常にユニークな存在である。フィンランドは高等教育ではなく、初等・中等教育システムに着目し商品とする独自性を発揮し、新たな市場を開拓しつつある。主な輸出の方法としては、教員の養成、専門性を持つ教育、コンサルティングなどをクライアントの自国で展開するものであった。具体的な事例としては、ハーガ＝ヘリア応用科学大学は、国内で唯一職業教員養成部門が

¹⁶⁴ 同上,112p

¹⁶⁵ 山本,115p

ある大学である。この大学では専門の職業教員養成という強みを活かして、教員養成プログラムの輸出を国際的に展開している。2010年のスウェーデン教員養成研修に始まり、韓国、サウジアラビア、マレーシアなどの多様な国での教員研修事業に取り組んできた。また、教員研修のみならず中国、マレーシアなどでは経営管理研修を実施し、エストニアではホスピタリティー研修を行うなど、研修内容、実施する国も多岐に渡る。

III. 諸国と比較

III-1 シンガポール

2018年のPISA調査では読解力、数学リテラシー、科学リテラシーのいずれの分野においても2位と好成績を残している。さらには、2019年に行われたTIMSSにおいても全分野1位と抜群の成績を残している。シンガポールの教育の特徴は多人種主義・実力主義といった点にある。多くの多民族国家においては人種や民族による学校の分離などがみられるが同国ではそれが見受けられない。人種間の混在や交流を促すために学校には人種の配分枠が設けられており、一つの地域に特定の人種が集中しないように調整されている。また中学校や才能教育プログラムへの進学は、学力試験やCPEなどで実力に基づいて決定される。優秀な成績を収めた生徒には多額の奨学金が出される他、授業料免状などの特典もある。義務教育は小学校の六年間であり、就学率は97%に達する。そして義務教育最高学年である6年生には8月に卒業予備試験、10月には国家試験である小学校卒業試験(PSLE)がある。¹⁶⁶PSLEの結果によって入学する中学校や学力別コースが編成されるため、進路を大きく左右する試験である。そのため児童達は、幼稚園の頃からPSLEに向け学習に励む。その影響もあり、2012年に実施されたOECDの一週間にどの程度の時間自宅学習に費やすかというアンケート調査によると、シンガポールは9.4時間となっている。これは上海、ロシアに次ぐ時間である。ただしこの自宅学習時間は、塾や学校での特別授業などは含まれていないため、日本や韓国などの国では低めに出る傾向がある

¹⁶⁶ 二宮,148p

ことに留意する必要はある。しかしながら、それを考慮してもシンガポールの生徒の学習時間は多い傾向にあることは言えるであろう。小学校から中学校に進学する際に参照されるものが PSLE の結果である。PSLE の成績上位約 10%は中高一貫の IP 校に進学する。中位の約 50%が快速コース、下位の 40%が普通コースへと進学する形の習熟度別コースが編成される。また、シンガポールの学校で特筆すべき点は施設の新しさと情報コミュニケーション技術関連設備の充実ぶりである。教室にはプロジェクター投影用のスクリーンが設置され、無線 LAN なども配備され授業の多くがインターネットを用いて展開される。¹⁶⁷シンガポールでは 1997 年より ICT 教育マスター プランが始まり、全授業の 30%で ICT を利用することが定められている。近年では電子教科書の普及も進んでいる。シンガポールで唯一、大学学位レベルでの教員養成を行っている施設が国立教育学院（NIE）である。NIE では人文系・理工系の教員養成を目的とした 4 年間の学士課程がある上、ほかの大学の学部卒業者むけの 1~2 年間のディプロマ課程も設けている。教育省は教員の能力や適性に合わせて、校長・副校長などの管理職を目指す「リーダーシップトラック」、教科・生徒指導を専門に行う「教授トラック」、カリキュラムの開発、授業の評価・改善の研究開発に取り組む「上級専門トラック」の三つに分かれた職階制度を定めている。教員は勤務年数が 3 年経過後、自分が属するトラックを選定する。教員の勤務評価は非常に厳格であり、教育業績・授業パフォーマンス・勤務態度によって決定され、昇給・昇進に反映される。修士号を取得し、30 代で校長になる教員も少なくない。

III-2 日本

日本の教育制度は義務教育が小学校 6 年間、中学校 3 年間となっており、その後高校が 3 年、大学が 4 年間となっている。¹⁶⁸義務教育においては、授業料、教科書代は無料である。日本は 2018 年に実施された PISA 調査では読解力 15 位、数学的リ

¹⁶⁷ 同上, 150p

¹⁶⁸ 国立教育政策研究所, 13p

テラシー6位、科学的リテラシー5位という結果であった。また、2019年に実施されたTIMSSにおいては、小学校算数5位、小学校理科、中学校数学でそれぞれ4位、中学校理科3位という結果であった。これらの結果からも過去のデータからも日本ではPISA調査よりもTIMSSにおいてのほうが好成績を収めている傾向にある。日本の教育において特徴的である点は、教員が授業指導、生活指導、部活動指導をすべて一体化して行う点である。諸外国の教員は原則的には業務が授業に特化しているのに対して、日本では子供たちに必要な資質や能力を育成できるようにこのような一体化教育のスタイルが確立されてきた。教員が子供一人一人の状況を把握し、手厚くサポートすることで人格面での成長に大きな役割を果たしている。また教員だけでなく学校側も通学路の確保、夜回り指導などの献身的な活動が行われている。それらの活動が功を奏し、PISA調査、TIMSSでも一定以上の学力面の成果を上げる上に、日本人の世界的なイメージとしては「勤勉さ」「礼儀正しい」といったものが定着している。¹⁶⁹その反面、日本の教育制度における教員の負担は社会問題にもなっている。OECD国際教員指導環境調査（TALIS）によれば、日本の教員は一週間当たり勤務時間が参加国の中で最長となっている。内訳をみると、授業時間は諸国とそこまで変わらない一方、課外活動や事務作業に充てる勤務時間が長いことが見て取れる。

IV. 考察

これよりフィンランドの教育における正負両面を改めて論じる。フィンランド教育の正の側面としては主に2点あげられる。

1点目は、教育機会の平等性と学力の平等性の担保である。居住地や国籍、経済状況にできるだけ左右されないような施策を打ち出した結果、現にそれらを表す指標（経済状況が学力へ与える指標など）は相対的に低い（平等性が担保されている）。それらの施策に必要な費用はほとんどが公的負担であるため、GDPに占める教育費用はOECD平均を上回っている。また学力的にもOECDのデータより学内学

¹⁶⁹ 国立教育政策研究所,21p

力格差と学校間学力格差の両方が相対的に低いことが示されている。学内学力格差が低い要因は、学習状態がよくない生徒への手厚いフォローアップシステムにある。習得主義による留年制度、義務教育の余白として設けられている第十学年制度、さらには補習用の特別教員の配置など数多の制度の存在が格差を少なくしている。地域間格差が相対的に低い要因としては優れた教育を受けた教師を地方へ配備することに成功したことである。この点に関しては長年の課題であったが、都心の競争が激化し学校のいじめなどの負の側面が出てきたときに、地方の学校が地方の利点をうまく教師にアピールし軌道に乗せることができた。

2点目は、生徒、教師のどちらの負担を最小限に抑えながら一定以上の成果を生み出す点である。先述したように近年 PISA 調査においてはシンガポールなどの国のはうがフィンランドよりも上位にいる。しかしながら、シンガポールでは小学校 6 年生の段階で人生を左右する試験を受けねばならず、それに向けて物心がつかない幼少期から勉強する必要がある。そのため一週間あたりの児童の学習時間も長く、生徒の物理的・精神的負担が大きいことは容易に考えられる。現にシンガポールでは若年層の自殺率の高さが一つの社会問題となっている。また、2018 年時点での数学的リテラシー、科学的リテラシーの順位がフィンランドよりも上位である日本についても同様のことがいえる。日本では教員が授業のみならず、課外活動、部活動なども生徒を見るために、教員の労働時間が多いのが問題となっている。このように教員の負担が重くなることで日本では教員の離職率上昇という問題も発生している。PISA 調査上位国には概して上記のような傾向が認められる。つまり、生徒か教員どちらかの負担が重くなってしまうということだ。その反面、フィンランドは一定以上水準の成績を相対的に少ない授業時間、少ない労働時間で達成することができている。これらを達成することができる理由としては、PISA 調査で得点が取りやすい授業が展開されているからであると考えられる。PISA 調査は実生活に関連する課題について自分の知識・経験をもとにどのように考えるかが重要になってくる。フィンランドでは各学校に自立性が与えられ、教員に相当な裁量権がある。そのため授業は、教員により異なるが、各教科を縦断した実生活に基づく創意工夫に富んだ授業が増える。各学年どの科目にどの程度時間を割くかも柔軟に変更できるた

め、教育課程にそこまで縛られることなく生徒の考える時間を大事にすることも可能であると推察される。

次にフィンランドの教育における負の側面について考察していく。1点目は学力水準が低下してきていることである。フィンランドの教育が注目を集め始めた2000年においては、全分野1位もしくは2位を獲得していた。しかしながら、近年では読解分野、科学的リテラシーとともにトップ10位にランクインこそしているものの、順位は下降傾向にある。これらの要因としては、学習習慣や学習意欲の減退、読書習慣が失われつつあるなどのことがあげられる。

2点目は、教師を形成する集団が同質的であるという問題点である。フィンランドにおいて教員は社会的な地位が高く、学生にとって最も人気のある職業の一つである。そのため、毎年優秀な成績の学生の多くが教員を志願する。教員になるための試験は非常に難しく、志願者のわずか1割しか試験に合格することができない。故に、フィンランドの教員は経済的にも社会的にも恵まれ、能力的にも高い人物が多い。これはフィンランドの教育水準を高めている要因である一方、様々な弊害も生じる。成績的に優れた集団が教師を形成した場合、保守的になり新たな問題への対応が遅れがちになる可能性もある。また、経済的や能力的に恵まれない学生の気持ちが理解することができず、学校の学習についていくことができない生徒に対してどのように対応すればよいかがわからない恐れもある。

V. 本研究の課題

本研究の問題点としてあげられるのは、学力の基準をPISA調査にしている点である。PISA調査は現代社会に必要な素質を測るために開発された試験とはいえ、それによって計測できる能力はかなり限定的である。PISA調査のベースとなっている「キーコンピテンシー」（グローバル化や情報化が急速に進展する社会に対応することができる学力、人間力、コミュニケーション能力などの総合的な能力）が確立された原案となったOECD内で組織された国別報告書システム（CCP; Country Contribution Process）は、アメリカ合衆国、フィンランド、オーストリア、ベルギーなどの12か国が提出したものであり、日本や韓国などのアジア諸国は提出していない

い。そのため「キーコンピテンシー」はアジアに通用する学力観念であるかは定かではない。また、これらでは芸術、道徳、哲学、性教育などの領域を考慮することができていないのが実情である。

もう一つの問題点としては、フィンランドは生徒・教員への負担をあまりかけることなく一定以上の水準の成果を上げていると言及したが、金銭的な負担は相対的に増えている。教育費が占める GDP に対する割合は、シンガポールや日本と比較すると高い。そのため、教育という分野だけ見れば最も良い負担の仕方かもしれないが、国全体で見たときには他産業を圧迫している可能性もある。

VI. おわりに

本稿はフィンランドの教育が賛美される理由について基礎学校の観点より論じてきた。フィンランドの教育、シンガポール、日本との比較を通じて得られた推察される理由は主に三点である。一点目は PISA 調査での好成績。二点目は教育機会と学力の平等性担保。三点目は生徒と教員の負担を抑えながら一定以上の成績を収めている点である。以上の結論を導きだしたもの、本研究にはいくつか課題が残る形となった。PISA 調査を学力水準することへの妥当性検証不足、フィンランドの教育において金銭的負担が相対的に重い、上記二点はこれからより考察を深めていく必要がある。

参考文献

文部科学省国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査－2018 年調査国際結果の要約－」2019 年 12 月 https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03_result.pdf

二宮皓編著 「新版世界の学校－教育制度から日常の学校風景まで－」学事出版
2015 年

山本真梨子 「フィンランドにおける教育に関する研究－現代社会に求められる
「学力をどう育成するか」」兵庫教育大学大学院学校教育研究科 2009 年

file:///C:/Users/81805/Downloads/YX10102-002.pdf

OECD (2021), Reading performance (PISA) (indicator). doi: 10.1787/79913c69-en
(Accessed on 06 June 2021)

OECD (2021), Mathematics performance (PISA) (indicator). doi: 10.1787/04711c74-en
(Accessed on 06 June 2021)

OECD (2021), Science performance (PISA) (indicator). doi: 10.1787/91952204-en
(Accessed on 06 June 2021)

秋田喜代美・石井順治編著「未来への学力と日本の教育④ ことばの教育と学力」
明石書店 2006年

寺岡寛「比較経済社会学—フィンランドモデルと日本モデル」中京大学企業研究所 2006年

橋本紀子「フィンランドのジェンダー・セクシュアリティと教育」明石書店 2006年

ヘイッキ・マキパー著「平等社会フィンランドが育む未来型学力」明石書店 2007年

岩竹美加子「フィンランドの教育はなぜ世界一なのか」新潮新書 2019年

藤井ニエメラみどり・高橋睦子「フィンランド 育ちと暮らしのダイアリー」かもがわ出版 2017年

吉田文「文系大学院をめぐるトリレンマ—大学院・修了者・労働市場をめぐる国際比較」玉川大学出版部 2020年

Harumi Ito 「An analysis of Factors Contributing to the Success of English Language Education in Finland: Through Questionnaires for Students and Teachers」 Japan society of English Language Education

https://www.jstage.jst.go.jp/article/arele/24/0/24_KJ00009295689/_pdf/-char/ja

Harumi Ito 「An analysis of English Textbooks Used at Primary and Secondary Schools in Finland: In Search of Features Conductive to the Success of her English Language Education at School」 Japan society of English Language Education

https://www.jstage.jst.go.jp/article/arele/23/0/23_KJ00008635312/_pdf/-char/ja

石山和之「フィンランドにおける教育の歴史と現状」2011年

file:///D:/Users/D/Haruto/Downloads/1346_2555_013_05.pdf

OECD 「Education at a glance 2020:what proportion of national wealth is spent on educational institutions?」 (Accessed on 06 June 2021)

<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/623cd4d5-en.pdf?Expires=1622982472&id=id&accname=guest&checksum=8C45036657A45E178326F5C71A3E0CC5>

OECD 「Education at a glance 2020: who are the teacher?」 (Accessed on 06 June 2021)

<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/27f5f9c5-en.pdf?Expires=1622989045&id=id&accname=guest&checksum=7E1BBC5A97B371FC5D6A00A2BAF191D0>